

令和7(2025)年度
自己点検・評価報告書

令和8(2026)年6月
尚美学園大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革	4
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	9
基準 1. 使命・目的	9
基準 2. 内部質保証	13
基準 3. 学生	20
基準 4. 教育課程	46
基準 5. 教員・職員	70
基準 6. 経営・管理と財務	77
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	85
基準 A. 地域連携	86
V. 法令等の遵守状況一覧	90

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神・大学の基本理念

尚美学園大学は、尚美ミュージックカレッジ専門学校とともに学校法人尚美学園を母体としている。

本学園の建学の精神は、美を尊重し（尚美）、高い教養（全人教育）の叡智と思いやりの慈愛を育む「智と愛」である。

本学園の発祥は、大正 15(1926)年、東京市本郷真砂町（現 東京都文京区本郷）の地に赤松直によって開設された私塾の尚美音楽院である。校名の「尚美」は、「美（芸術）を尚（尊）ぶ」の意味を表し、当時の全人教育の新思潮を取り入れ、教育方針を「誠実な人間・豊かな教養、有為な音楽教養人の育成」に定めた。

創設者赤松直は、東洋音楽学校（現 東京音楽大学）卒業後、ヴァイオリニストとして活躍し、後半生を音楽教育に力を注いだ。彼は医家の家系に育ち、その遠祖は江戸時代中期安永年間[1772－1781]に笠間藩御典医に取り立てられ、のちに業績を称えられ藩医となった赤松寿軒である。医家である赤松家は、「医は仁術なり」という思想の中で、人間が本来備えている愛情（＝仁）すなわち「慈愛」の心に重きをおいた。学園開設時の教育方針である高い教養に基づく叡智と、創設者一族の医家の思想である慈愛に、本学園の建学の精神「智と愛」の淵源を探ることができる。

2. 使命・目的

尚美学園大学の使命・目的については、尚美学園大学学則第 1 条（目的）に「本学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、「智と愛」を建学の精神とし、総合的科学的思考の涵養を教育方針として、広範な教養を授けるとともに、芸術と情報及び政策を専門的かつ学際的に教授研究し、その深奥を究めて、各分野において指導的役割を果たしうる創造力と表現力並びに実践力を有する人材を育成することを目的とする。」と規定している。

また尚美学園大学大学院の使命・目的については、学則第 59 条（修士課程）に、「本学の大学院の修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うものとする。」と規定している。

各学部等の使命・目的については、学則第 1 条の 2（学部及び学科の目的）に本学に置く学部及び学科の人材養成及び教育研究上の目的を以下のとおり明確にしている。

芸術情報学部

芸術と情報技術を駆使した多様な表現を追求し、情報表現及び芸術表現における幅広い分野にわたっての専門的、総合的能力を活かして時代を先導する人材を養成する。

情報表現学科

- ・社会の高度情報化において、従来の芸術教育に情報・メディアコミュニケーションを統合した先見的な教育研究を行う。

音楽表現学科

- ・クラシック、ポップスの各分野における専門性の追求と同時に多角的な視座を養う

教育研究を行う。

音楽応用学科

- ・音楽ビジネスの世界における音楽制作と音楽産業の各分野の専門性の追求と同時に多角的な視座を養う教育研究を行う。

舞台表現学科

- ・舞台における表現を実践的かつ理論的に追求し、舞台芸術の伝統を踏まえ、あらゆる視座から将来への可能性を広げる教育研究を行う。

芸術表現学科

- ・パフォーマンス、クリエイト、ビジネスの各領域を実践的かつ論理的に追求し、デジタル社会で必要とされる新世代のエンタテインメントに関する教育研究を行う。

総合政策学部

現代社会におけるさまざまな政策課題を、政治、経済、法律、情報、文化などの諸分野にわたって研究し、問題発見—問題解決型の思考様式に基づいて政策立案できる人材を養成する。

総合政策学科

- ・社会科学の専門的知識を学び、国、地方自治体、企業、団体などの抱える政策課題を研究し、そのうえで問題解決を図ることができるような人材を養成する。

スポーツマネジメント学部

スポーツマネジメント学科

- ・多角的な視点からスポーツに対する理解を深め、現代社会における多様な課題を探究、解決できる人材を養成すること、また、マネジメントの視点から、スポーツにおける多様な価値を実践的、論理的に追求する教育研究を行う。

大学院にあっては、学則第 59 条の 2（研究科及び専攻の目的）に、本学に置く研究科及び専攻の人材養成及び教育研究上の目的を以下のとおり明確にしている。

大学院 芸術情報研究科

様々な芸術表現の可能性やメディアを駆使した芸術を多角的に追求するため、社会的、国際的に通用する情報表現及び音楽表現における幅広い分野にわたって高度の専門的能力を持った職業人を養成する。

情報表現専攻

- ・CG・映像、音響、コミュニケーションデザイン及び美術理論の各分野に関する幅広い基礎の上に新しい時代のメディアコンテンツの制作や研究開発に関する教育研究を行う。

音楽表現専攻

- ・器楽、声楽、ジャズ&コンテンポラリー、音楽創作、アート・マネジメント、音楽教育及び音楽理論の各分野に関する個々の分野での高度の専門性を追求と同時に多角的な視座を養う教育研究を行う。

大学院 総合政策研究科

国及び地方自治体並びに企業等で活躍し得る豊かな創造性と的確な判断力を備えた高度の専門的能力を持った職業人を養成する。

政策行政専攻

- ・ガバナンス・個別政策研究及び国際関係・地域研究を主たる研究対象とし、行政に重点を置いた政策の立案・実施・評価に関する教育研究を行う。

3. 大学の個性・特色等

本学の教育研究の特色は、教育基本法及び学校教育法に従い、本学の建学の精神「智と愛」を重視し、学則第1条に、「総合的科学的思考の涵養を教育方針として、広範な教養を授けるとともに、芸術と情報及び政策を専門的かつ学際的に教授研究し、その深奥を究めて、各分野において指導的役割を果たしうる創造力と表現力並びに実践力を有する人材を育成することを目的とする。」と謳っている。

また、創造力と表現力並びに実践力を有する人材の育成については、新しい分野・世界に「勇気」をもって果敢に取り組むとともに、自ら新しい分野・世界を「創造」し、その「創造」したものを他者に対し、「勇気」をもって表現できる人材を生み育てることがこれからの時代の要請に適うものであるとし、大学開学の指針として「勇気・創造」を提唱している。

「総合的」・「学際的」とは、既存の専門的な各学術領域からの視点とその各領域を超えた総合的、学際的な研究視点から、問題の本質的構造を見抜き、その問題を記述し（ディスクリプティブ・アプローチ）、解決策を導き出す方法（ノーマティブ・アプローチ）を意味する。技術革新による情報化、グローバル化が急激に進展する中で、「総合的な教養」の思考と、「科学的、専門的」な思考の両面から問題発見・問題解決を図る教育研究が最も大切だとの視点に立っている。

そのため本学の教育課程の編成は、「総合的」・「学際的」な教育を実践するために、スポーツマネジメント学科を除く各学科の下部組織にコース（情報表現学科・音楽表現学科・音楽応用学科・舞台表現学科・総合政策学科）を置いた履修体制をとっている。また、全学部において、教養教育の一環として学部学科の枠を超えて履修することのできる「全学オープン選択科目」を設置している。

情報化、グローバル化の進展する現在、本学の人材育成が先端的役割を果たしていくため、これまでの知見に拘泥することなく、柔軟な発想から生まれる「創造力」と新しい分野に「勇気」を持って果敢に取り組む姿勢が必要である。このためには共感と賛同を得るための説明力＝「表現力」も備えていなくてはならない。「勇気」をもって積極的に新たな創造を発想し思考し表現をどのように具象化し伝えるか、そこに「実践力」が求められる。本学では全学部・学科において、演習形式を軸とする少人数制の「基礎演習」を必修としている。専門研究に必要な基礎となる学修姿勢や方法を習得する場であるグループワークによる作業やディスカッション等を通し、学生の自ら学ぶ「創造力」、「表現力」を涵養している。

また、世界共通の情報ツールとしてのコンピュータ教育に力を入れている。教養科目に

「情報技術力」6科目を配置し、IT時代及び高度な情報技術社会に生活していくためのコンピュータの基本操作法、プログラミング、メディアリテラシー等を学び、情報科学について知識を深めることとしている。これは高度情報技術を活用した「表現力」向上を意図したものである。

Ⅱ. 沿革

1. 本学の沿革

本学園は、大正 15(1926)年、東京都文京区に赤松直が尚美音楽院の名称でヴァイオリン、ピアノ科を設置し開設したことに始まる。

開設から 10 年後、昭和 10(1935)年には当時の東京市（現 東京都特別区）により教員認定試験合格者の実績に多大なる功績が有り表彰を受けた。第二次大戦後、昭和 29(1954)年に音大受験科を設置、昭和 33(1958)年には各種学校としての認可申請を行い、翌年の昭和 34(1959)年に尚美高等音楽学園として東京都各種学校認可校となり、赤松直が学園長に就任、学園の基盤を整えた。

昭和 41(1966)年からは大学建設の礎の時期となる。この年、学園の創設者赤松直の跡を継いで赤松憲樹が学園長に就任した。翌年、昭和 42(1967)年に学園創設者一族の赤松家が学園の相続権を放棄し、その財産の寄附により東京都から学校法人尚美高等音楽学園の認可を受けた。

更に 5 年後の昭和 47(1972)年に法人名を学校法人尚美学園に変更（現在に至る）し、本館を新築（地上 9 階地下 1 階）、デジタル・シンセサイザー・ラボラトリー教室、デジタル・レコーディング・ラボラトリー教室を設備し、電子音楽楽器を教育界の中でいち早く取り入れ、音楽新時代に対応した。

昭和 51(1976)年には専修学校制度の発足に基づき、東京都認可の専門学校に昇格した。

昭和 56(1981)年に「人間と文化」、「音楽と社会」を教育実践目標（教育研究上のテーマ）とする尚美音楽短期大学を埼玉県川越市下松原の地に開学し、これまでの伝統的な西洋音楽を継承する音楽学科に加え、音楽と情報を有機的に関連付け、高度情報化社会への対応を図る音楽情報学科を開設した。

昭和 61(1986)年に尚美学園短期大学と改称し、同時に音楽ビジネス学科を増設し、音楽芸術の経営と文化政策、著作権等の領域を拡充した。

平成 2(1990)年には、情報コミュニケーション学科を増設し、情報・メディア・文化・コミュニケーションを総合的に扱う分野を新たに広げた。

平成 12(2000)年 4 月、尚美学園大学は尚美学園短期大学の 4 学科を継承、改組転換し、埼玉県川越市下松原に上福岡キャンパス（芸術情報学部情報表現学科、音楽表現学科）、同市豊田本（現 豊田町）に川越キャンパス（総合政策学部総合政策学科）を設け、2 学部 3 学科からなる 4 年制大学として開学した。

20 世紀後半の高度情報技術の進화가、既存のメディア環境・構造の基本から革新することになり、情報ネットワーク化は、コミュニケーションはもとより音楽や芸術の分野にも質的な変化をもたらした。一方、国際化・社会のグローバル化は政治・経済・文化・生活等、我々の社会基盤にも影響を及ぼし、新たなパラダイムや総合的な知識基盤の学術研究が大学に期待されることになった。本学園は、建学の精神「智と愛」のもとで、この時代

の要請に応えるために、「人間と文化」、「音楽と社会」の望ましいあり方を教育研究の目的として掲げ、これからの高等教育のあり方を模索していた。

本学は、大学経営環境の構造的な変化に対応するために、総合的かつ専門的な教育体系の充実を目指し、従来の短期大学教育を発展的に解消し、新たに4年制大学として開学するに至った。開学にあたっての指針は、「勇気・創造」である。この指針は、音楽を中心とした芸術分野はもとより、いかなる学術に携わる者にとって新しい分野・世界に「勇気」をもって果敢に取り組むとともに、自ら新しい分野・世界を「創造」し、その「創造」したものを他者に対し「勇気」をもって表現できる人材を生み育てることがこれからの時代の要請に適うものとして提唱した。

平成 13(2001)年、短期大学最後の卒業生より上福岡キャンパス本館正面入口左手前に学園の建学の精神「智と愛」と学園のロゴマークが刻まれた石碑が寄贈され、教職員、在学生はもとより本学への来学者に対しても本学が叡智の尊重と慈愛に基づく教育の場であることが印象付けられるようになった。(現在は川越キャンパスに移転)

平成 16(2004)年には総合政策研究科(修士課程)を、平成 18(2006)年には芸術情報研究科(修士課程)をそれぞれ開設した。平成 19(2007)年には総合政策学部ライフマネジメント学科を開設、平成 27(2015)年には芸術情報学部音楽応用学科及び舞台表現学科を開設し、2学部6学科2研究科3専攻の大学となった。令和 2(2020)年には総合政策学部ライフマネジメント学科の学生募集を停止し、スポーツマネジメント学部スポーツマネジメント学科を開設した。さらに、令和 8(2026)年には、芸術情報学部の音楽表現学科、音楽応用学科及び舞台表現学科を統合し、芸術表現学科を新たに開設し、3学部4学科2研究科3専攻の大学となった。このように本学は、社会の要請や時代の変化に対応しつつ、教育研究体制の充実を図るため、学科の新設・再編等を進めてきた。

本学園の沿革については、以下のとおりである。

○尚美学園大学の沿革

- 大正 15(1926)年 ・音楽家赤松直「尚美音楽院」を開設
東京市本郷真砂町 31 番地 (現 東京都文京区本郷)
- 昭和 29(1954)年 ・音大受験科開設
- 昭和 34(1959)年 ・「尚美高等音楽学園」各種学校認可、学園長に赤松直就任
- 昭和 41(1966)年 ・学園長に赤松憲樹就任
- 昭和 42(1967)年 ・「学校法人尚美高等音楽学園」学校法人認可、理事長に赤松ヤス就任
- 昭和 47(1972)年 ・「学校法人尚美学園 尚美高等音楽学院」に改称
- 昭和 49(1974)年 ・財団法人音楽教育研究所が本学園に移管、理事長に赤松憲樹就任
- 昭和 51(1976)年 ・専修学校制度の発足に基づき、「尚美高等音楽学院」が専修学校として認可
・ディプロマコース開設
- 昭和 56(1981)年 ・「尚美音楽短期大学」開学、音楽学科、音楽情報学科設置、学長に赤松憲樹就任
埼玉県川越市下松原 655

尚美学園大学

- 昭和 57(1982)年 ・理事長に赤松憲樹就任
- 昭和 58(1983)年 ・尚美高等音楽学院に音楽音響マスコミ専門課程設置
・財団法人日本音楽教育文化振興会設立（財団法人音楽教育研究所を改組）
- 昭和 59(1984)年 ・「東京音楽音響マスコミ専門学院」認可
・「尚美学園アビラックミュージックコミュニティーセンター」設立、名誉館長にフランス国営ポンピドーセンターイルカム館長 作曲家ピエールブレーズ氏就任
・アビラックデルファイクラブ設立
- 昭和 60(1985)年 ・尚美高等音楽学院を「東京コンセルヴァトアール尚美」に校名を変更
・東京音楽音響マスコミ専門学院を「東京音楽音響ビジネス専門学院」に校名変更
- 昭和 61(1986)年 ・尚美音楽短期大学を「尚美学園短期大学」に改称、音楽ビジネス学科開設
- 平成 元(1989)年 ・東京音楽音響ビジネス専門学院を「東京音楽音響ビジネス専門学校」に校名変更
・東京コンセルヴァトアール尚美を「専門学校東京コンセルヴァトアール尚美」に校名変更
- 平成 2(1990)年 ・尚美学園短期大学に情報コミュニケーション学科開設
・皇太子殿下（今上天皇）、尚美学園バリオホールに行啓、音楽会を鑑賞
- 平成 3(1991)年 ・専門学校東京コンセルヴァトアール尚美と東京音楽音響ビジネス専門学校を統合
- 平成 7(1995)年 ・アビラックデルファイクラブを「ボーダーレスフォーラム MONOLITH」に改称
- 平成 8(1996)年 ・「尚美人間科学総合研究センター」設立
- 平成 10(1998)年 ・専門学校東京コンセルヴァトアール尚美を「専門学校東京ミュージックアンドメディアアーツ尚美」に校名変更
- 平成 12(2000)年 ・尚美学園短期大学を改組転換し「尚美学園大学」開学、学長に堀江湛就任
芸術情報学部（上福岡キャンパス）：埼玉県川越市下松原 655
総合政策学部（川越キャンパス）：埼玉県川越市豊田町1-1-1
- 平成 16(2004)年 ・理事長に高野文雄就任
・尚美学園大学大学院 総合政策研究科政策行政専攻（修士課程）開設
- 平成 18(2006)年 ・尚美学園大学大学院 芸術情報研究科情報表現専攻（修士課程）開設
尚美学園大学大学院 芸術情報研究科音楽表現専攻（修士課程）開設
- 平成 19(2007)年 ・尚美学園大学 総合政策学部ライフマネジメント学科開設
- 平成 20(2008)年 ・学長に松田義幸就任
- 平成 21(2009)年 ・理事長に松田義幸就任

尚美学園大学

- ・ 尚美総合芸術センター付置
- 平成 25(2013)年 ・ 尚美学園大学 芸術情報学部（上福岡キャンパス）を川越キャンパスに移転・統合
- 平成 26(2014)年 ・ 学長に田邊敏憲就任
- 平成 27(2015)年 ・ 尚美学園大学
芸術情報学部音楽応用学科及び芸術情報学部舞台表現学科開設
- 平成 28(2016)年 ・ 学校法人尚美学園理事長及び尚美学園大学学長に久保公人就任
- 令和 2(2020)年 ・ 尚美学園大学
スポーツマネジメント学部スポーツマネジメント学科開設
- 令和 6(2024)年 ・ 学校法人尚美学園理事長及び尚美学園大学学長に永山賀久就任
- 令和 8(2026)年 ・ 尚美学園大学 芸術情報学部芸術表現学科開設

2. 本学の現況

・ 大学名

尚美学園大学

・ 所在地

埼玉県川越市豊田町1丁目1番地1

・ 学部構成

学部構成	芸術情報学部	情報表現学科
		音楽表現学科
		音楽応用学科
		舞台表現学科
		芸術表現学科
	総合政策学部	総合政策学科
	スポーツマネジメント学部	スポーツマネジメント学科
大学院構成	芸術情報研究科	情報表現専攻 音楽表現専攻
	総合政策研究科	政策行政専攻

・ 学生数、教員数、職員数

学部学生数：

令和8(2026)年5月1日現在（単位：人）

学部	学科	入学 定員	編入 学 定員	収容 定員	在籍者数				
					1年 次	2年 次	3年 次	4年 次	計
芸術情報学部	情報表現学科	250	20	1,040	302	278	249	274	1,103
	音楽表現学科	—	—	—	3	81	73	63	220
	音楽応用学科	—	—	—	3	92	71	75	241
	舞台表現学科	—	—	—	0	37	36	26	99
	芸術表現学科	150	10	620	207	—	—	—	207
	計	400	30	1,660	515	488	429	438	1,870

尚美学園大学

学部	学科	入学 定員	編入 学 定員	収容 定員	在籍者数				
					1年 次	2年 次	3年 次	4年 次	計
総合政策学部	総合政策学科	100	10	420	60	80	78	65	283
	計	100	10	420	60	80	78	65	283
スポーツマネ ジメント学部	スポーツマネジメント学科	160	10	660	236	252	176	193	857
	計	160	10	660	236	252	176	193	857
合 計		660	50	2,740	811	820	683	696	3,010

学 生 数 合 計 : 3,010 人 (科目等履修生、聴講生、研究生を除く)

大学院学生数 : 令和 8 (2026) 年 5 月 1 日現在 (単位 : 人)

研究科	専攻	入学 定員	収容 定員	在籍者数		
				1年次	2年次	計
芸術情報研究科	情報表現専攻	20	40	27	22	49
	音楽表現専攻	10	20	6	9	15
	計	30	60	33	31	64
総合政策研究科	政策行政専攻	10	20	8	5	13
	計	10	20	8	5	13
合 計		40	80	41	36	77

学部専任教員数 : 令和 8 (2026) 年 5 月 1 日現在 (単位 : 人)

学部	学科	教授	准教授	講師	助教	合計
芸術情報学部	情報表現学科	15	8	1	0	24
	芸術表現学科	18	8	1	0	27
	計	33	16	2	0	51
総合政策学部	総合政策学科	12	6	0	0	18
	計	12	6	0	0	18
スポーツマネ ジメント学部	スポーツマネジメント学科	7	6	1	0	14
	計	7	6	1	0	14
合 計		52	28	3	0	83

専 任 職 員 数 : 94 人

専任教職員数合計 : 178 人 (学長含む)

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的

1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映

①学内外への周知

②中期的な計画への反映

③三つのポリシーへの反映

④教育研究組織の構成との整合性

⑤変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 学内外への周知

本学では、建学の精神、使命・目的及び教育研究上の目的（以下、「使命・目的等」という。）を、学生、教職員、役員、学外関係者に対し多角的な媒体を用いて周知し、理解の促進に努めている。

大学ホームページ及び大学案内への、「建学の精神」「使命・目的」「教育方針」「教育目標」「教育研究上の目的」の掲載をはじめ、学生に対しては学生ハンドブックに「建学の精神」「使命・目的」「教育方針」とそれらが明記された学則全文を掲載し、毎年度春学期のオリエンテーションにて、これに沿った説明を行っている。また、オープンキャンパス等の大学説明会の場でも、「建学の精神」や「教育方針」について、受験生や保護者等の参加者に向けてわかりやすく説明している。更に、入学式、学位授与式の学長式辞、その他の行事等での学長による挨拶等においても、建学の精神、教育方針等に触れ、関係者への周知徹底及び理解の促進に努めている。

以上のように、対象者に応じた媒体の活用と対面での説明機会を設けることで、使命・目的等は学内外への周知に努めている。

1-1-② 中期的な計画への反映

令和 7 (2025) 年度から令和 11 (2029) 年度までの 5 か年における「学校法人尚美学園 中期計画」を策定し、「SHOBI START UP・未来を奏でよう」をスローガンとして掲げている。本中期計画は、建学の精神「智と愛」に基づくパーパス、ミッション、ビジョン、バリューを明示するとともに、「(1) 教育の質保証」「(2) 学生支援」「(3) 大学広報及びブランディングの強化」「(4) 地域社会等とのパートナーシップの確立・強化」「(5) 経営及び組織運営・管理」の 5 領域に基づく具体的な行動計画と達成指標を示しており、これに基づき各年度の事業計画及び予算編成に反映している。

1-1-③ 三つのポリシーへの反映

本学では、令和 7 (2025) 年度以前入学者と令和 8 (2026) 年度以降入学者の双方について、建学の精神「智と愛」及び学則第 1 条に掲げる目的に基づき、各学部・学科及び研究科・

専攻ごとに「ディプロマ・ポリシー」「カリキュラム・ポリシー」「アドミッション・ポリシー」の三つのポリシーを定めている。これらのポリシーは、いずれも使命・目的等を具体的な教育像として一貫して反映しており、教育の質保証となる体系的な構築がなされている。

1-1-④ 教育研究組織の構成との整合性

本学は使命・目的等を達成するため、図 1-1-1 に示すとおり、3 学部 6 学科と 2 研究科 3 専攻を設置し、各専門分野における適切な教育研究体制を整えている。

教育研究に関わる学内意思決定は図 1-1-2 に示すとおり「教育研究評議会規程」に従って教育研究評議会を設置し審議の上、学長が決定することになっている。ただし、教育に関わる重要な事項については、事前に「教授会規程」に従って設置された教授会の意見を聴くこととなっている他、各種委員会を設け、事務局職員が参画することにより、学長のガバナンスのもとで教育研究評議会を中心に教職協働に基づく教学マネジメント体制が有機的に整備されている。

図 1-1-1 尚美学園大学組織図

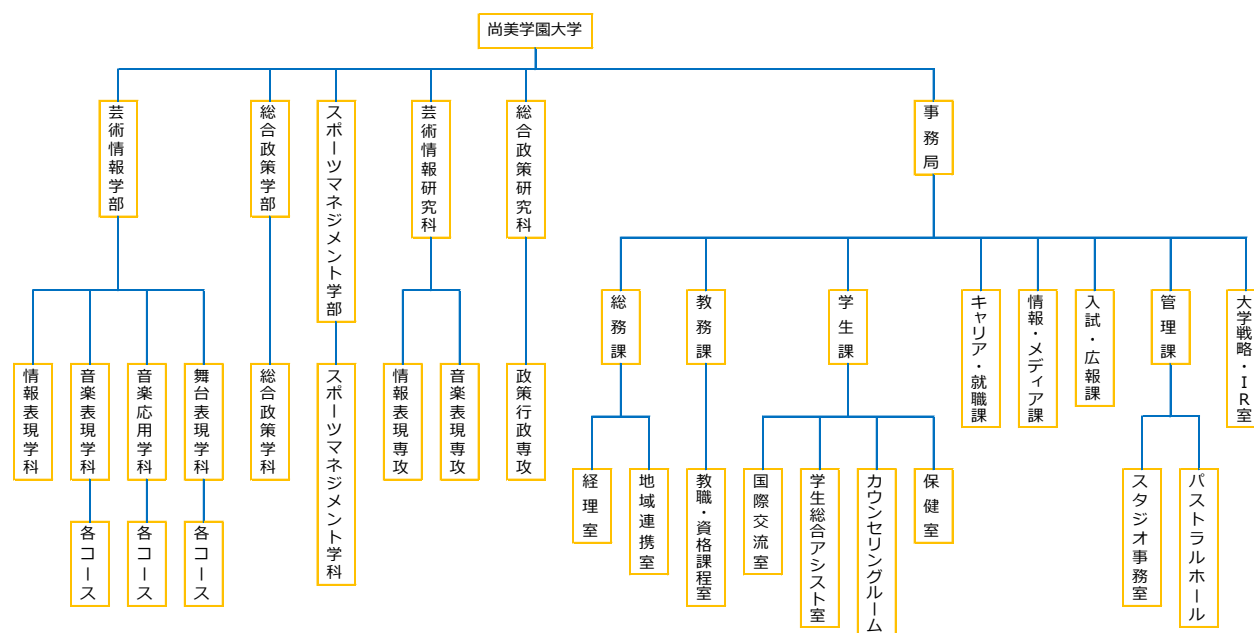
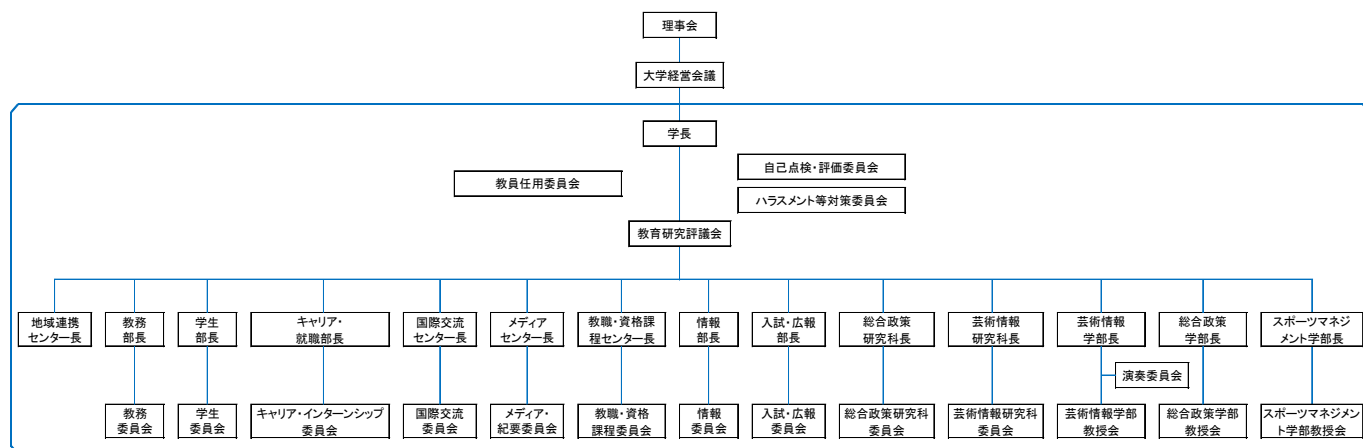


図 1-1-2 尚美学園大学教育研究組織図



1-1-⑤ 変化への対応

平成 12(2000)年 4 月、尚美学園大学は尚美学園短期大学の 4 学科を継承、改組転換し、埼玉県川越市下松原に上福岡キャンパス（芸術情報学部音楽表現学科、情報表現学科）、同市豊田本（現 豊田町）に川越キャンパス（総合政策学部総合政策学科）を設け、2 学部 3 学科からなる 4 年制大学として開学した。

20 世紀後半の高度情報技術の進화가、既存のメディア環境・構造の基本から革新することになり、情報ネットワーク化は、コミュニケーションはもとより音楽や芸術の分野にも質的な変化をもたらした。一方、国際化・社会のグローバル化は政治・経済・文化・生活等、我々の社会基盤にも影響を及ぼし、新たなパラダイムや総合的な知識基盤の学術研究が大学に期待されることになった。本学園は、建学の精神「智と愛」のもとで、この時代の要請に応えるために、「人間と文化」、「音楽と社会」の望ましいあり方を教育研究の目的として掲げ、これからの高等教育のあり方を模索していた。

本学は、大学経営環境の構造的な変化に対応するために、総合的かつ専門的な教育体系の充実を目指し、従来の短期大学教育を発展的に解消し、新たに 4 年制大学として開学するに至った。開学にあたっての指針は、「勇気・創造」である。この指針は、音楽を中心とした芸術分野はもとより、いかなる学術に携わる者にとって新しい分野・世界に「勇気」をもって果敢に取り組むとともに、自ら新しい分野・世界を「創造」し、その「創造」したものを他者に対し「勇気」をもって表現できる人材を生み育てることがこれからの時代の要請に適うものとして提唱し、教育内容の改革・改善を実施してきた。

平成 16(2004)年には、国及び地方自治体並びに企業等で活躍し得る豊かな創造性と的確な判断力を備えた高度の専門的能力を持った職業人を養成するため、総合政策研究科（修士課程）を、平成 18(2006)年には、様々な芸術表現の可能性やメディアを駆使した芸術を多角的に追求し、社会的、国際的に通用する情報表現及び音楽表現における幅広い分野にわたって高度の専門的能力を持った職業人を養成するため、芸術情報研究科（修士課程）

を、それぞれ開設した。平成 19(2007)年には、総合政策学部、文化政策全般にわたる基礎的理解を通じて、政策学の視点から文化や芸術、スポーツを研究するとともに、文化活動の推進、育成を支援する人材を養成することを目的とし、ライフマネジメント学科を開設した。更に、総合政策学部ライフマネジメント学科スポーツコースを発展させ、スポーツの新しい価値を創造し、社会を動かすことができる人材の育成を目的としたスポーツマネジメント学部を、令和 2(2020)年度に開設した。

平成 27(2015)年、IT 技術の進展に伴う音楽産業の構造的な変革に、IT の更なる進化に対応した教育研究の推進と新たなビジネスモデルの構築等、音楽産業に貢献し得る専門知識を習得した人材の育成が必要との観点で、音楽ビジネスの世界における音楽制作と音楽産業の各分野の専門性の追求と同時に多角的な視座を養う教育研究を行うことを目的とする音楽応用学科を芸術情報学部開設した。また、わが国における文化芸術の振興は、文化芸術振興基本法においても国家的課題として謳われており、「劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組みに関する指針」(平成 25 年文部科学省告示第 60 号)の中では「実演芸術に関する活動や劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な人材養成等を強化していく必要」が強調されている。このことに鑑み、これまでの総合政策学部ライフマネジメント学科におけるダンス及び演劇の科目や教育研究の分野を更に拡大・発展させ、高度な技能と知識の教授、及び研究を行うことが時代の趨勢であり本学の使命であるとの観点で、舞台における表現を実践的かつ理論的に追求し、舞台芸術の伝統を踏まえ、あらゆる視座から将来への可能性を広げる教育研究を行うことを目的とする舞台表現学科を、芸術情報学部開設した。

さらに令和 8(2026)年度には、デジタル社会の進展や若者の価値観の多様化、エンタテインメント産業の構造変化に対応するため、芸術情報学部の音楽表現学科・音楽応用学科・舞台表現学科を発展的に統合し、パフォーマンス、クリエイティブ、ビジネスの 3 領域を横断的に学ぶことができる芸術表現学科を新たに開設した。これは、既存学科の垣根を取り払い、総合的に芸術を学び、社会に還元できるよりスケールの大きな学びを実現することを目的としたものである。

このように、本学では、社会情勢の変化や学術・産業界の動向に対し、本学の使命・目的等との整合性をその都度検証し、学部・学科の改編や設置を機動的に行ってきた。今後も時代の変化を先取りした検証と組織の見直しを継続していく。

【基準 1 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学では、社会情勢の変化や学術・産業界の動向に応じ、平成 27(2015)年の音楽応用学科・舞台表現学科開設、令和 2(2020)年のスポーツマネジメント学部開設、令和 8(2026)年の芸術表現学科開設など、機動的な教育研究組織の改編を継続してきた。

また、令和 7(2025)年度から令和 11(2029)年度までを期間とする「学校法人尚美学園中期計画」を策定し、建学の精神「智と愛」に基づくパーパス・ミッション・ビジョン・バリューを明示するとともに、五つの領域に基づく具体的な行動計画と達成指標を設定したことで、使命・目的等を全学的な計画に体系的に反映する仕組みが整備された。

加えて、建学の精神、使命・目的等の周知については、大学ホームページ及び大学案内への掲載、学生ハンドブックを用いたオリエンテーションの実施、オープンキャンパス等での説明、入学式・学位授与式等の式典における学長式辞での発信等、対象者に応じた媒体と機会を組み合わせた多角的な取組みを通じて、ステークホルダーに対する理解促進が図られている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

第一に、18歳人口の急減やDX（デジタルトランスフォーメーション）の加速、生成AIをはじめとする新技術の急速な普及など、高等教育を取り巻く環境変化のスピードは想定以上に早い。これまで本学は社会情勢の変化や産業界のニーズに応じて機動的な組織改編を行ってきたが、現状の使命・目的等や教育目標が今後の時代の趨勢や新たな社会ニーズに常に適応し続けているか、全学的な視点から定期的かつ組織的に見直し・検証を行う仕組みをさらに緊密化させていくことが課題である。

第二に、使命・目的等の周知については一定の成果を上げているものの、近年の多様な背景を持つ入学者（社会人、外国人留学生等）や新任教職員の参画を踏まえると、これらの重要方針が単なる形式的な文言に留まらず、教育・学修の現場において実効性をもって理解され、行動に結びつくことが求められる。とりわけ、令和8（2026）年度入学者から新しい三つのポリシーが適用されることに伴い、新ポリシーに込められた本学の使命・目的等を学内外のステークホルダーに改めて浸透させていく必要がある。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

本学の使命・目的については、今後も時代の趨勢を見極め、社会情勢等の変化やニーズに対応させるための組織的な取組みを継続的に行っていく。

現行の中期計画に基づき、新三ポリシーに対応したカリキュラム・マップの作成、科目ナンバリング、シラバス改定を進めるとともに、令和10（2028）年度を目途とした学修ポートフォリオシステムの全学的導入及びDPループリックの活用により、使命・目的等の達成状況の可視化と教育の質保証を一層強化する。周知についても、従来の取組みを継続しつつ、多様なステークホルダーに向けた情報発信を効果的に展開していく。

基準 2. 内部質保証

2-1. 内部質保証の組織体制

①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学では、学則第2条において「教育研究の向上を図り、第1条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する」と定め、自己点検・評価委員会を主体として、学部・学科・研究科・各部・各セ

ンター及び事務局の各部署（以下「各部署」という。）によって自己点検・評価を実施している。

自己点検・評価委員会の任務は、「尚美学園大学 自己点検・評価委員会規程」第4条において規定され、学長を委員長とし、学部長、研究科長、学科長、部長・センター長、事務局長等、教員組織、職員組織の責任ある立場の教職員を委員に配置して、責任体制を確立している。また、このような内部質保証の取組みについては「尚美学園大学 内部質保証に関する方針」を定めるとともに、同方針をより具体化した「令和6年度以降の本学における内部質保証体制の運営方法について」（学長裁定）を策定し、PDCA サイクルの構造を明示したうえで、内部質保証に向けた運用を行っている。

2-2. 内部質保証のための自己点検・評価

①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

②IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価については、自己点検・評価委員会が策定した基本方針や評価項目に基づき、毎年度実施している。

自己点検・評価のプロセスとしては、まず、各部署において所掌業務に即した自己点検・評価を実施し、自己点検・評価委員会が各部署から提出された点検・評価結果を精査・集約して、全学的な視点からの点検・評価を行っている。その結果については自己点検・評価報告書として取りまとめ、教育研究評議会、大学経営会議の議を経て学内に周知されるとともに、学外関係者による評価・意見聴取を実施し、意見書を徴求したうえで大学ホームページを通じて社会に公表している。

2-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

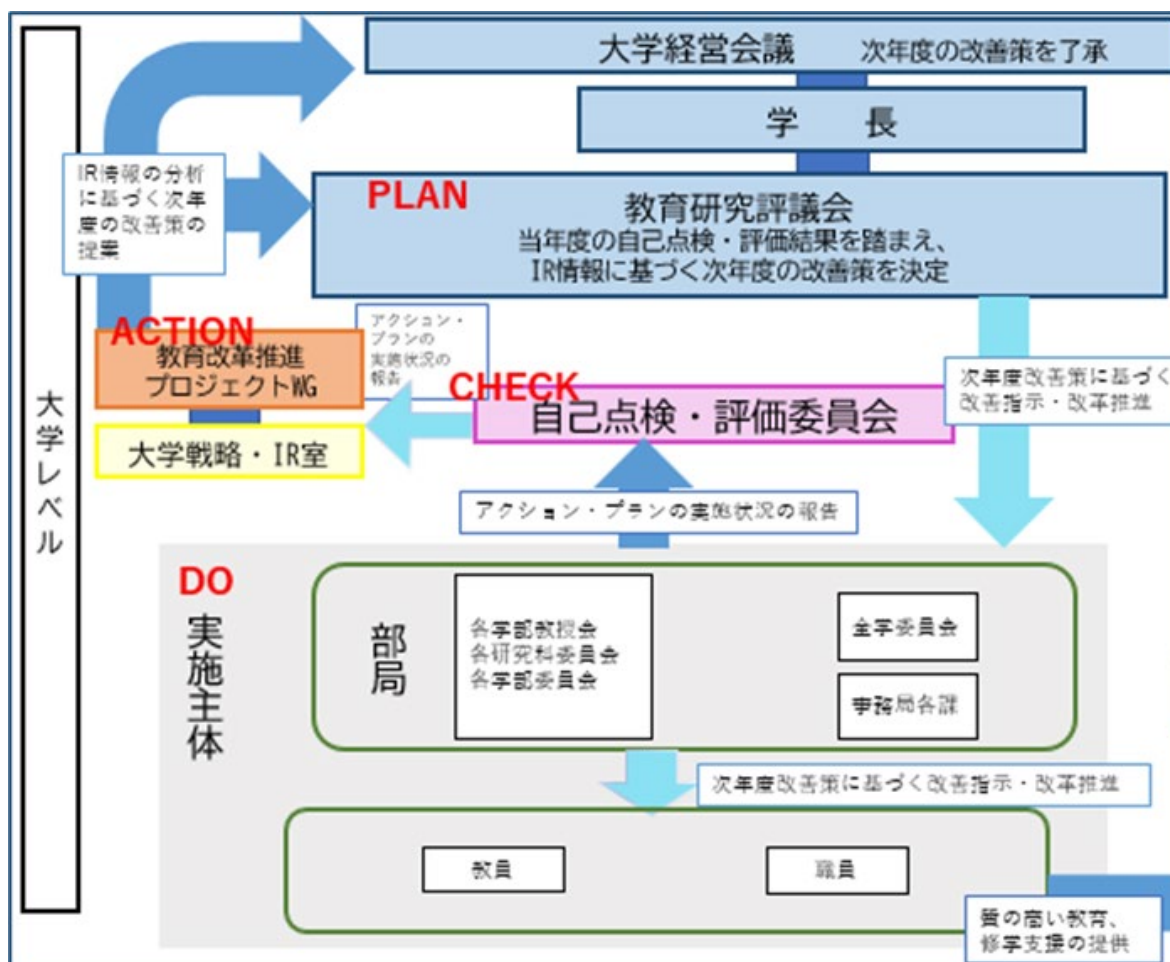
IR の対象となるデータについては、関係部署から収集される学生に関する情報（学位取得率、就職の状況、退学者数、GPA(Grade Point Average)等）のほか、各種アンケート等を通じて収集し、大学戦略・IR 室にて分析を行うとともに、教職協働により全学的な教育改善について検討する組織である「教育改革推進プロジェクト WG(Working Group)」にて、IR 情報の分析等に基づき、改善に向けた企画・立案を行っている。

本学におけるアンケート調査は、本学在学学生を対象とした「授業アンケート」、「学修成果、学修時間・学修行動に関するアンケート」、本学4年次生を対象とした「卒業時アンケート」、本学卒業生を対象とした「卒業後アンケート」、本学卒業生を採用している企業・団体を対象とした「就職先企業アンケート」を、大学戦略・IR 室と各関係部署が連携のうえで実施している。なお、授業アンケートの集計・分析結果については、学長、各学部長及び教務部長に報告したうえで、教育実践に顕著な成果をあげた教員を表彰する「ベストティーチャー」制度に活用している。

さらに令和7(2025)年度からは、新入生を対象として、進学行動や志望動機、本学に対する期待・イメージ、学修状況、進路意識等を把握することを目的に「新入生意識調査」を新設し、実施した。この「新入生意識調査」については大学戦略・IR室にて集計・分析を行い、学生募集広報における各学科の特色を活かした戦略について提言として取りまとめている。

各種アンケートに係る集計・分析結果は教育改革推進プロジェクトWGに報告され、その結果等に基づいて、次年度に向けた課題や見直すべき事項について整理した「尚美学園大学 教育改革アクション・プラン」の案を作成している。この案に基づいて、教育研究評議会及び大学経営会議が次年度の「尚美学園大学 教育改革アクション・プラン」を決定している。

当該アクション・プランに基づく教育改善活動の実施の進捗については、自己点検・評価委員会が評価を行い、次年度のアクション・プランに反映していく。このようなPDCAサイクルにより、持続的な教育改善活動が可能な体制を構築している。



2-3. 内部質保証の機能性

- ①学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用
- ②学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用
- ③内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

学生の意見・要望の把握については、令和 7 (2025) 年度より、教育、学生生活支援、就職支援、大学広報等に関する学生の意見・提案を聴取し、本学の運営改善に活用することを目的として、「学生モニター制度」を大学戦略・IR 室の所管により新設した。

「学生モニター制度」では、公募等により候補者を募集し、令和 7 (2025) 年度においては、学科・学年等のバランスに配慮したうえで 16 人の学生を選出した。選出された学生モニターからは、月 1 回程度、レポート提出及びヒアリングを通じて継続的に意見・要望を聴取した。

また、聴取した内容については半期ごとに報告書として取りまとめ、教育研究評議会を通じて全学に報告を行っている。加えて、各学科及び各部署に対し、学生モニターからの意見・要望を踏まえた改善実施の意向調査を行うなど、学生の意見を大学運営の改善に反映するための取組みを推進している。

2-3-② 学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

学外関係者からの意見聴取については、「就職先企業アンケート」、「卒業後アンケート」を通じて実施している。

「就職先企業アンケート」は本学卒業生を採用している企業・団体を対象として、本学卒業生に対する評価や、企業等が求める能力・資質を把握することを目的として実施するものであり、卒業生が企業・団体のニーズに応えられているかを確認するとともに、採用時に重視される能力や、本学卒業生に今後更に身につけてほしい能力、大学時代に経験しておくことが望ましい事項等について調査を行うとともに、企業等が期待する資格・知識等を把握することで、社会や産業界のニーズを分析している。令和 7 (2025) 年度においては 138 件の企業等から回答があり、その集計・分析結果については教育研究評議会を通じて全学に報告するとともに、「尚美学園大学 教育改革アクション・プラン」策定時の参考としている。

「卒業後アンケート」は本学卒業生を対象として、卒業後の進路状況や職業生活における満足度、本学で身につけた能力の有用性等を把握することを目的として実施するものであり、令和 7 (2025) 年度においては令和 2 (2020) 年度から令和 4 (2022) 年度の卒業生を対象に実施し、12 件の回答があった。なお、「卒業後アンケート」の結果をより有効に分析・活用していくためには、回答数の確保及び回答率の向上が課題となっている。このため、次年度に向けて、周知方法や回答依頼の手法等について見直しを行い、より多くの卒業生から回答を得られるよう改善策を検討・実施していく予定である。

2-3-③ 内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

本学においては、三つのポリシーを起点とした内部質保証をより充実化するために「尚

美学園大学「アセスメント・プラン」を策定し、機関レベル（大学全体）・教育課程レベル（学部・学科）・科目レベル（授業・科目）の3段階で、本学の教育成果を多面的に評価することとしている。具体的な内部質保証に係る手順としては、当該の「アセスメント・プラン」に則り、例年、学生に関する情報（学位取得率、就職の状況、退学者数、GPA等）及び授業アンケート等、各種アンケートの集計結果を分析し、分析結果に基づき次年度に取り組むべき課題及びその改善策を明らかにした「尚美学園大学 教育改革アクション・プラン」を策定している。当該のアクション・プランについては、学内に周知したうえで大学ホームページにおいて公表している。

また、令和7(2025)年度においては、学校法人尚美学園として、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までを計画期間とする中期計画を策定した。本中期計画は、私立学校法等の関係法令に基づき策定したものであり、策定にあたっては、教職協働による法人横断的な組織として「中期計画策定プロジェクトチーム」を設置し、全学的な視点から検討を行った。

当該プロジェクトチームにおいて作成した計画案については、大学に係る部分を教育研究評議会及び大学経営会議において審議したうえで、評議員会において意見聴取を行い、理事会の決議を経て機関決定した。なお、機関決定後は、本計画の内容を学校法人尚美学園及び尚美学園大学のホームページにおいて公表し、学内外への周知を図っている。

本計画の具体的な内容としては、スローガンとして「SHOBI START UP - 未来を奏でよう -」を掲げ、「教育の質保証」、「学生支援」、「大学広報及びブランディングの強化」、「地域社会等とのパートナーシップの確立・強化」、「経営及び組織運営・管理」を重点分野として、大学運営のより一層の健全化を総合的に推進することを目指すこととしており、令和11(2029)年度までに達成すべき指標や中期計画期間中の各年度において取り組むべき事項を担当部署等とあわせて明示している。

加えて、本計画に明示した取組みの進捗については、令和8(2026)年度以降各年度の事業計画書に反映することで管理を行うとともに、令和7(2025)年度以降の事業報告書についても本計画の内容に沿って作成していくことを予定している。

さらに本学では、三つのポリシー、特にディプロマ・ポリシーに基づく教育の実質化の推進に向け、学修ポートフォリオシステムの導入に係る検討を進めている。

当該のシステムの導入に向けては、学生が「何を学び、どのような能力を身につけたのか」という学修成果を可視化し、学生自身がその成果を実感・理解するとともに、社会に対して主体的に説明できるようになること、ディプロマ・ポリシーに基づく学生の能力の伸長状況をデータとして継続的に蓄積・分析し、その結果を教育課程や授業改善に反映させることで、教学マネジメントにおけるPDCAサイクルの構築及び教育の質保証の強化につなげること、学修成果の可視化を通じて、学生指導、キャリア支援、退学防止策等における活用を図り、学生一人ひとりに応じた支援体制の充実を推進すること、ひいては教学マネジメントの高度化により学生支援体制を強化することなどを目的に、令和9(2027)年度のシステム稼働を目標として検討を行っているところである。

検討にあたっては、令和7(2025)年度に、学修ポートフォリオシステムの導入に係る検討を行うための教職協働の組織として、「学修ポートフォリオシステム導入検討プロジェクトチーム」を設置した。当該のプロジェクトチームにおいては、学修成果の可視化に関

する本学としての基本的な方向性や、システム運用に関する方針について全学的な視点から検討を行うとともに、複数のシステム及びベンダーの比較・検討を進め、適切な担当ベンダーの選定を行った。

その結果、令和7(2025)年10月にハーモニープラス株式会社を担当ベンダーとして選定し、次年度以降、同社と連携しながらシステム構築を進めることとしている。併せて、学内における具体的な運用方法、学生・教員双方の利便性を踏まえた活用方策、教学システムとの連携等についても引き続き検討を進め、実効性の高い運用体制の構築を目指している。

スポーツマネジメント学部スポーツマネジメント学科に係る設置計画履行状況等調査等の結果については、令和2(2020)年度、令和3(2021)年度、令和4(2022)年度において、スポーツマネジメント学科及び既設学科(芸術情報学部情報表現学科)について、「入学者選抜の適切な実施等を通じ、入学定員超過の改善に努めること」との指摘事項(改善)が付され、令和5(2023)年度、令和6(2024)年度、令和7(2025)年度においては、スポーツマネジメント学科について「入学者選抜の適切な実施等を通じ、収容定員超過の改善に努めること」との指摘事項(改善)が付された。これらの指摘事項に対しては、「直近の歩留率の分析に基づき、入学者選抜の適切な実施及び合格者数の適正な設定を通じて、収容定員超過の改善に努める。併せて、入学定員超過率の適正化に向け、入試・広報委員会において必要な対策を講じる。また、退学防止措置の充実及び調査対象学部における教育の質及び魅力度の向上を図ることで、安定的な学生確保と適切な定員管理に努める。」こととしている。

【基準2の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

「学生モニター制度」や各種アンケートによる意見聴取については、学生を含むステークホルダーから意見・要望を把握することに留まらず、その結果を分析したうえで、教育活動や大学運営の改善に資する具体的な提案を行っている。これらの分析結果及び提案については、「尚美学園大学 教育改革アクション・プラン」の策定等に活用し、全学的な教学改善及び大学運営の質向上につなげている。

特に「学生モニター制度」を通じて得た学生からの意見については、学生モニターからの意見・要望を踏まえた改善実施の意向調査を行い、各部署において「当該の改善について実行済み」、「当該の改善について実行中」、「年度内に改善に向けた取組みに着手する」、「次年度以降に改善に向けた取組みを行うか検討する」のいずれかの意向を具体的に聴取するとともに、改善に向けた状況を確認することで、学生の意見を実際に大学運営の改善に反映していく体制を整備している。

また、学修ポートフォリオシステムの導入に向けては、学修ポートフォリオシステム導入検討プロジェクトチームを中心として、教員と職員が連携した教職協働による検討を継続的に実施し、学修成果の可視化や教学マネジメントへの活用方策、学生指導への展開等について全学的な視点から議論を重ね、システム導入の目的及び運用方針について学内の共通理解の形成を図った。さらに、複数のシステム及びベンダーについて比較・検討を行った結果、本学の教育目的や今後の教学改革の方向性に適した担当ベンダーを選定するに

至っており、全学的な合意形成のもとで導入準備を進めることができた。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

令和7(2025)年度の「学修成果、学修時間・学修行動に関するアンケート」の集計結果によれば、学生は「傾聴力」、「規律性」、「専門知識・能力」については比較的高い水準にある一方で、「発信力」、「働きかけ力」、「ストレスコントロール力」については十分に身につけていない傾向が見られる。また、学生自身は「規律性」、「発信力」、「実行力」の必要性を強く認識しているものの、「働きかけ力」、「ストレスコントロール力」に対する意識は相対的に低い状況にある。

一方、令和7(2025)年度の「就職先企業アンケート」の集計結果によれば、企業は「主体性」、「規律性」、「状況把握力」を重視しており、加えて「実行力」や「発信力」の向上を求めている。また、令和7(2025)年度の「卒業後アンケート」の集計結果によれば、卒業生からは、「専門知識・能力」、「主体性」、「規律性」が社会で役立っているとの評価が得られた一方で、「働きかけ力」、「課題発見力」、「ストレスコントロール力」については、在学中に更に伸ばしておくべきであったとの認識が示されている。

これらの結果を鑑みれば、学生の自己認識と社会から求められる能力との間には一定のギャップが存在しており、特に「発信力」、「働きかけ力」、「ストレスコントロール力」の育成が本学の教育活動における今後の課題となっている。また、企業等や卒業生が共通して重視する「主体性」、「実行力」、「規律性」についても、社会で活躍するための基盤的能力として、継続的に強化していく必要がある。

また、スポーツマネジメント学部スポーツマネジメント学科の設置等に係る「設置計画履行状況等調査」において付された指摘事項（改善）については、直近の歩留率の分析に基づく入学者選抜の実施や合格者数の調整等、段階的な改善施策を行ってきたものの、収容定員超過の改善には至っていない。今後は、社会情勢や志願動向の変化を見据えつつ、収容定員超過の状態を解消し、適切な教育環境を維持・向上するために学生数を適正化することが全学的な課題となっている。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

各種アンケート結果の分析を通じて明らかとなった教育活動上の課題については、次年度の「尚美学園大学 教育改革アクション・プラン」に反映し、全学的な課題として共有するとともに、教育改善に向けた具体的な施策の検討を進めていく予定である。

特に、学生と社会との間に認識の差が見られた能力や、企業・卒業生から継続的に重要性が指摘されている能力については、キャリア教育を含めた正課教育のみならず、課外活動、PBL（課題解決型学習）等を通じて体系的に育成する方策を検討していく。また、学生自身の主体的な学修意欲や将来に対する目的意識を高める観点から、学生の意識変容を促すキャリア教育や動機づけに係る機会の充実を図り、社会的・職業的自立につながる教育活動の強化を推進していく予定である。

スポーツマネジメント学部スポーツマネジメント学科の収容定員超過に係る外部評価による指摘事項等を踏まえ、教育環境の質保証及び適正な教学マネジメントの観点から、全学的な議論を経て令和8(2026)年4月に文部科学省へ収容定員変更の届出を提出した。こ

れにより、現在の入学需要の実態に即して収容定員を適正な水準に改め、収容定員超過の状態を改善するとともに、適正な S/T 比を確保し、もって教育の質の維持及び向上を図る。

基準 3. 学生

3-1. 学生の受入れ

①アドミッション・ポリシーの策定と周知

②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① アドミッション・ポリシーの策定と周知

本学のアドミッション・ポリシー（入学者受入れ方針）は、建学の精神のもとに定められた本学の使命目的、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づく教育内容を踏まえ、定めているが、本学では三つのポリシーの見直しを行い、新しい三つのポリシーが令和 7（2025）年度末に機関決定され、令和 8（2026）年度入学者から適用される。令和 7（2025）年度に実施した令和 8（2026）年度入学者選抜では、新しいアドミッション・ポリシーの下、学生の受け入れを行ったため、以下は、令和 8（2026）年度入学者から適用される新しいアドミッション・ポリシーを記載している。

（令和 8（2026）年度入学者以降）

【尚美学園大学 アドミッション・ポリシー（入学者受入れ方針）】尚美学園大学は、建学の精神である『智と愛』に基づき、本学が教育の基軸にすえる高い人間力を育むための全人教育と幅広い知識・技能を背景にそれらを社会で実践するための実践力教育を積極的に受容する資質・能力を有し、以下に掲げる学力の 3 要素を備えた人物を受け入れる。

【学力の 3 要素】

知識・技能

- ・高等学校の教育課程を幅広く修得している。
- ・専門分野の修学に必要な科目の基本的な知識・技能を有している。

思考力・判断力・表現力

- ・汎用的能力を有し、自らの考えを整理・表現するための基礎となる思考力・判断力・表現力を有している。

態度・意欲

- ・何事に対しても知的好奇心を持ち、社会課題に対して主体性を持って最後まで取り組む態度を有している。
- ・高い共感力のもと、他者と協力して何事にも積極的に取り組む意欲を有している。

各学部学科及び各研究科専攻のアドミッション・ポリシーは次のとおりである。

【芸術情報学部情報表現学科】

- ・情報表現の学びを通じて、物事の本質を見抜く審美眼を身につけたい人。
- ・情報表現の学びを通じて、独創的な発想力や創造力を身につけたい人。
- ・情報表現の学びを通じて身につけた発想力や創造力をカタチにし、それを社会に発信することで新しい価値を生み出したい人。
- ・情報技術力を修得し、社会課題に関するデータを収集し、それを分析することで社会に貢献したい人。
- ・先端的な情報表現方法を修得し、独創的な表現を通じて、人々の心を動かし感動させたいと考えている人。
- ・高等学校の教育課程の基礎的な知識・技能を幅広く修得しており、入学後に情報表現分野の知識・技能を幅広く身につけ、それを社会で実践していきたい人。
- ・高等学校の教育課程の基礎的な知識・技能を幅広く修得しており、入学後に身につけた情報表現分野の知識・技能を組み合わせることで新たな価値やアイデアを創造したい人。
- ・基礎的な論理的思考力により、自らが直面した課題を自覚し、その解決に向けて適切に判断ができ、自分の意見や考えをわかりやすく表現できる人で、入学後に情報表現の学びを通じて社会人として当然に求められる汎用的能力を身につけたい人。
- ・建学の精神『智と愛』のもとに、情報表現分野に興味・関心を持ち、多様な人々と関わり合いながら主体的に学ぶ姿勢で、情報表現を探究していこうと考えている人。

【芸術情報学部芸術表現学科】

- ・芸術表現の学びを通じて、物事の本質を見抜く審美眼を身につけたい人。
- ・芸術表現の学びを通じて、独創的な発想力や創造力を身につけたい人。
- ・芸術表現の学びを通じて身につけた発想力や創造力をカタチにし、それを社会に発信することで新しい価値を生み出したい人。
- ・情報技術力を修得し、社会課題に関するデータを収集し、それを分析することで社会に貢献したい人。
- ・芸術表現の専門性を深め、自分だけの独創的な表現行為を通じて、人々の心を動かし感動させたいと考えている人。
- ・高等学校の教育課程の基礎的な知識・技能を幅広く修得しており、入学後に芸術表現分野の知識・技能を幅広く身につけ、それを社会で実践していきたい人。
- ・高等学校の教育課程の基礎的な知識・技能を幅広く修得しており、入学後に身につけた芸術表現分野の知識・技能を組み合わせることで新たな価値やアイデアを創造したい人。
- ・基礎的な論理的思考力により、自らが直面した課題を自覚し、その解決に向けて適切に判断ができ、自分の意見や考えをわかりやすく表現できる人で、入学後に芸術表現の学びを通じて、社会人として当然に求められる汎用的能力を身につけたい人。
- ・建学の精神『智と愛』のもとに、芸術表現分野に興味・関心を持ち、多様な人々と関わり合いながら主体的に学ぶ姿勢で、芸術表現を探究していこうと考えている人。

【総合政策学部総合政策学科】

- ・社会科学分野の学びを通じて、さまざまな社会課題を発見し、それを解決して、広く社会に発信することで社会貢献をしたい人。
- ・社会科学分野の学びを通じて、論理的思考力を身につけたい人。
- ・社会科学分野の学びを通じて、自分だけの強みを発見し、それを発揮して社会で活躍したいと考えている人。
- ・高等学校の教育課程の基礎的な知識・技能を幅広く修得しており、入学後に社会科学分野の知識・技能を幅広く身につけ、それを社会で実践していきたい人。
- ・高等学校の教育課程の基礎的な知識・技能を幅広く修得しており、入学後に身につけた社会科学分野の知識・技能を統合することで、新たな視点で社会課題を発見し、広く社会一般に対して問題提起を行うなど社会を主導する人材を目指す人。
- ・基礎的な論理的思考力により、自らが直面した課題を自覚し、その解決に向けて適切に判断ができ、自分の意見や考えをわかりやすく表現できる人で、入学後に社会科学分野の学びを通じて、社会人に当然に求められる汎用的能力を身につけたい人。
- ・建学の精神『智と愛』のもとに、社会科学分野に興味・関心を持ち、多様な人々と関わり合いながら主体的に学ぶ姿勢で、社会科学を探究していこうと考えている人。

【スポーツマネジメント学部スポーツマネジメント学科】

- ・スポーツマネジメント分野の学びを通じて、自分だけの強みを発見し、それを活かして社会で活躍したい人。
- ・スポーツマネジメント分野の学びを通じて、リーダーシップを身につけるとともに、物事を最後までやり抜く力を身につけたい人。
- ・スポーツマネジメント分野の知識・技能を基に、自らの目でさまざまなスポーツ課題を発見し、多様な人々を巻き込み、協働しながら解決することで、スポーツ振興に貢献したい人。
- ・高等学校の教育課程の基礎的な知識・技能を幅広く修得しており、入学後にスポーツマネジメント分野の知識・技能を幅広く身につけ、それを社会で実践していきたい人。
- ・基礎的な論理的思考力により、自らが直面した課題を自覚し、その解決に向けて適切に判断ができ、自分の意見や考えをわかりやすく表現できる人で、入学後にスポーツマネジメント分野の学びを通じて、社会人として当然に求められる汎用的能力を身につけたい人。
- ・建学の精神『智と愛』のもとに、スポーツマネジメント分野に興味・関心を持ち、多様な人々と関わり合いながら主体的に学ぶ姿勢で、スポーツを探究していこうと考えている人。

【大学院 芸術情報研究科情報表現専攻】

- ・芸術と科学の融合及びデジタルコンテンツの制作や研究に対し、創造性と勇気を以て新たな領域を切り拓き、旺盛な意欲で取り組んで行ける方
- ・映像・音響、CG・美術、ゲーム・ソーシャルネットワーク分野など、教育研究が行われるいずれかの分野において、大学で専門教育を受けたかあるいは社会においてそれ

に相当する高い専門能力を身に付けた方

【大学院 芸術情報研究科音楽表現専攻】

- ・音楽についての深い知識と高い技術を身に付け、器楽、声楽、ジャズ&コンテンポラリー、音楽創作、アート・マネジメント、音楽教育の各分野における表現、創作、研究に必要な優れた能力を養い、変貌しつつある社会のニーズに対応できる人間を目指す方
- ・音楽という伝統芸術の規範を継承しつつ、新しい時代に向けて創造的な足跡を刻む勇氣と強い意志、幅広い視野と関心、論理的思考と具体的な行動力を持った方

【大学院 総合政策研究科政策行政専攻】

- ・複雑・多様化する社会の諸問題に対して、自ら問題を発見し、その解決を提言できる能力を身につけ、社会に貢献しようとする学生や社会人
- ・社会科学の分野における政策実現や会社起業・マネジメントに必要となる思考力及び文章表現能力等の能力を有する学生や社会人

これらのアドミッション・ポリシーは、大学ホームページや大学案内、学生募集要項等に明示して周知を図っている。また、受験生や保護者等に対してはオープンキャンパスや進学ガイダンス等にて、高等学校教員に対しては高等学校訪問や大学説明会等にて、各種資料の配布や直接説明を行い周知している。更に、海外国籍の優秀な人材を確保するべく、海外・国内の各種学校訪問、大学説明会、学校内説明会等で、留学生の学修ニーズに対応した説明を行っている。これら各イベントでアドミッション・ポリシーの理解や定着を行うとともに、受験予定者自身の振り返りを促すことで、「学力の3要素」で求められている知識・技能、思考力・判断力・表現力、主体性・多様性・協働性などを整理するための機会を提供している。

3-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

本学は、アドミッション・ポリシーの整合性、入試内容や時期等の入学者選抜方法について、毎年度、入試・広報委員会で検証及び審議している。入試・広報委員会は、「尚美学園大学 入試・広報委員会規程」に基づき、入試・広報部長が委員長となり、学部長の推薦に基づき学長が指名する専任教員及び事務局長が指名する事務職員をもって構成しており、入学試験に関する事項、学生募集に関する事項、大学広報に関する事項を企画、立案、調査、審議している。

入学試験に関する事項は、委員会で審議されたのち「学生募集要項」として、アドミッション・ポリシー、募集人員、出願要件、出願手続、試験期日、評価方法、試験場、入学検定料その他入学に要する経費の種類・額やその納入手続・期限等、入学志願者が出願等に必要な事項を記載し、必要とする者に配布している。

学生募集に関する事項は、当該年度の学生募集戦略、オープンキャンパス運営方法等を委員会で審議し、実施している。令和7(2025)年度の学生募集の主な取り組みとしては、高校訪問や進学ガイダンス参加など、対面でのアプローチにより大学紹介を積極的に実施し、

オープンキャンパス等の動員数向上に取り組んだ。オープンキャンパスでは、大学や学部学科の魅力が伝わるよう体験授業の実施、学生の作品紹介、カリキュラムやゼミ紹介を実施するなど、イベント内容の充実を図り、年間参加者数はのべ 3,174 人（同伴除く。）となり、前年度の 2,934 人から約 108%増加した。また、高等学校との高大連携協定を新たに 5 件締結し、優秀な学生の獲得に努めている。

大学広報に関する事項は、大学広報に係る基本方針及び大学広報実施計画の策定、各種メディア展開、大学ホームページの更新や SNS の運用等を委員会で審議し、実施している。

上記の取り組みを経て、入学者選抜区分別に総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜、特別選抜、編入学選抜及び大学院選抜を「尚美学園大学 入学者選抜規程」に基づき、それぞれ厳正に実施した。入学試験における合格者の判定は、学長、各学部長・各学科長、各研究科長・各専攻長（大学院選抜に限る。）、入試・広報委員長、入試・広報委員（事務職員を除く。）、事務局長、事務局次長、入試・広報課長を構成員とした入学試験実施本部による合否判定会議を経て、学長が決定している。

3-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

全学部の入学者数は、令和 8 (2026) 年度入試において計 795 人であり、入学定員 660 人に対して充足率は 120.4%であった。なお、5 年間の平均は 113.7%であり、安定した入学定員充足率を維持している。

学部 入学定員充足率の推移

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
充足率 (%)	109.2	105.2	111.7	122.4	120.4
入学者数	721	694	737	808	795
入学定員	660	660	660	660	660

学部・学科別 入学定員充足率の推移

学部・学科	項目	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	平均入学定員充足率 (%)
芸術情報学部 情報表現学科	充足率 (%)	137.3	136.8	120.4	123.6	117.2	127.0
	入学者数	261	260	265	272	293	
	入学定員	190	190	220	220	250	
芸術情報学部 芸術表現学科	充足率 (%)	—	—	—	—	138.0	138.0
	入学者数	—	—	—	—	207	
	入学定員	—	—	—	—	150	
芸術情報学部 音楽表現学科	充足率 (%)	75.7	87.1	102.8	117.1	—	95.6
	入学者数	53	61	72	82	—	
	入学定員	70	70	70	70	—	
芸術情報学部 音楽応用学科	充足率 (%)	110.0	94.2	127.1	122.8	—	113.5
	入学者数	77	66	89	86	—	
	入学定員	70	70	70	70	—	

尚美学園大学

芸術情報学部 舞台表現学科	充足率 (%)	60.0	41.4	105.0	100.0	—	76.6
	入学者数	42	29	42	40	—	
	入学定員	70	70	40	40	—	
芸術情報学部計	充足率 (%)	108.2	104.0	117.0	120.0	125.0	114.8
	入学者数	433	416	468	480	500	
	入学定員	400	400	400	400	400	
総合政策学部 総合政策学科	充足率 (%)	94.0	73.0	76.0	72.0	60.0	75.0
	入学者数	94	73	76	72	60	
	入学定員	100	100	100	100	100	
総合政策学部計	充足率 (%)	94.0	73.0	76.0	72.0	60.0	75.0
	入学者数	94	73	76	72	60	
	入学定員	100	100	100	100	100	
スポーツマネジメント学部 スポーツマネジメント学科	充足率 (%)	121.2	128.1	120.6	160.0	146.8	135.3
	入学者数	194	205	193	256	235	
	入学定員	160	160	160	160	160	
スポーツマネジメント学部計	充足率 (%)	121.2	128.1	120.6	160.0	146.8	135.3
	入学者数	194	205	193	256	235	
	入学定員	160	160	160	160	160	
合計	充足率 (%)	109.2	105.1	111.6	122.4	120.4	113.7
	入学者数	721	694	737	808	795	
	入学定員	660	660	660	660	660	

※令和 8 (2026) 年 4 月の芸術情報学部芸術表現学科設置に伴い、音楽表現学科、音楽応用学科、舞台表現学科は募集停止

大学院研究科の入学者数は、令和 8 (2026) 年度入試において計 40 人であり、入学定員 40 人に対して定員充足率は 100.0%であった。なお、5 年間の平均は 108.5%であり、安定した入学定員充足率を維持している。

大学院研究科 入学定員充足率の推移

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
充足率 (%)	110.0	140.0	100.0	92.5	100.0
入学者数	33	42	40	37	40
入学定員	30	30	40	40	40

大学院研究科・専攻別 入学定員充足率の推移

学部・学科	項目	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	5 年間平均充足率 (%)
芸術情報研究科 情報表現専攻	充足率 (%)	210.0	250.0	115.0	110.0	135.0	164.0
	入学者数	21	25	23	22	27	
	入学定員	10	10	20	20	20	
芸術情報研究科 音楽表現専攻	充足率 (%)	40.0	70.0	130.0	100.0	50.0	78.0
	入学者数	4	7	13	10	5	
	入学定員	10	10	10	10	10	
芸術情報研究科計	充足率 (%)	125.0	160.0	120.0	106.6	106.6	123.6
	入学者数	25	32	36	32	32	
	入学定員	20	20	30	30	30	

総合政策研究科 政策行政専攻	充足率 (%)	80.0	100.0	40.0	50.0	80.0	70.0
	入学者数	8	10	4	5	8	
	入学定員	10	10	10	10	10	
総合政策研究科計	充足率 (%)	80.0	100.0	40.0	50.0	80.0	70.0
	入学者数	8	10	4	5	8	
	入学定員	10	10	10	10	10	
合計	充足率 (%)	110.0	140.0	100.0	92.5	100.0	108.5
	入学者数	33	42	40	37	40	
	入学定員	30	30	40	40	40	

3-2. 学修支援

①教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

②TA(Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

教員と職員等の協働による学修支援体制としては、教育課程の運用及び学修支援に関する諸問題を所管する全学的な委員会組織として教務委員会がある。教務部長（教員）が委員長を兼務し、委員には芸術情報学部・総合政策学部・スポーツマネジメント学部の3学部6学科の専任教員に加えて教務課職員も委員として名を列ねており、この教職員の協働体制によって学修支援がなされている。

令和2(2020)年度は、感染防止対策のため、春学期は一般講義科目を中心とするオンライン授業と、実技・実習科目を中心とする対面授業に区分し、後者は夏期集中授業の体制を組んで運営した。秋学期はこれを再編し、対面授業とオンライン授業が同じ授業期間内におおむね半々の割合になるようにして、令和3(2021)年度に引き継いだ。その後は授業の実施状況を把握しつつ検討を重ね、令和4(2022)年度は講義・実習を問わず専門科目及び資格課程等の科目は原則対面授業とし、令和6(2024)年度からはごく特殊な性質の一部科目を除き専門科目・教養科目とも原則として対面授業で運営することとした。このような授業運営方針をはじめ、学内通信環境の整備や教室及び授業現場における感染防止対策指針の取り決め等の検討過程では学部長・学科長・教務部長・教務委員と法人・事務局職員が協働してきた。

3-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

ア TA と SA

本学ではTA(Teaching Assistant)を採用し、学部生を対象とした講義、演習等の授業運営の補助に従事させる制度がある。これに加え、各学部の在校生からSA(Student Assistant)を募り、教養科目における情報技術力科目をはじめとする演習授業のサポート等、本学の教育推進の一助として活用されている。

例えば、全学共通に設置されている教養科目・情報技術力科目の「プログラミング基礎 A または B」は、プログラミングの基礎を学ぶ内容であり、PC を初めて所有する学生も多く受講しているため、基本的な PC の操作に対するサポートも必要となる。そこで、担当教員の他に TA・SA 数人が授業サポートとして入り、学生一人ひとりに目が行き届く少人数制教育ができるようなしくみとして機能している。

2 年次以上の学生から採用している SA は、実際に課題に取り組んでみてからの疑問に対する対応、うまく動かない箇所の指摘、動作確認等を中心に学修支援を行っている。受講生に対する個別アンケートにおいては、分からないときにその場で質問ができる環境で理解が深まったという回答が多くあった。多くの SA は継続して活動しており、また履修者にとって先輩にあたる学生が担当するため、教員よりも質問しやすく、やりやすかったとの意見もあった。SA に対しては授業の内容以外のコンピュータ全般の事や操作に関する質問等もあり、学生の PC の相談の場にもなった。

また、教養科目における情報技術力科目に加え、情報表現学科専門科目でも、スタジオでの音響や映像関連の実習授業や PC を使用した CG 関連の実習授業にて、多くの学生が SA に登録し活動している。その業務は、機材の準備・操作・撤収作業や次回の打ち合わせ等、運営補助の役割の他、困っている学生に対するアドバイスやサポート、実習に積極的に参加できていない学生への声掛け等、受講生支援の役割にも積極的に取り組んでいる。特に PC を使用した実習授業では、学生一人ひとり状況が異なり個別に対応していく必要があるため、担当教員一人ではすべての学生に同時に対応することが難しく、SA による受講生への個別のサポートが必須となっている。

イ アドバイザーとオフィスアワー

アドバイザーの職務は専任教員が担当し、すべての学生は、各学年の必修科目として配置された「基礎演習」、「総合演習」、「卒業研究」といったゼミナール形式の少人数クラスの授業において、専任教員から専門分野についてきめ細かく指導を受けることを可能にしている。このアドバイザー制度により、学生は履修相談や学生生活相談のみならず、学修に関する相談も専任教員に指導を仰ぐことができる仕組みとしている。

また、アドバイザーはオフィスアワーを設定することとしており、すべてのアドバイザーに週 1 時間のオフィスアワー確保を義務づけている。これらを通じ、学業成績不振者や留年者、あるいは諸事情により休学や退学を考えている学生に対するケア、進路に関する相談まで行っている。下記エで述べるように、特に中途退学については、アドバイザーが対象者で行った面接から得られた情報をもとに、原因分析や学生の不安を軽減するなどの措置をとっている。

新型コロナウイルス感染症の拡大に対応する体制がとられていた令和 2 (2020) 年度以降は双方向型ツールと対面方式の併用により対応してきたが、この体制は令和 5 (2023) 年度をもって終了し、現在では対面を原則とする令和元 (2019) 年度以前の体制に復帰している。なお、各学生の成績及び履修状況を確認できる資料を教務課とアドバイザーが共有して履修登録漏れや成績評価の低い学生の指導に活用することが春秋各学期ともに行われている。

ウ 障害のある学生への配慮

障害者基本法、障害者差別解消法その他の関係法令に基づき、学生総合アシスト室を設置している。学生総合アシスト室では、障害のある学生に対してより適切な支援を提供するため、関係部署間の調整を行うとともに、学生本人の要望を聴取した上で、具体的な支援内容を決定している。

入学前の相談においては、入学を希望する学科の教員及び関係部署の職員が、障害のある生徒及びその保護者等と面談を実施し、施設・設備の現状及び改修の必要性、提供可能な障害学生支援用の機器・備品、人的支援の内容等について丁寧に説明を行い、進学判断に資する情報を提供している。

また、入学決定後は、学生総合アシスト室、カウンセリングルーム及び関係部署の職員が、入学生及びその保護者等との面談を行い、学生生活の各場面において必要となる合理的配慮や施設改修等について検討し、入学後、速やかに円滑な学生生活を開始できるよう必要な準備を進めている。

さらに、授業において何らかの配慮が必要な場合には、配慮依頼文書を発行している。これらの支援内容及び配慮内容を決定するための一連の面談については、必要に応じてオンラインで実施している。

エ 退学者防止対策

アドバイザーによる学生面接は、ゼミナールにおける日常的な履修指導・教育指導や休・退学時の事情聴取に留まらず、退学者防止対策としても行われる。令和3(2021)年度からは次の目的と手順により構成される新しい退学者防止対策が導入された。

対策の目的は教職員が一体となって学生を預かった責任を果たす（進級・卒業へと導く）ことである。そのために各アドバイザーが担当学生一人ひとりに向き合い、心境の変化に注目し、事情も理解しながら粘り強く対応することになる。面談対象は学生生活に向けてさまざまな不安を覚えやすい1年次生と、例年退学者の比重が高い2年次生であり、学生との接点を増やすために春秋各学期2回全員面談を実施する。ここで抽出された進級や退学の不安を抱える学生の情報が学科長に報告されると、学科長はコメントをつけてフィードバックし、アドバイザーは経過観察を続ける。面談情報は事務局と共有されるので、この段階で支援が必要な学生が明らかになれば、関係する部署が連携して対応する。その後退学者が出ると面談による抽出学生との照合が行われ、退学者に対するアドバイザーによるアンケートが行われて検証がなされる。検証結果は教務部長が総括して学長・学部長・事務局長に報告する。

オ オンライン授業実施に伴う学修支援

令和2(2020)年度から施行していたオンライン授業体制は令和5(2023)年度をもって終了し、令和6(2024)年度からはオンライン授業は英語のeラーニングクラスや再履修対象クラス等、ごく一部に限られることとなった。ただし令和4(2022)年度秋学期に導入された世界標準のオンライン学習システムであるCanvas LMSは、教育DXの観点から対面授業においても活用されており、令和6(2024)年度に新設された情報・メディア課が本学コンピュータプラザによる学生サポートの中で引き続き対応している。

また、英語の e ラーニングクラスではこの領域で多数の大学で実績のある EdulinX 社のシステムである Reallyenglish を用いており、同社のサポートを受けつつクラス担当の英語専任教員が学習指導とシステムの管理運営に当たっている。

3-3. キャリア支援

①教育課程におけるキャリア教育の実施

②キャリア支援体制の整備

(1) 3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-①教育課程におけるキャリア教育の実施

ア 全学共通キャリア科目の設置

全学部で初年次から「キャリア・自己形成」「社会で活躍できる実務・実践力を養う」等の科目を配置し、早期の自己分析や職業観の醸成を図っている。また、社会人基礎力を養うための「ビジネス・コミュニケーション」や「ワーキングスタディ」を通じ、汎用的なスキルの習得を促している。

イ 学部の専門性を活かしたキャリア教育

- ・芸術情報学部：専門スキルが直結する業界の動向を捉えるべく、学外から現役のクリエイターや実務家を招聘した「特別講義」を編成し、実社会で通用するポートフォリオ制作や著作権管理、フリーランスとしての働き方に関する教育を実施している。
- ・総合政策学部：公務員、法務、経済等の専門教育の中に「実務家教員」による講義を積極的に導入し、理論と実務の架け橋となる教育を行っている。また、地域課題を解決する「アクティブ・ラーニング」を通じ、実践的な課題解決能力の育成を図っている。
- ・スポーツマネジメント学部：スポーツを「ビジネス」「地域振興」「教育」の多角的な視点から捉える専門教育の中に、プロスポーツチーム運営やスポーツ関連企業での経験を持つ「実務家教員」による講義を積極的に導入し、理論と現場実務の架け橋となる教育を行っている。また、実際のスポーツイベントの企画・運営や地域スポーツ団体との連携を通じた「アクティブ・ラーニング」を推進し、現場における実践的な課題解決能力とマネジメント能力の育成を図っている。

ウ 学修成果の可視化

各授業科目におけるディプロマ・ポリシーに基づき、キャリア形成に関連する資質・能力がどのように伸長したかを、授業アンケートを用いて継続的に確認している。

3-3-②キャリア支援体制の整備

本学では、学生一人ひとりの適性と志向に応じた進路選択を支援するため、キャリア・就職課を中心に全学的かつ組織的なキャリア支援体制を構築している。

ア 組織体制の整備

キャリア・就職課では、専門のキャリアカウンセラーを複数名配置し、年間を通じて個別面談（進路相談、履歴書添削、模擬面接等）を実施している。また、各学科の教員で構成されるキャリア・インターンシップ委員との定期的協議により、教学（ゼミナール等）と事務組織の緊密な連携を図っている。

イ キャリア教育の体系化

1 年次からの必修科目及び選択科目においてキャリア形成科目を配置し、自己分析や社会理解の基礎を確立させている。特に芸術情報学部においては、クリエイティブ系全般を視野に入れた特殊な業界動向に即した指導を行っている。有名ゲーム企業のサウンド系セミナーとして、ゲームサウンド分野の作曲・編曲、効果音の聞き比べなどを行ったり、新規事業として、ゲーム・アニメ分野に特化したポートフォリオ講座を2 日間にわたり開催したことで、進路実現の可能性を高める契機となった。

ウ キャリア・就職課の利用状況

学部3 年次進級時においては、全学部学生を対象に所定のフォームにて進路・就職に係る希望調査を行っている。その申請を受けて個人面談を実施し、一人ひとりの現状を把握することは、当該学年の進路選択の傾向や今後の学生支援において大変重要であるため、「進路希望調査2 weeks」と銘打ち、これを学事の一つとして位置付けている。昨今の就職活動早期化に伴い、3 年次春学期より学生の個別相談を主体的な活動とし、学生の状況を把握しながら進路相談をはじめ、エントリーシートや履歴書の添削、面接練習等を対面やオンライン、メールなど多方面で対応している。なお、令和7 (2025) 年度の個人面談数は累計 1,576 件となり、各学生の活動状況に合わせた個別相談を行った。

エ キャリア・就職課の取組み

（a）就職ガイダンス

希望する進路・就職の実現に向け、2 年次生を対象に就職環境／就活スケジュール／インターンシップなどの就活準備についてのレクチャーや、キャリア・就職課を積極的に活用するなどして、満足度の高い進路決定をした4 年次生から、どのような就職活動を行ったかなどの体験談動画を視聴する内容とし、対面とオンラインのハイブリッド形式でガイダンスを行った。

（b）就職活動支援講座

低学年（1・2 年次生）からの就職活動準備を目的として、若手社会人の離職事例から考えるキャリア形成講座、印象力アップ講座を行い、3 年次生が直面する就職活動早期化に対応するため、動画選考攻略、筆記試験対策、身だしなみ・マナー、応募書類作成、自己分析、面接対策とステップアップできるよう開催時期を設定して開催した。

春学期は、夏期休暇期間中の「インターンシップ」「オープン・カンパニー」への参加を支援し就職活動を促進するため次のような講座を実施している。

インターンシップの探し方講座&就職情報サイト共通登録会

インターンシップイベント活用講座

自己分析&インターンシップエントリー講座

自己分析&応募書類作成講座

秋学期は、就職活動を既に始めている学生やこれから始める学生が、就職活動を再点検するため以下の講座を実施している。

就活準備講座（自己分析／応募書類作成／面接対策の各講座をそれぞれ開講）

身だしなみ・マナー講座

また、多くの企業で利用している筆記試験対策として主に SPI（リクルートマネジメントソリューション）や玉手箱（日本 SHL）を取り上げ、専門の外部講師による対策講座を実施し、問題演習を中心に実践的な問題解法を習得できる講座内容となっている。また、新卒エージェントと連携し、春学期から秋学期を通じて、求人紹介セミナー及びオンライン個別相談会を継続的に実施し、学生の就職活動支援及び進路選択支援を行った。

（c）業界・職種セミナー

令和 7（2025）年度は、学生のニーズが高い「クリエイティブ」業界をはじめ、「映像制作」、「ゲーム・アニメ」、「舞台・ホール」、「サービス（小売含む）」、「医療・福祉」、「スポーツメーカー」、「スポーツインストラクター」「幼児体育」等の業界から 9 社を招いたセミナー及び二つの講座を実施した。ゲーム・アニメ分野のポートフォリオ作成講座については、アニメーター・2D3D デザイナー、プランナーなどのクリエイティブ職種を目指す学生に対して、ポートフォリオ制作に必要な要素やクオリティ、見せ方、ボリュームなどを具体的に示し、低学年から理解させることで進路実現の可能性を広げた。

実施日	企業名・講座名	参加人数
2025/05/27	株式会社スタジオヴォルン（アニメ業界の仕事）	31 人
2025/10/16	株式会社シグマコミュニケーション（ホール管理の仕事）	7 人
2025/10/21	株式会社日テレ・テクニカル・リソースズ（テレビ・映像技術の仕事）	7 人
2025/11/20	株式会社ハ・ン・ド（ゲーム制作の仕事）	22 人
2025/11/26	任天堂株式会社（サウンド制作の仕事）	22 人
2025/11/27	デサントジャパン株式会社（スポーツメーカーの仕事）	15 人
2025/12/02	株式会社ベルク（サービス(小売)の仕事）	5 人
2025/12/05	ゲーム・アニメ分野 業界研究講座	36 人
2025/12/12	ゲーム・アニメ分野 ポートフォリオ講座	45 人
2025/12/16	幼児活動研究会株式会社（幼児体育指導の仕事）	4 人
2025/12/18	株式会社 LAVA International（スポーツインストラクターの仕事）	6 人
合計	11 社・団体	200 人

（d）学内合同企業セミナー「就活キックオフイベント」

令和 7（2025）年度 2 月には、本学と関わりの深い企業・団体等 32 社を招き、3 年次向けの学内合同企業セミナーである「就活キックオフイベント」を開催した。当日は、236 人

の学生が各企業・団体それぞれに割り当てられた教室で会社概要や求人内容についての説明会に参加した。

(e) 会社説明会

本学の教育内容と学生のニーズ等を鑑みて、令和7(2025)年度は14社の会社説明会を学内に実施した。IT、ゲーム、eスポーツ、ホール・舞台管理、アニメーション制作、音響・照明・映像コンテンツ制作などのエンタテインメント、テレビ映像編集などの業界を開催した。

実施日	企業名	参加人数
2025/04/15	日本TV映像株式会社	16人
2025/04/22	株式会社サクセス	14人
2025/04/23	株式会社よしもとブロードテック／よしもとブロードエンタテインメント	13人
2025/05/27	株式会社スタジオヴォルン	7人
2025/06/03	株式会社グラフィニカ	16人
2025/10/16	株式会社シグマコミュニケーションズ	3人
2025/10/30	株式会社eSP	10人
2025/11/07	株式会社ジムマネジメント	8人
2025/11/18	ポールトゥウィン株式会社	10人
2025/12/04	株式会社木下グループ（建築不動産・医療福祉の仕事）	1人
2026/01/30	株式会社コロブラ	19人
2025/03/17	キーウェアソリューションズ株式会社	4人
2026/03/17	ミスリル株式会社	9人
2026/03/24	株式会社ハ・ン・ド	9人
2026/03/24	CRESS INFO 株式会社	5人
合計	15社	144人

また、夏期(26卒対象)・春期(27卒対象)休暇期間において、令和7(2025)年度よりオンラインでの合同説明会を行い、企業等とのマッチングの機会を創出した。

開催日	企業名	参加人数
2025/08/04	CRESS INFO 株式会社、株式会社エイジェック、株式会社小泉北関東、ブリヂストンタイヤソリューションジャパン株式会社、	14人
2025/08/05	株式会社オープンアップITエンジニア、丸三証券株式会社、ヨシダ防災設備株式会社、アズパートナーズ株式会社、	11人
2025/09/08	ABIKO 創研株式会社、磯部塗装株式会社、フクシエンタープライズ株式会社、株式会社トヨタレンタリース新埼玉	7人

2025/09/09	東日本三菱自動車販売株式会社、ベオスアイティーホールディングス、ボディワークホールディングス、角上魚類ホールディングス	9 人
合計	16 社	41 人

（f）障害のある学生、留学生への支援

障害のある学生への進路支援は、学内のカウンセリングルーム担当者や学外のハローワーク、就労移行支援施設や専門の就職情報会社等と連携し、就職イベントや求人情報の提供・紹介を含めた支援を行っている。また、学内のカウンセリングルーム担当者やアドバイザー教員、保護者とも連携し、支援を行っている。留学生への支援は、担当課である国際交流室とのマンスリーミーティングを行い、留学生の状況を確認しながら学生への個別指導を行うとともに、留学生求人のある採用情報を適宜紹介している。また、ハローワークや東京外国人雇用サービスセンター、人材紹介業者等と連携した情報提供を行い、各団体が主催する留学生対象の合同説明会や個別相談会への参加を推進し、当日は所属スタッフも帯同するなど、参画企業との連携を含めた情報交換も行っている。

（g）企業人事担当者との交流、進路先企業の開拓

正課科目のインターンシップや業界・職種セミナーの参画企業、学生の就職先となっている企業等、学びに関連する業界など、本学と親和性が高い企業等との面談や情報交換を行うことで学生に有益な情報を入手し、教育活動または学生支援に活用できるよう取り組んでいる。令和7(2025)年度は、東京ゲームショウでの渉外機会を含め、698件の対応件数となり、その中で新規企業開拓へも注力した。また、各種団体が行う会社説明会や紹介会、名刺交換会等にキャリア・就職課職員が参加し、企業等や他大学のキャリア関係職員との情報交換を行い、そこで得た知識や情報を学生への進路指導に役立てるようにしている。

（h）同窓会組織との連携

同窓会組織である「尚友会」より寄贈いただいた「デジタルサイネージ」にイベント情報や先輩の体験談動画（テロップ付き）を放映し、周知を行っている。また、定期的に来学する尚友会会長と担当課である総務課地域連携室との間で、OBOGが活躍する企業等の会社説明会を行うための協議を行っている。

オ インターンシップの推進

正課科目として配当している「インターンシップ／インターンシップⅡ」について、映像・音響、CG、ゲーム、音楽業界全般、舞台照明、医療・福祉、スポーツ関連など、学科の特性に応じた受入先に加え、地域社会と連携した就業体験先を開拓しており、実務を通じた職業意識の醸成を図っている。令和7(2025)年度実施分では、22企業・団体へ62人が就業体験を行った。また、一般公募型のインターンシップについては、年度当初より「インターンシップの探し方講座」等で実施する企業の情報提供と登録作業を体験し、積極的な活用を促している。インターンシップやオープン・カンパニーの応募者や依頼企業社数

は年々増加傾向にあり、学生と企業双方で関心が高まっていることから、ガイダンスや支援講座の充実を図り参加機会を増やすよう対応している。

カ 就職の状況

過去3年間の学部卒業者の就職率(※)は、令和5(2023)年度は「芸術情報学部 84.8%、総合政策学部 89.0%、スポーツマネジメント学部 98.3%」、令和6(2024)年度は「芸術情報学部 89.2%、総合政策学部 88.2%、スポーツマネジメント学部 97.0%」、そして当該年度の令和7(2025)年度は「芸術情報学部 91.83%、総合政策学部 88.57%、スポーツマネジメント学部 98.66%」であった。令和7(2025)年度の学科全体の平均では 93.49%となり、昨年度比では約2%上昇した。これは、学生個々の動き出しの速さはもとより、本学の教育活動に理解のある企業等が参画する学内会社説明会を積極的に開催したことが少なからず影響したものとする。特に、就職活動本格化に向けた意欲を維持させるため、2月のキックオフイベント直後の春休み期間中においても、親和性の高いIT・ゲーム業界等4社によるオンライン説明会を継続して実施し、学生が途切れなく企業接点を持てる環境を整えたことが、早期の内定獲得や志望度の向上に寄与した。

※(就職者数(分子)／就職希望者数(分母))

キ 卒業後の評価(就職先の評価)

キャリア・就職課と大学戦略・IR室とが協働し、学生の就職先となった企業等361件に対してアンケートの依頼を行った。令和7(2025)年度は、メール送信と郵送に分け、回収率の向上を図った結果、138件の回答を得ている(回答率 38.2% 郵送での依頼による回答:102件、メールでの依頼による回答:36件)。

3-4. 学生サービス

①学生生活の安定のための支援

(1) 3-4の自己判定

「基準項目3-4を満たしている。」

(2) 3-4の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-4-①学生生活の安定のための支援

学生生活の安定的な維持及び充実を図るため、本学においては、教学組織と事務組織が相互に連携・協働し、学生生活全般に係る支援及び諸課題への対応・改善に継続的に取り組んでいる。具体的には、各学部・学科の教員によるアドバイザー制度を基盤とし、学生部長を委員長として各学部・学科から選出された教員及び学生課職員をもって構成する学生委員会、並びに国際交流センター長を委員長として各学部・学科から選出された教員及び国際交流室職員をもって構成する国際交流委員会を設置し、組織的な支援体制を整備している。さらに、学生生活全般に関する管理・指導を行う体制に加え、「尚美学園大学 学生生活支援制度規程」に基づき、平成28(2016)年度に学生総合アシスト室を設置するとともに、保健室及びカウンセリングルームを含む学生課において、多面的かつ総合的な学生支援体制を構築している。

アドバイザーは、担当学生に対し、学生生活上の相談、学修支援、履修指導、進路相談等を含む個別的かつ包括的な支援を行っている。各学部においては、1年次に学科所属教員が概ね20人程度の学生を分担して担当し、2年次以降はゼミナール担当教員がアドバイザーとして継続的な支援を実施している。加えて、アドバイザーは出席管理システムを活用して学生の出席状況を適宜把握し、学修面又は生活面に課題が認められる場合には、当該学生に連絡の上、必要に応じて個別指導を行う体制としている。なお、社会人学生、編入学生及び転入学生に対しても同様の支援を実施しており、留学生に対しては国際交流室との連携の下、学生生活全般にわたる支援を行っている。

また、各学期において学生との面談を実施するとともに、週1回のオフィスアワーを設定し、学生が随時相談できる環境の整備に努めている。加えて、令和3(2021)年度より導入した退学者防止に係る取組みを継続的に実施しており、退学の兆候が見られる学生については、教務部長、学部長、学科長及び事務局において当該学生の状況及び課題を共有し、その都度、必要な対応策を検討・実施している。

留学生においては、例年開催している新入留学生歓迎会を対面にて開催し、留学生57人の出席に加え、学長や教職員17人を含む計74人にて、ジェスチャーゲームや本学に関わる内容をクイズ形式にしたもの等を準備し、参加者全員で懇親を図ることができた。このイベントを開催することで、大学生活が円滑にスタートできるような体制づくりを行った。

学生委員会は、全学的な学生サービスや厚生補導等に関する事項に加え、学生の自治組織である「学友会」との連携について、定期的に検討・審議している。学生委員会の審議事項や構成については「尚美学園大学 学生委員会規程」に定められ、教育組織と事務組織の情報共有が図られている。

学生課は、学生生活に関する指導及び厚生補導を直接担うとともに、アドバイザー、学生委員会及び国際交流委員会と連携しながら、学生支援を実施している。また、学生課の所管である学生総合アシスト室、カウンセリングルーム、保健室及び国際交流室においては、教務課と緊密に連携し、出席率や単位取得状況に課題のある学生等に対して対面による指導を行っている。さらに、各学生が抱える個別の課題に丁寧に向き合い、その解決に向けた支援に取り組んでいる。

本学では、留学生の在籍者数が全学生の10%程度の割合で推移しており、16か国・地域の在学留学生に対し、国際交流室の職員が中心となって、在留期間更新の手続きや履修・成績についての相談に加え、私生活の困りごとや悩みごと等について親身になって聞き取り、課題解決に取り組んでいる。また、入学希望の留学生に対しては、日本語学校訪問やガイダンスへの参画を行い、本学の学部学科紹介や出願資格と出願書類の詳細及び、生活・学習支援体制、奨学制度等を広く周知することで、受験者確保を行っている。そして、出口である進路・就職に関しては、国際交流室とキャリア・就職課が月に1度のミーティングを行い、留学生各人の就職希望状況や就職ガイダンス等イベントの開催と周知について、確認を行っている。キャリア・就職課職員においては、自己分析のための事前面談や履歴書の添削、面接練習を行い、留学生個々の能力を伸ばし、母国や日本の社会で活躍できる人材を育てるべく日々サポートを行っている。これらの結果、留学生の在籍管理に関しては、出入国在留管理庁より適正に行われている教育機関として、「適正校」の選定を引き続き受けている。

保護者等の組織である後援会との協働体制も引き続き行っている。令和 7 (2025) 年度も、保護者懇談会（学科懇談及び学科教員と希望する保護者等が学修面や大学生活面等の個別面談を実施する）を対面で行い、保護者等のニーズに応えた形となった。学科ごとに分かれ、各学科長より、現状の教育方針や教育内容が報告された後、個別相談にて各人の成績や出席状況を確認するなど、担当教員と保護者等が相互理解を図る場となった。

学生生活の環境整備として、本学カフェテリア及び売店への営業支援や、学内トイレ改修工事を行うほか、パウダールームを設置した。また学園創立 100 周年を記念した記念像設置、大学名 LED 看板設置、中小教室の改修工事等を協働で行った。

これらの本学の学生生活に関わる様々な情報を集約した学生ハンドブックにて、学生だけでなく、教職員や保護者等に対して共通の理解を求めている。教員に対しては教員ハンドブックを作成し、大学として教員の統一した対応方針を示した。

< 経済的支援 >

経済的支援は主に特待生制度と日本学生支援機構奨学金及び高等教育の修学支援新制度である。入学者選抜制度としては、授業料が免除となる全学部学科を対象とした特待生選抜、学校推薦型選抜（指定校）特待生、入学金が全額免除となる尚美学園同窓生子弟等入学金免除や尚美専門学校卒編入学生入学金免除等がある。

また、留学生選抜の成績が優秀な者に対する入学金減免・授業料免除の制度があり、勉学意欲のある留学生の経済的負担を軽減する支援を行っている。在学生に対する制度は、在学生特待（在学中に優秀な成績を修めた学生に対して、各学科 1 人の 1 年間の授業料を全額免除するもの）、留学生授業料減免制度（勉学意欲があり一定の学業成果を修めた者）がある。

日本学生支援機構の奨学金は学生課が窓口として対応を行っている。高校在学中に手続きを終えている奨学金予約採用者には、大学ホームページ及び新入生マイページにて情報を公開し、入学後速やかに関係書類を学生課窓口に提出できるよう案内を行っている。また、引き続き書類のやり取りが必要な場合、配達記録が残る形式の郵送にて対応するなど、奨学金希望者が速やかに手続きできるよう工夫を行った。一方、大学入学後に手続きする新入学生や在学生に対しては、大学ホームページ及び学生ポータルシステムにて情報を公開し、希望者に対し情報が行き届くよう対応した。加えて、卒業後の返済が過重な負担となることを防ぐために、学生委員会メンバーを中心に、専任教員に対して日本学生支援機構の奨学金のしくみを周知して学生指導に役立てるようにしている。

その他、各都道府県や市町村の奨学制度等の公的機関の奨学金の他、日本政策金融公庫の教育ローンや提携学資ローンの紹介も行っている。また、留学生対象の学外奨学金制度である留学生受入れ促進プログラム（文部科学省外国人留学生学習奨励費）や、各財団法人の奨学金制度についての紹介及び説明は留学生の対応窓口になっている国際交流室が行っている。

これらの奨学金以外にも各種検定試験受験奨励制度として、ビジネス著作権検定や知的財産管理技能検定、宅地建物取引士等の合格者に対して一部または全額の受験費用の負担を実施している。

また、留学生に対してはこれまでと同様に日本語能力試験 N1 合格者に、資格取得奨励

金として（7,500 円／1 人）を助成しており、令和 7（2025）年度は 6 人に対し助成した。加えて、令和 7（2025）年日本語能力試験の受験者 74 人に対し、受験料（7,500 円／1 人）を助成した。

< 課外活動の支援 >

学生の課外活動を統括する組織として、全学生が所属する「学友会」がある。学友会は文化系サークルからなる文化部会、スポーツ系サークルからなるスポーツ部会、全学部のゼミナールからなるクラス・ゼミ部会の 3 部会があり、各団体の代表者で組織された代表者会議が運営を統括し、予算執行、各種行事の企画運営等を行っている。

主な活動としては、部会ごとの定例会開催や予算執行（運営費やサークル補助金等）、イベントの企画運営管理、サークルへの指導、大学への改善提案等がある。また、次年度へのサークル活動継続や補助金の支給額を審議する場であるリーダーズキャンプの運営も行っている。その他、卒業記念事業として、令和 7（2025）年度は、タンブラーを卒業記念品として贈呈した。学友会内の常設委員会として本学学園祭である「尚美祭」を企画・運営する尚美祭実行委員会がある。なお、学友会代表者会議の顧問は学生部長が担当しており、運営の相談を受けるのみならず、学生委員会や学生課からの支援を受けて大学全体との様々な調整を行っている。また、在学生から学生生活の充実と安心・安全を目的とした意見や提案を受けるために設置している「目安箱」について、前年度から継続して Web フォーム入力方式での運用を行い、投稿者の利便性を高めている。

令和 7（2025）年度においても、複数の意見・要望が投函され、その内容をまずは学友会が審議検討し、まとめたものを全学委員会に提案した。

サークルには指定サークルと認定サークルがあり、指定サークルは大学から強化対象として指定を受けたサークルで、各サークル専任の指導者やコーチが活動全般について指導を行っている他、大学より運営活動補助金が交付されている。また、強化方針の検討、補助金や学費等減免者の選考に関すること等を年 3 回実施している指定サークル運営委員会で審議している。認定サークルについては顧問（専任教員）が直接指導を行っている。

令和 7（2025）年度は、4 月に尚美祭実行委員会を立ち上げ、開催に向けて協議を重ねた。尚美祭当日は、本学既存施設である教室棟やパストラルホール、グランフォラム内に設営した屋外メインステージにて音楽の公演や展示・発表等を行った。同時にパストラルホール及びメインステージの発表については、YouTube での配信も継続して行った。昨年度に引き続き、後援会は憩いの場となるカフェを出店し、尚友会は卒業生各地の銘菓銘品を準備し、参加者におもてなしを行った。また、後援会と尚友会とが合同で在庫として抱えていた卒業記念品のバザーも行った。

外部団体からのボランティア募集の案内等については、学生課窓口設置のファイルやポスター掲示で紹介を行っている。様々な活動を行っている学生への外部団体からのイベント等に係る出演依頼については、学生課が窓口となって学内（教員、学生）の調整を実施して対応している。令和 7（2025）年度は、近隣自治会のイベントに四重奏等の楽器演奏で出演し、音楽のすばらしさを伝える活動を行った。また、学内にて学生や教職員を対象とした献血を学内にて 2 回実施した。

＜健康相談＞

本学では、保健室及びカウンセリングルームを学生課の所管とし、看護師 2 人、公認心理師 2 人を配置して、学生の身体面及び精神面に関する健康課題に対応している。特に、心身の状態について継続的な注意を要する学生に対しては、校医に確認の上、状況に応じて医療機関の紹介や連携を行いながら支援・指導を実施している。

また、学生総合アシスト室では、障害のある学生への支援に加え、学修活動に多様な課題を抱える学生、コミュニケーション面に困難を有する学生、相談窓口が分からない学生、既存部署のみでは十分な対応が困難な課題を抱える学生などに対し、ワンストップで課題解決を支援することを目的として運用している。なお、その運用に当たっては、障害学生支援基本方針を掲げ、支援体制の明確化を図っている。

さらに、カウンセリングルームでは、対面による相談対応に加え、学生の特性や希望に応じて、前年度に引き続き、電話、メール、Web 会議システム（Google Meet、Zoom）を活用した面談を実施し、精神的な不安や悩みを抱える学生への支援を行った。加えて、授業等において学生にそのような兆候が見られた場合には、一人で抱え込まずカウンセリングルームのスタッフに相談するよう、全専任教員による呼びかけを行った。

また、入学予定者に対しても、継続してカウンセリングルーム及び学生総合アシスト室に関する情報提供を行い、入学前から相談できる体制を整備した。このような体制整備により、支援を必要とする学生を入学前に把握することが可能となり、当該学生が大学生活を円滑に開始し、計画的に学修を進めるための基盤を整えることができた。

3-5. 学修環境の整備

①校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

②図書館の有効活用

③施設・設備の安全性・利便性

(1) 3-5 の自己判定

「基準項目 3-5 を満たしている。」

(2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-5-①校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

ア 校地・校舎など

本学は埼玉県川越市豊田町 1-1-1 にキャンパスを設置しており、キャンパス全体の配置は図 3-5-1 のとおりである。

図 3-5-1 キャンパス全体図



校地面積は 118,799 m²であり、本学が自己所有している。校舎面積（講堂及び体育施設を除く）は 35,553 m²であり、大学の施設はすべて新耐震基準により建築されており、耐震化率は 100%である。

校舎には、事務局、会議室、研究室、保健室などを設置している本部棟、講義室・演習室・レッスン室などの教室を設置している教室棟、演劇・ダンス・ミュージカルなどの舞台稽古の演習（練習）室を設置している舞台表現棟、図書館やコンピュータプラザなどを設置しているメディアセンター棟、食堂や売店を設置しているカフェテリア棟がある。

校地面積のうち、屋外運動場敷地は計 27,291 m²あり、人工芝サッカー場、フットサル場、天然芝野球場、全天候型テニスコート（2面）、全天候型陸上トラック（200m）、低鉄棒を備えている。その他、体育館兼講堂である 2000 年記念館、2面の剣道試合場を備える尚美求道館道場、404 人収容可能でイベントや演奏会など多目的に利用できる尚美パストラルホール、小規模の発表（演劇やパフォーマンス）を行う場としてのパフォーミングアーツ・シアター（小劇場）、対外試合用のゲストロッカーハウスなどがある。

イ 教室

オーディトリウム（400 人収容の階段式大教室）や 210 人収容の大教室など、講義室は 39 室あり、すべての教室に学内 LAN 設備及びプロジェクターや AV 機器が設置されている。また、各教室への無線 LAN 整備を進めている。

令和 7（2025）年度には、大学等教育研究機関の間で学内無線 LAN の相互利用を実現する国際的なローミングサービス eduroam に参加して試験的な運用を開始し、令和 8（2026）年度からは本格運用へと移行する。これにより、eduroam に参加する他機関所属の来訪者は、本学の各教室において所属機関のアカウントで無線 LAN を利用でき、本学の

教職員及び学生は、eduroam 参加機関を訪問した際に本学のアカウントによる無線 LAN 接続が可能となる。

演習室・実習室としては、放送局仕様の映像・音響・照明機材を備え、実践的な番組制作が可能な映像スタジオをはじめ、大型のミキシングコンソールを完備し幅広いジャンルの楽曲制作に対応する録音スタジオ、アフレコ収録など映画の音作りやミキシングを行う MA ルーム、コンサートや演劇等の舞台音響を学ぶ PA 演習室、さらにライブや映画等のロケーション撮影に対応したカメラや録音・照明機材を多数備えた機材庫を整備している。

さらに、画像処理やプログラミングに対応したデジタル画像演習室、CG・イラスト・アニメ制作の全過程を学ぶためのデザインラボ・メディアラボ・コンピュータビジョン演習室、デジタル制作を行うデジタルアトリエ、ゲーム制作を行うゲームラボ、スケッチの基礎を学ぶためのデッサン室、木彫・石彫など立体造形物の制作を行う造形工房、個人からグループへの演奏指導を行うレッスン室・打楽器室・キーボード演習室、バンドセッションや録音を行うスタジオ A・B・C、コンピュータを使用して音楽制作を行うデジタル音楽演習室、サラウンド制作を中心とするサラウンド演習室、音楽応用リテラシー室・音楽応用メディアレッスン室・音楽メディア室・メディアレッスン室などを設置している。

これらを含め、演習室・実習室は計 91 室を設置しており、カリキュラムの特性に応じたきめ細かな設定がなされ、有効に活用されている。さらに、学生が個人またはグループで楽器練習を行う練習室や、各種演目の実演・練習に対応するパフォーマンスアーツ・シアター、ダンスの練習に活用されるパフォーマンスアーツ・スタジオなども整備されている。

ウ 体育施設

講堂兼屋内運動施設として 2000 年記念館 (3,486 m²) を設置している。バレーボール、バスケットボール、バドミントン、卓球などの種目で利用可能であり、可動式の椅子を備えているため、入学式や学位授与式、演劇祭・学会などの催事場としても利用できる。2 階には柔道の授業等で使用する武道場と、スポーツデータ解析を行うスポーツデータ解析室を設置している。また、トレーニングルームに加え、2000 年記念館の屋外（西側）に練習用バスケットコート（1 面）を備えている。

エ 情報サービス施設

コンピュータプラザをメディアセンター棟 1 階に設置している。コンピュータプラザには PC を合計 18 台設置しており、画像・CG・アニメーション制作等、専門的なアプリケーションを揃え、在学生が所有しているノート PC ではできない作業を行うことができる。

開館時間は、授業開講時期の平日 9 時 00 分から 16 時 30 分、事務室には、担当職員が 4 人常駐し、レポート作成のための PC 利用やプリンターの利用、ノート PC のトラブル相談やオンラインでの対応を行っている。

オ 施設設備等の管理体制

令和 7 (2025) 年度には、これら施設の適切な維持管理と計画的な更新を目的として「尚美学園大学中長期修繕計画（令和 8 (2026) 年～令和 27 (2045) 年）」を策定し、今後 20 年間にわたる大規模修繕を着実に実施するための基盤が整備されている。

各施設の見回り、点検、メンテナンス、施錠等を適切に行うにあたっては、管理課職員を中心に、外部業者への委託を組み合わせながら、管理体制を合理化している。専門的な機材・設備を有する映像スタジオ、録音スタジオ、パストラルホールなど関連施設やコンピュータプラザには、機材・技術に精通した職員を配置し、設備の日常メンテナンス及び管理運営を行っている。

トレーニングルームには外部委託のトレーナーが1人以上常駐しており、各種トレーニング機器の管理点検だけでなく、学生に対する使用方法の指導も行っている。学内清掃は外部業者に委託しており、教育施設としての清潔な環境を維持している。

カ 各種設備の法定点検

消防用設備等（特殊消防用設備等）、エレベーター、電気設備、受水槽、水道については年1回の法定点検を実施している。また、エレベーターについては法定点検に加え、安全管理の観点から遠隔監視及び月1回の通常点検を実施している。その他の点検として、煤塵測定を5年に1回、ガス設備点検を4年に1回、汚水槽点検を年3回、残留塩素測定を7日以内に1回実施している。

キ 災害時対策

キャンパスの状況に合わせた防災マニュアルを作成し、学生ハンドブックに掲載し、学生及び教職員が大学ホームページ等で閲覧できるようにしている。

救命処置用のAEDを校内9か所に設置し、構内マップや学生ハンドブックで位置を示して周知している。また、動作確認点検を定期的の実施している。

災害時の帰宅困難者を想定し、水・食糧・救助用品などの備蓄を行っている。備蓄品は東駐車場の防災倉庫を拠点として、学内各所に分散保管している。また、構内すべてのエレベーター内には、閉じ込め対策として非常用備蓄セットを設置している。避難訓練は消防計画に基づいて実施している。

カフェテリア棟の屋根に太陽光発電システムを設置し、停電時対応として蓄電設備による一部非常用電源を確保している。

ク 学内の警備体制

7時00分から21時00分まで、守衛室で入構管理及び警備を行い、管理課職員が随時学内を巡回・点検している。夜間は学生による練習室等の利用を踏まえ、各棟の施錠を兼ねて23時30分まで外部委託の警備員が巡回し、防犯カメラ及び機械警備を併用した24時間警備体制を実施している。

3-5-② 図書館の有効活用

メディアセンター棟2階に図書館施設としてメディアセンターを設置しており、延床面積は2,737㎡である。メディアセンター館内には、図書貸出・受付カウンター、閲覧席、情報検索コーナー、グループ学習室（2室）、カフェスペース、固定書架、雑誌架、移動式書架（手動）、視聴覚資料を閲覧するための視聴コーナーがある。メディアセンター館内は一部資料を除いて、開架方式で資料を提供している。閲覧席は307席である。図書館施設

入口前には飲食可能なスペースとして、リラックスゾーンを設置している。メディアセンター棟には、端末の種類にかかわらず、無線 LAN でネットワークに接続できる環境を提供し、閲覧席での快適なオンライン授業受講体制を整備している。規程上の開館時間は、授業開講期間は平日 8 時 50 分から 20 時 00 分、授業の無い期間においては平日 8 時 50 分から 17 時 00 分である。

蔵書数は図書（和書・洋書。楽譜含む）約 15 万冊、学術雑誌約 820 種、視聴覚資料約 3 万点である。電子ブックは、約 1,800 タイトル所蔵している。データベースについては、主要新聞データベースの他、音楽・映像・美術・法律関連など 11 種を提供している。また、国立国会図書館が提供する 2 種類のデータベースサービスも提供している。

図書・雑誌・楽譜・視聴覚資料・電子ブック等は、図書館システム LIMEDIO で管理している。LIMEDIO のホームページ機能により、蔵書検索の他、利用案内等、様々な文献・資料・情報の検索、レポート作成ガイド、アカデミック・スキル、研究紀要関連等の情報を提供している。

メディアセンターの管理運営については、統括するメディアセンター長のもと、学部ごとに選出された 6 人の教員及び情報・メディア課の職員 2 人で構成する「メディア・紀要委員会」を設置し、メディアセンターの運営にかかわる事項、資料の選定にかかわる事項、施設的环境改善や利用促進にかかわる事項について審議している。職員は 6 人体制（うち司書有資格者は 4 人）となっている。

選書については、メディアセンター選書方針に基づいて実施している。教員選書・学生選書・基本図書整備の制度があり、教員選書については、シラバス記載資料を所蔵するための授業関連必読図書制度、専任教員が企画して学生に学ばせたい資料を所蔵するための専任教員推薦図書制度を用意している。学生選書については学修・研究において必要な図書をリクエストできる制度と、学生選書がある。基本図書の整備は、本学の学修分野及び利用状況等を考慮しながら委員会で検討を行っている。選書方針は、メディア・紀要委員会において毎年見直しを実施している。

利用者への案内は、メディアセンターホームページで行っている他、月に一度、全学生及び教員に情報配信を行っている。また、新入生向けとして、総合政策学部・スポーツマネジメント学部・舞台表現学科の基礎演習では、メディアセンターツアーを実施し、動画でのメディアセンター館内紹介、蔵書検索の方法、アカデミック・スキル（情報探索、レポート作成ガイド）、電子ブック等の利用方法を案内している。

3-5-③ 施設・設備の安全性・利便性

建物入口及び建物内通路と教室との段差をなくしており、車椅子利用者の利便性の向上を図るため、建物の出入口等を含む学内 10 か所に自動ドアを整備している。また、身体障害者のためのエレベーター、専用トイレ、専用駐車場を設置しており、教室内には車椅子利用者のための専用机を備えている。

令和 7（2025）年度には、学生の利便性向上の一環として、トイレ改修工事に合わせてパウダールームを新設している。

【基準 3 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

< 学生の受入れ >

入試・広報委員会を中心に、入学試験に関する事項、学生募集に関する事項、大学広報に関する事項を審議し、教職協働で実施する体制を整備し機能している。令和 7 (2025) 年度は、特にオープンキャンパス参加者数、大学ホームページ閲覧数、SNS 総フォロワー数が前年度に比べて増加した。

< 学修支援体制 >

学修支援体制のしくみ自体に特に変化はなく、安定的な運営がなされている。退学者防止対策については、春学期・秋学期のアドバイザー面談により学生の抱える学修上の問題の把握がなされ、学業不振による退学を未然に防止することについて退学者数が減少傾向にあることは毎学期終了後になされる各学科の退学者防止報告により学内で共有されている。

< キャリア支援 >

低学年からのポートフォリオ制作指導により、クリエイティブ業界を希望する学生への早期の意識付けが図られている。こうした土台を踏まえ、昨今の就職活動の早期化に対応するため、3 年生の 4 月時点から進路希望調査を実施した。各学生の回答を基に 5 月から個別面談を行うことで、早期に学生の進路・就職希望状況を正確に把握し、その後のきめ細かな個別サポートへと繋げている。さらに、オンラインを含めた会社説明会の実施回数を拡大したことも奏功し、最終的な就職率は前年比で約 2 % の上昇を記録した。また、就活キックオフイベントとして位置づけた学内合同企業セミナーでは、実施方法の検討・改善を重ねるとともに、学生のニーズに合致した企業選定に注力した。その結果、過去最多となる 32 社を誘致し、動員数においても過去最多の 230 人超を記録した。

< 学生サービス >

成果の出ている取り組みとして、駐車・駐輪申請の Web 化及び手続きフローの見直しを挙げる。これまで、駐車許可申請においては、許可決定後に正式な駐車許可証を受け取るまでに相当の期間を要し、また、学生が学生課窓口へ複数回来課する必要があることが課題であった。そこで、Web 申請時に必要情報をあらかじめ十分に提出させる運用へ見直すとともに、許可決定後は学生が許可願提出のために窓口へ来課した際、その場で正式な駐車許可証を交付できるよう手続きフローを改善した。その結果、学生の来課回数は 1 回に削減され、学生の負担軽減が図られたほか、学生課における窓口業務の効率化にもつながった。

< 生成 AI の活用推進 >

成果の出ている取り組みとして、生成 AI の活用推進を挙げる。本学では、教職協働による「生成 AI 活用推進プロジェクトチーム」を令和 7 (2025) 年 10 月に設置し、生成 AI 技術を教育研究活動において適切に活用する方法や、導入による業務の効率化の可能性、利用に伴う情報セキュリティ及びリスク管理方針などに関する必要な事項について検討を行った。年度末までに開催された 3 回の検討会議を経て、「尚美学園大学における生成 AI 活用に関する基本方針」案が策定されるとともに、検討の過程において教育・研究・業務等の各場面で整理された論点や考え方を可視化し、学内で共有することを目的とした「プ

プロジェクト提言」の取りまとめが行われた。この基本方針は、令和 8 (2026) 年度から正式に運用が開始される。

<図書館>

・初年次図書館利用教育として、3 学科の新入生を対象に、図書館の利用方法やレポート作成法などのアカデミック・スキル習得プログラムを実施した。動画・クイズ・ゲーム形式のセルフツアーを組み合わせることで、学生の主体的な学習を促す構成としている。セルフツアーでは、難易度やルートが異なる 4 コースを設け、学生が自らの習熟度等に応じて選択できる工夫を凝らした。事後アンケートでの理解度は 95.6% という高い水準に達しており、学生から高評価を得た。

・図書館ツアーは、従来の総合政策学科・スポーツマネジメント学科の基礎演習に加え、令和 7 (2025) 年度は舞台表現学科及び日本語 (情報表現) の授業へと参加範囲が拡大した。地道な働きかけにより、これまで参加の少なかった芸術情報学部の教員からも協力を得られるようになり、令和 8 (2026) 年度はさらなる拡大が見込まれている。

・書庫の狭隘化解消と学習スペースの拡充を目的に、低利用資料約 3,000 冊の除籍を実施した。これにより書棚がリフレッシュされ、資料の視認性が向上した。除籍図書については、希望する教職員や学生へ譲渡するリユース活動を行い、資源の有効活用と利用者への還元を実現した。あわせて複数年計画で進めてきた老朽化した移動式書架の廃棄も令和 7 (2025) 年度で完了し、館内環境の刷新を図った。

・学生アンケート (令和 5 (2023) 年度 451 件／令和 7 (2025) 年度 405 件) の比較では、シラバス参考図書を「読んでいない」と回答した学生の比率が 42.7% から 39.4% に微減し、メディアセンターを「利用していない」と回答した学生も 185 人から 164 人に減少した。シラバス参考図書の掲示 PR 及び教員への働きかけが一定程度浸透してきている可能性が示唆される。

<施設・設備>

本学は、専門分野に対応した実習室・演習室を多数整備することで、教育効果の高い学修環境を形成している。施設管理においては、職員と外部委託を適切に分担することで、効率性と安全性の両立を実現している。また、防災備蓄、AED、非常用電源、警備体制など、具体的かつ充実した危機管理体制を整備している。さらに、段差解消、自動ドア、エレベーター、専用トイレ、専用机など、バリアフリー対応を計画的に進め、すべての学生が学びやすいキャンパス環境の構築に取り組んでいる。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

<学生の受入れ>

学部全体、大学院研究科全体では安定した入学定員充足率を維持しているものの、学科、専攻別でみると充足率にばらつきが生じている。特に、芸術表現学科及びスポーツマネジメント学科の超過、総合政策学科の未充足については次年度に向け対策を講じる。

<学修支援体制>

学修支援体制の運営上における新たな課題として、特に 4 点について検討を行った。第一に、学修支援の一環として、各授業科目における学生の出席状況を、各学生本人及びそのアドバイザーに対して可視化できる仕組みを整備する必要があること。第二に、対面方

式で実施されている面接授業の一部について、オンライン方式（オンデマンド型）での実施に関する一般的原則を定める必要があること。第三に、近年各大学で共通の課題となっている生成 AI の取り扱いについて、本学としての指針を策定する必要があること。第四に、在学生に対する四年間を通じた総合的な学修支援及びキャリア形成支援の基礎となる学修ポートフォリオシステムの導入を図る必要があることである。

＜キャリア支援＞

就職活動の早期化により、講座や説明会の開催時期の検討が必要となった。しかしながら、業界によってはそれに準じない企業等もあり、今後の課題となる。

＜学生サービス＞

授業における合理的配慮依頼文書については、文書自体の周知や発行までの手続の流れが十分に明確化されていないとの指摘があった。これを受けてリーフレットを作成し、周知の対応を図ったが、現時点ではなお十分とはいえない状況である。

また、学生の居場所確保や退学者防止の観点から、授業外における学生生活の充実も重要な課題であり、その一環としてサークル加入率の向上が求められている。

＜図書館＞

図書館の有効活用について、学生アンケートの結果から、複数の課題が明らかになった。まず、蔵書検索（OPAC）機能へのアクセシビリティの低さや、目的の情報に至る導線の複雑さが指摘されている。また、メディアセンターの利用目的については、「休憩場所」（186件）が「課題・レポート作成」（138件）や「資料を借りるため」（118件）を上回り、令和5（2023）年度から利用目的が逆転する結果となった。カフェスペース設置による施設の居場所化が進む一方で、学修利用の実数は減少傾向にあり、充実した学修支援機能をいかに来館者に効果的に届けるかが、今後の重要な課題として浮かび上がった。

＜施設・設備＞

施設の老朽化への対応及び更新計画の必要性が指摘されており、中長期的な視点に立った計画的な修繕・更新体制の構築が求められている。

（3）課題などに対する改善状況と今後の取り組み予定

＜学生の受入れ＞

次年度の入学試験に関する改革として資格取得奨学金制度を設け、学生募集に関する改革としてオープンキャンパスの運営方法を見直し、大学広報に関する改革として引き続き各種メディア展開などによる大学認知度向上を図ることを予定している。

＜学修支援体制＞

学修支援体制の運営上における新たな課題への取り組みは、次のとおりである。第一に、各授業科目における学生の出席状況を、各学生及びそのアドバイザーに対して可視化することについては、教務委員会の承認の下に情報開示の原則を定め、令和8（2026）年度春学期から教務システム上で運用を開始することとした。第二に、面接授業の一部をオンデマンドで実施することの一般的原則については、「尚美学園大学オンデマンド形式による授業に関するガイドライン」を制定し、令和8（2026）年度から施行することとした。第三に、生成 AI の取り扱いに関する指針については、「尚美学園大学における生成 AI 活用に関する基本方針」を制定し、令和8（2026）年度から施行することとした。本方針は、大学にお

ける教育・研究・業務全体を包括する原則を定めるものである。第四に、学修ポートフォリオについては、「学修ポートフォリオシステム運用検討プロジェクトチーム」において導入するシステムを決定した。これにより、令和 8 (2026) 年度にシステムの構築及び準備を行い、令和 9 (2027) 年度から全学科にて供用を開始する予定である。

<キャリア支援>

社会情勢等を鑑みて、講座や説明会の開催時期を都度検討し、学生に不利益にならないよう臨機応変に対応する。

<学生サービス>

授業における合理的配慮依頼文書については、周知不足や手続の不明確さへの対応として、リーフレットを作成した。今後は、このリーフレットの活用を含め、学生や教職員に対する継続的な周知を進め、制度や手続の理解促進に取り組む予定である。

また、授業外における学生生活の充実に向けては、サークル加入率の向上を目標に掲げている。具体的には、入学式後のサークル案内チラシの配布に加え、新たにサークル合同説明会の開催やサークル紹介パンフレットの発行を予定している。

<図書館>

・蔵書検索サイト (OPAC) について、学生アルバイトにアンケートとインタビューを実施し、学生目線での要望をもとにトップページをリニューアルした。今後は、サイトへの導線について、学生や教員の利用動向に合わせて見直しを行う予定である。

・学生ニーズと職員側の方針を両立させるため、「リラックスできる図書館」と「学修を支える図書館」を両軸に据えたリニューアルを段階的に進める。令和 8 (2026) 年度には個別ブースの設置を予定しており、令和 9 (2027) 年度にはグループ学習室前から AB 館通路にかけてのスペースのリニューアルに着手する。あわせて、休憩目的での来館者を学修利用へと自然に誘導する動線設計 (参考図書のミニ展示、レポート相談カウンターの可視化など) を検討する。

・館内レイアウトや特集企画の運営においては、各職員が主体的に企画立案・実施できる体制を整え、館内の雰囲気づくりに反映している。今後も学生アンケート結果を継続的にモニタリングしながら、学生・教員・職員の声を反映した改善プロセスを定着させる。

<施設・設備>

施設の老朽化対応、更新計画については、令和 7 (2025) 年度に策定した中長期修繕計画に基づき、計画的に進める。N/E 教室棟の空調設備については、令和 18 (2036) 年度に熱源設備の更新及び空調ユニット設備の分解整備を予定しており、これに必要な財源として令和 8 (2026) 年度から令和 17 (2035) 年度までに毎年度 5,000 万円を第 2 号基本金に組み入れる。さらに、2000 年記念館の空調設備については、令和 20 (2038) 年度に更新工事を予定しており、これに必要な財源として、令和 8 (2026) 年度から令和 19 (2037) 年度まで毎年度 5,000 万円を第 2 号基本金に組み入れる。

基準 4. 教育課程

4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

①ディプロマ・ポリシーの策定と周知

②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基

準などの策定と周知、厳正な適用

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① ディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学の建学の精神に基づいた使命・目的については、学則第1条の2において各学部及び学科の目的を明文化している。更に各学部・大学院各専攻の教育目的を反映する三つのポリシーを策定し、いずれも公表して内外に周知してきたことは、基準 1-1、1-2 の諸項目において説明したとおりである。

令和 2 (2020) 年度から新たにスポーツマネジメント学部が開設し 3 学部体制となり、ここにスポーツマネジメント学部の教育目的及び三つのポリシーが加わった。策定した各学部・大学院研究科各専攻の三つのポリシーは、従来と変わらず、大学ホームページに「教育方針」として公表している他、学生ハンドブック及び全教員に配付される教員ハンドブックにも掲載し、学内外に周知している。各学部及び大学院研究科各専攻のディプロマ・ポリシーは下記に示すとおりである。

なお、本学では、本学の教職員が構成員となった教育改革推進プロジェクト WG において、三つのポリシーの見直しを行った。検討過程では、内部質保証の出発点になる観点からの見直しに加え、学修成果の可視化・評価の観点から、各授業科目と関連付けがしやすいようにディプロマ・ポリシーを設定した。ディプロマ・ポリシーの刷新を行うとともに、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーそれぞれとの一貫性を持たせる形で、新しい三つのポリシーの検討を行い、令和 8 (2026) 年度以降入学者適用の新しい三つのポリシーを令和 7 (2025) 年 2 月に機関決定したところである。

以下では、本報告書の対象が令和 7 (2025) 年度であることから、令和 7 (2025) 年度以前入学者適用のディプロマ・ポリシーを記載している。

(令和 7 (2025) 年度以前)

【芸術情報学部】

- ・芸術を通して社会に貢献し得る専門性を持った人材を養成
様々な芸術表現と、メディアを駆使した表現を追求し、社会的に通用する幅広い分野にわたっての専門的能力を備えた人材を養成します。

【総合政策学部】

- ・多様性の時代を生きる感性を養い、問題解決能力と実践力に富んだ人材を育てる
現代社会における様々な政策課題を様々な分野にわたって研究し、問題発見－問題解決型の思考様式にもとづいて政策立案し、実行できる人材を養成します。

【スポーツマネジメント学部】

- ・スポーツを多角的視点から理解し、課題解決能力と実践力に富んだ人材を育てる
現代社会における多様なスポーツ課題を探究し、そのことから浮かび上がってくる課題

を解決し、社会で実践することのできる人材を養成します。

【大学院 芸術情報研究科情報表現専攻】

- ・ 所定の専門科目と理論科目の取得ならびに修士論文または修士制作を行うことを学位取得の要件にしています。

【大学院 芸術情報研究科音楽表現専攻】

- ・ 所定の専門科目と音楽理論科目の取得ならびに修士論文の作成または修士リサイタルにおける演奏あるいは作品発表及び専攻分野に関する副論文の作成を行うことを学位取得の要件にしています。

【大学院 総合政策研究科政策行政専攻】

- ・ 我が国を取りまくさまざまな環境変化を見据え、幅広い視野に立って政策提言のできる力を養うため、所定の基本科目と関連科目の取得ならびに修士論文を作成することを学位取得の要件にしています。

4-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

学部における単位認定基準は、学則第 41 条、42 条に規定している。進級基準は学則第 51 条に規定し、卒業基準は第 52 条、大学院修了基準は第 73 条に規定している。これらの諸基準については、学生ハンドブック、教員ハンドブックに明記して周知する他、学生に対して年度初めのオリエンテーションを通じて伝達し、学生の単位修得にミスがないよう注意を払っている。授業計画、成績評価基準を学生に明示する上でシラバス等の内容を大学全体で統一しており、これらは大学ホームページ及び学生ポータルシステムにより Web 上で確認することができる。

なお、直前の学期の履修科目に限って、学生が評価された成績に質問がある場合は、教務課を通じて担当教員に照会することができる「成績評価問い合わせ制度」を設けている。

＜単位の認定＞

学則第 41 条、第 42 条に基づいて、授業科目を履修し、試験等に合格した者に、所定の単位を与える。成績は、学期末試験を行い、中間試験、授業内評価等の成績を勘案し、秀、優、良、可、不可の 5 種類の評語をもって表し、秀、優、良、可を合格、不可を不合格とし、合格した授業科目については、所定数の単位を与えている。やむを得ない理由により定期試験を受験できなかった学生には追試験の機会がある。また、不合格科目については、改めて履修することができる。各学期に履修できる授業科目は、学則第 29 条第 3 項に基づき、22 単位を上限としている。

＜進級＞

学則第 51 条に基づき、2 年次において 36 単位以上の授業科目の試験に合格した者を 3 年次に進級させ、1 年次から 2 年次、3 年次から 4 年次への進級には特に制限を設けていない。

<卒業>

学則第 52 条に基づき、本学学部にて 4 年以上在学し、科目区分の条件を満たした上で、124 単位以上を修得した者について、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。ただし、4 年次において原級にとどめられ、春学期において卒業要件を満たした者は教授会の議を経て、学長が卒業を認定することがある。

<学位>

学則第 53 条により、学長から卒業要件を満たした者について学士（芸術情報）、学士（総合政策）、学士（スポーツマネジメント）の学位を授与する。

<卒業要件>

各学部学科の卒業要件は、下記のとおりである。 ※学則第 52 条第 1 項より抜粋

科目	学部、学科	芸術情報学部	総合政策学部	スポーツマネジメント学部
		情報表現学科	総合政策学科	スポーツマネジメント学科
		音楽表現学科		
		音楽応用学科		
		舞台表現学科		
教養科目		24 単位以上	26 単位以上	30 単位以上
専門科目		76 単位以上	74 単位以上	70 単位以上
全学オープン選択科目		24 単位以内		
合 計		124 単位以上		

<大学院>

大学院設置基準に鑑み、学則第 60 条（修業年限）、第 61 条（最長在学期間）、第 64 条（授業科目及び単位数）、第 65 条（履修方法）、第 66 条（他大学の大学院における授業科目の履修）、第 67 条（入学前の既修得単位の認定）、第 68 条（他大学の大学院等における修得単位の取扱い）第 69 条（他大学の大学院等における研究指導）、第 73 条（課程修了の要件及び認定）及び第 74 条（学位の授与）に定めている。

大学院修了の認定は研究科委員会が行い、修了した専攻ごとに、修士（情報表現）、修士（音楽表現）、修士（総合政策）の学位を与える。各専攻の修了認定となる修士論文の評価基準と審査基準は次のとおりである。

【情報表現専攻】

- ・評価基準：構成、論旨、独創性、その他（形式、制作物の外部発表など）
- ・審査基準：口述発表会における審査において、合格の評価を受けた論文及び制作作品を、総合的に合格とする。

【音楽表現専攻】

- ・評価基準：構成、論旨、独創性、その他（形式、演奏及び創作作品の公開など）
- ・審査基準：アート・マネジメント、音楽教育分野は、論文審査及び口頭試問において各々合格の評価を受けた修士論文を総合的に合格とする。器楽、声楽、ジャズ&コンテンポラリー及び音楽創作専攻分野は、修士リサイタルにおける研究分野の演奏、または創作作品の発表と副論文審査に合格の評価を受けた場合、総合的に合格

とする。

【政策行政専攻】

- ・評価基準：構成、論旨、独創性、その他（形式など）
- ・審査基準：論文審査及び口述試験において、各々合格の評価を受けた修士論文を総合的に合格とする。

＜GPA 制度＞

学業成績の到達度は、GPA（平均評定値）をもって表示することになっている。これは米国等、海外の大学で広く使われている指標であり、留学や外資系企業への就職には選考材料とされるものである。GPA は、履修した自由科目を除くすべての授業科目の各評語について、秀4点、優3点、良2点、可1点、不可0点の評点を与えることにより算出するものである。「 $(GP \times \text{単位数})$ の総和 $\div$ 履修単位数の総和」がその算出方法になる。

GPA 制度の効果を上げるために、専任教員が担当学生に個別指導するアドバイザー制度と関係づけている。アドバイザーの役割は、学生個人の履修状況や個性、進路等を把握した上で、学業や進路についてマンツーマンでアドバイスを行うものである。アドバイザーは各学期開始時において担当学生に履修指導を行う他、随時面接指導（就学指導）を行っているが、特に成績不振者の退学防止対策として行われる面接指導においては、対象者の選定や成績のモニタリングにあたり各学生の累計 GPA も参考にされている。

また、学生の GPA に対するインセンティブの増進のために、1年間の授業料を全額免除する「在学生特待制度」（学部生のみ）や、成績優秀者の履修単位数上限を緩和する選考基準にも、GPA を活用している。前者は、「特待生制度及び奨学支援制度規程」に定められているもので、全学部・学科の2～4年次の在学生を対象とし、1～3年次の GPA 上位1人を選考して適用するものである。後者は、1学期あたりの履修単位数の上限は22単位であるところを、所定の GPA を上回る学生については、特例として履修単位数の上限を26単位とするものである。

＜成績評価に関する情報開示＞

各授業科目の担当者には、公正かつ明確で一貫した基準に基づいて評価することが要求されており、全教員が成績評価の基準をシラバス作成の時点で明確にし、それを掲載している。初回開講日の授業時間には必ずガイダンスも行い、評価基準を明言する他、授業内でも繰り返し告知することとされている。また、当該科目において履修者に与えた評価の比率を学期ごとに学生ポータルサイトにて開示している。

＜編入学、他大学、大学以外の教育施設、入学前既修得単位の単位認定＞

学士課程における編入学者の単位認定、他大学等における授業科目履修の単位認定、大学以外の教育施設等における学修の単位認定、入学前既修得単位の認定については、それぞれ学則第26条（編入学、転入学及び再入学）、第36条（他の大学又は短期大学における授業科目の履修等）、第37条（大学以外の教育施設等における学修）、第38条（入学前の既修得単位の認定）において定め、大学院においてはそれぞれ学則第63条（転入学及び再入学）、第66条（他大学の大学院における授業科目の履修）、第67条（入学前の既修得単位の認定）、第68条（他大学の大学院等における修得単位の取扱い）において定めている。これらの規定は学生ハンドブックに記載して周知している。

単位認定に当たっては、その学修内容、学修レベル、学修時間数を見極めている。シラバ

ス等、具体的な活動内容の情報を収集し、各教育課程に照らし合わせて教育的効果を判断しながら厳正に行っている。

4-2. 教育課程及び教授方法

①カリキュラム・ポリシーの策定と周知

②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

④教養教育の実施

⑤教授方法の工夫と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学は、音楽、舞台芸術、情報、社会科学、政策、文化、スポーツ等の幅広い学びの領域を擁しているが、下記に挙げるように各学部・大学院研究科専攻の教育目的を踏まえたカリキュラム・ポリシーを策定し、大学ホームページに「教育方針」として公表している他、学生ハンドブック及び全教員に配付する教員ハンドブックに掲載して周知している。

なお、本学では、本学の教職員が構成員となった教育改革推進プロジェクト WG において、三つのポリシーの見直しを行った。検討過程では、内部質保証の出発点になる観点からの見直しに加え、学修成果の可視化・評価の観点から、各授業科目と関連付けがしやすいようにディプロマ・ポリシーを設定した。ディプロマ・ポリシーの刷新を行うとともに、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーそれぞれとの一貫性を持たせる形で、新しい三つのポリシーの検討を行い、令和 8 (2026) 年度以降入学者適用の新しい三つのポリシーを令和 7 (2025) 年 2 月に機関決定したところである。

以下では、本報告書の対象が令和 7 (2025) 年度であることから、令和 7 (2025) 年度以前入学者適用のカリキュラム・ポリシーを記載している。

(令和 7 (2025) 年度以前)

【芸術情報学部】

- ・ 新たな時代に対応した専門教育により可能性豊かな人間性を獲得する

「芸術と科学の融合」をコンセプトとした専門教育の実現。学科間の垣根を外し、お互いの学びを知り、共同制作するコラボレーション科目は、“芸術と科学の融合”をカリキュラム化した、本学ならではの特色です。

【総合政策学部】

- ・ 社会、文化、人間にたいする理解を深め、現代社会での実践を目指す

多角的な視点から、様々な課題・問題を学科やコース特性を活かしながら分析・探求することにより、社会・文化・人間にたいする理解を深め、現代社会のなかでそれを実践していくことができるカリキュラムを展開します。

【スポーツマネジメント学部】

- ・スポーツにたいする理解を深め、現代社会での実践を目指す
マネジメントの視点から、スポーツにおける多様な価値を実践的、論理的に追求する教育研究を行い、多角的な視点からスポーツにたいする理解を深め、現代社会における多様な課題を探究、解決できる人材を育成することを目標としています。そのために本教育課程では、マネジメントの土台となる基礎的な知識の修得のため、経済・社会・法学などの基礎科目を設置。そして「する・みる・ささえる」スポーツを分析・探究することにより、現代社会の中でそれを実践していく幅広い学びが可能なカリキュラムを展開します。

【大学院 芸術情報研究科情報表現専攻】

- ・「映像・音響」「CG・美術」「ゲーム・ソーシャルネットワーク」の三つの分野に分け、それぞれ専門性を究めるための科目を中心に多彩な科目群に広げたカリキュラムを編成するとともに、感性と理論を高度に融合させる科目を配置してその達成を目指します。

【大学院 芸術情報研究科音楽表現専攻】

- ・「演奏系」「創作系」「応用音楽系」の三つの系列に分け、それぞれ専門性を究めるための科目を中心に多彩な科目群に広げたカリキュラムを編成するとともに、感性と理論を高度に融合させる科目を配置しその達成を目指します。

【大学院 総合政策研究科政策行政専攻】

- ・「政治・公共政策」「経済・経営」の2コースを設置し社会の諸問題に自ら問題提起し政策提言できる高度専門的職業人を育成するカリキュラムを編成しています。特に近年税理士を志望する社会人が増加傾向にあり、その養成に力を入れた会計系、税法系の科目を強化しています。

4-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

各学部・大学院研究科専攻教育目的により構築されたカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの関係は下記のとおりである。

【芸術情報学部】

芸術情報学部は、「新たな時代に対応した専門教育により可能性豊かな人間性を獲得する“芸術と科学の融合”をコンセプトとした専門教育を実現する」というカリキュラム・ポリシーと、「芸術を通して社会に貢献し得る専門性をもった人材を養成。様々な芸術表現と、メディアを駆使した表現を追求し、社会的に通用する幅広い分野にわたっての専門的能力を備えた人材を養成する」というディプロマ・ポリシーを有している。

芸術情報学部の専門科目は、学部を構成する情報表現学科・音楽表現学科・音楽応用学科・舞台表現学科の学生が共通に履修する「学部共通科目」と、学科ごとに履修させる「学科専門科目」の二つの科目群に大別される。

学部共通科目は、芸術情報学部の全学生が履修可能な科目群であり、四つの学科の学生

に共通に必要とされる知識や技術を修得するための科目を配置している。そこには、コンピュータ・映像・マルチメディア等の情報科学や、デジタル音楽制作の基礎技術、音楽産業に関わる仕事を行う上での基礎知識、ビジネス志向の学生向けの事業展開に関わるノウハウ等を扱う科目がある。

学科専門科目は、各学科の専門性に立脚する。情報表現学科は、「音響・映像・照明」、「CG・イラスト・アニメ」、「美術・デザイン」、「ゲーム・ゲームサウンド」、「情報・アプリ」、「SNS」の六つのコースに配置する科目群と、1年次から始まり3年次と4年次のゼミナールへと段階的に収斂していく科目群の二系列で構成する。音楽表現学科は、クラシックコース（ピアノ・管弦打楽器）と、ポップスコース（ボーカル・エレキギター・ベース・作曲等）に分かれており、全ての学生に必修の「専攻実技Ⅰ～Ⅷ」（個人レッスン）を中核に、各コースや専門分野別の特色を表わす理論や実技・演習系の科目を配置している。音楽応用学科は、音楽メディア・音楽ビジネスの二つのコースそれぞれに特化した科目群と、基礎的かつ音楽産業の現場に直結した科目群（基礎科目）や音楽産業人としての知識をより深めることを目的とする科目群（関連科目）を備えている。舞台表現学科は、演劇、ダンス、ミュージカル・オペラの3分野に応じたコース制に沿って科目群を編成し、それぞれの専門性に特化した教育が行われているが、芸術論や人間科学、プロデュース、舞台運営など、3コース共通の科目群も設けられている。

【総合政策学部】

総合政策学部は、「社会、文化、人間にたいする理解を深め、現代社会での実践を目指す」というカリキュラム・ポリシーと、「多様性の時代を生きる感性を養いつつ、問題解決能力と実践力に富んだ人材を育てる。現代社会における様々な政策課題を様々な分野にわたって研究し、問題発見―問題解決型の思考様式にもとづいて政策立案し、実行できる人材を養成する」というディプロマ・ポリシーを有している。

総合政策学科1学科による総合政策学部の専門科目は、基本を学修する「基本科目」（1年次～）と、専門性を高める「展開科目」（3・4年次）が置かれている。社会科学の専門的知識を学び、国、地方自治体、企業、団体等の抱える政策課題を研究する総合政策学科では、学科内に設置された「公共・社会貢献」「経営プランニング」「ビジネスプロフェッショナル」の3コースに対応するように、基本科目・展開科目とも「法律・政治」「経済・経営」「社会・コミュニケーション」の諸分野の科目群に区分されている。

【スポーツマネジメント学部】

スポーツマネジメント学部は、「スポーツに対する理解を深め、現代社会での実践を目指す」というカリキュラム・ポリシーと、「スポーツを多角的視点から理解し、課題解決能力と実践力に富んだ人材を育てる。現代社会における多様なスポーツ課題を探究し、そのことから浮かび上がってくる課題を解決し、社会で実践することのできる人材を養成する」というディプロマ・ポリシーを有している。

スポーツマネジメント学科の専門科目は、マネジメントの土台作りを目的とした「基礎科目」の他、スポーツマネジメントに特化して基本を身につけてから専門性を高める流れを意識して、ビジネス・産業領域と健康・科学領域から成る「基本科目」（1年次～）と「展

開科目」(3・4年次)の科目群に分かれている。ビジネス・産業領域には、クラブチームやスポーツ施設の運営に関わる人材育成を主眼とする科目を設置し、健康・科学領域には、特にスポーツ指導方面の人材養成を目的とした科目を設置している。

【大学院 芸術情報研究科情報表現専攻】

芸術情報研究科情報表現専攻は、「映像・音響」「CG・美術」「ゲーム・ソーシャルネットワーク」の三つの分野に分け、それぞれ専門性を究めるための科目を中心に多彩な科目群に広げたカリキュラムを編成するとともに、感性と理論を高度に融合させる科目を配置してその達成を目指す」というカリキュラム・ポリシーと、「所定の専門科目と理論科目の取得ならびに修士論文または修士制作を行うことを学位取得の要件とする」ことをディプロマ・ポリシーとする。

研究分野として映像・音響、CG・美術、ゲーム・ソーシャルネットワークの各領域を展開している。これらの各研究分野には1年次と2年次にそれぞれ配当した専門科目を設置、更に、総合政策研究科または音楽表現専攻の専門科目も履修し、そのうちの一定数を修了単位として認定することができるようにすることにより、より幅広い知識を習得できるように配慮するとともに、少人数による修士論文または修士制作の指導を行っている。

【大学院 芸術情報研究科音楽表現専攻】

芸術情報研究科音楽表現専攻は、「演奏系」「創作系」「応用音楽系」の三つの系列に分け、それぞれ専門性を究めるための科目を中心に多彩な科目群に広げたカリキュラムを編成するとともに、感性と理論を高度に融合させる科目を配置しその達成を目指す」というカリキュラム・ポリシーと、「所定の専門科目と理論科目の取得ならびに修士論文または修士演奏を行うことを学位取得の要件とする」ことをディプロマ・ポリシーとする。

器楽では独奏とアンサンブル、声楽では独唱と舞台表現、音楽創作では芸術音楽、商業音楽、メディアに分けるなどそれぞれの分野が更に専門化し、学生の志向に応じた選択が可能なカリキュラムを編成している。各分野は三つの系列(演奏系、創作系、応用音楽系)に分けた上で、専門科目を六つの分野(器楽分野、声楽分野、ジャズ&コンテンポラリー分野、音楽創作分野、アート・マネジメント分野、音楽教育分野)に設定し、きめこまかな修士演奏または修士論文の指導を行う。

【大学院 総合政策研究科政策行政専攻】

総合政策研究科政策行政専攻は、「政治・公共政策」「経済・経営」の2コースを設置し社会の諸問題に自ら問題提起し政策提言できる高度専門的職業人を育成するカリキュラムを編成する」というカリキュラム・ポリシーと、「我が国を取りまくさまざまな環境変化を見据え、幅広い視野に立って政策提言のできる力を養うため、所定の基本科目と関連科目の取得ならびに修士論文を作成することを学位取得の要件とする」ことをディプロマ・ポリシーとする。

「ガバナンス・個別政策研究及び国際関係・地域研究・経済政策・地域経済を主たる研究対象とし、行政に重点を置いた政策の立案・実施・評価に関する教育研究」を実現するために、総合的な政策提言の基盤をなす社会科学系諸領域の最新の知見を修得させた上で、

国・地方自治・NPO 活動並びに企業経営等の施策に関わる個別専門的な課題研究に取り組ませ、修士論文の指導を行う。

4-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

ア シラバス

シラバスは、授業に関する教員と学生との契約に相当する。具体的な項目として、「講義の概要」に各科目の基本的な問題関心を記入し、「達成目標」には学生が当該授業の学習を通じて身につける知識・技能の目標を簡潔で具体的に記載している。更に、達成目標までの各学生の到達度を測る手段とチェックポイントを、「成績評価方法」において明示している。シラバスは学部・研究科の全授業科目について作成しており、その作成要領は、全教員に配付する教員ハンドブックに掲載されている。

また、各科目の教育課程内の位置づけや水準を表わすために記号と数字を組み合わせたナンバリングを掲載することで、その科目を履修することの教育課程上の意義を理解する一助としている。

イ 履修系統図、科目ナンバリング表及びカリキュラム・マップの策定

令和 6 (2024) 年度に引き続き、令和 7 (2025) 年度においても、学科ごとに履修系統図を策定し、学生と教職員がカリキュラム全体の構造を俯瞰できるようにすることで、教育課程の体系的な編成・実施を図っている。併せて、科目ナンバリング表を策定し、授業科目に適切な番号を付し分類することで、学修の段階や順序、授業科目間の関係性等を表し、学内外に教育課程の体系性を明示している。

また、令和 7 (2025) 年度においては、ディプロマ・ポリシー (DP) と各授業科目との対応関係を明確に示すカリキュラム・マップを学科ごとに策定した。

ウ 履修登録単位の上限

学生が各年次において適切に授業科目を履修するため、学士課程では学期ごとに履修登録できる単位数の上限 (CAP) を定めている。入学した最初の学期は一律 22 単位を上限としているが、それ以降の学期では、所定の GPA を上回る学生については、特例として上限を 26 単位としている。

エ 各学部を構成する学科及び大学院研究科を構成する各専攻における、カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

学士課程教育においては各学部を構成する学科ごとの履修系統図を作成し、カリキュラム表に掲載されている授業科目のカリキュラム・ポリシー及び科目相互の関係性を明示した。また、各科目の教育課程内の位置づけや水準を表わすために記号と数字を組み合わせたナンバリングを策定してシラバスに明記し、これらを合わせて各学生が計画的に自身の学修に取り組めるようにしている。さらに令和 7 (2025) 年度において各学科はカリキュラムマップを整備し、その特性に応じた学修の流れを明示するとともに、学生の履修上の便宜をはかり一層効果的な学修に取り組めるようにした。

ここからは、各学科・専攻の教育課程の特色及び具体的な取組みを述べていく。

【芸術情報学部情報表現学科】

本学科は、クロスオーバー学習制として、デジタルコンテンツ全般に亘る基礎的な知識とスキルを修得する一方、学生各自の興味や志向に基づいた、六つのコースの科目の中から自由な組み合わせ、多様な科目を履修することが可能なカリキュラム編成をしている。

1年次から2年次の2年間に必修科目を集中し、デジタルコンテンツの基本要素となる「音響・映像・照明」、「CG・イラスト・アニメ」、「美術・デザイン」、「ゲーム・ゲームサウンド」、「情報・アプリ」、「SNS」の六つのコースの領域をバランスよく修得することで、基礎を総合的に学習できるカリキュラム構成にしている。

全体的には、コース分野に配置する専門科目群と、1年次から始まり3年次と4年次のゼミナールへと段階的に収斂していく「クロスオーバー学習」、「プレゼミナール」から「ゼミナール」、「卒業研究」へと続く系列で構成している。1年次及び2年次はデジタルコンテンツの基礎を学ぶ年次と位置づけ、学生は各コースの基礎的な講義科目や演習科目を履修することにより、デジタルコンテンツに関する広範な基礎知識の修得が行われる。当該年次では情報技術の基礎教育に力を入れ、情報系の座学及びプログラミング科目の一部を必修科目としている。これによりあらゆる種類のコンテンツ制作に不可欠な存在となる基礎的な情報技術に関しての体系的な知識と実践的な経験を積むことができる。3年次と4年次は、各コースの専門性を高める段階と位置づけ、学生各自が目標とするコースに関する科目群の重点的な履修と、2年次のプレゼミナールから連なるゼミ形式授業における個人指導との相乗効果により、高い専門性を身につける事が可能となっている。

情報表現学科専門科目を構成する主な科目は次のとおりである。音響・映像・照明コースには「スタジオレコーディング」、「コンサートSR」、「テレビ・スタジオ番組制作」、「舞台照明演習」等を設置している。またCG・イラスト・アニメコースの科目として「CG形状表現」、「イラストレーション実習」、「アニメーション映像企画演出」等、美術・デザインコースには「石膏デッサン」、「立体造形表現」、「グラフィックデザイン応用」、等、ゲーム・ゲームサウンドコースには「ゲームプランニング演習」、「ゲーム制作総合演習」、「ゲームサウンド基礎論」等を設置している。更に、情報・アプリコースの科目としては「JavaScriptプログラミング」、「Pythonプログラミング」、「コンピュータアート論」等、SNSコースには「マーケティングリサーチ」、「ネットワークビジネス論」、「メディアコミュニケーション論」等の科目を設置している。

【芸術情報学部音楽表現学科】

本学科は、学科の教育目的である「各分野における専門性の追求と同時に多角的な視座を養う教育研究」を実現するため、五つの専門コースを設置してきた。平成30(2018)年度の学科再編では、ピアノ・声楽・管弦打楽器・作曲・ポップス・ジャズ・音楽教育・音楽教養・ヴィルトゥオーゾの九つの専攻制を設けたが、更に令和3(2021)年度より「クラシックコース」と「ポップスコース」という音楽分野の大きな括りを表した名称に改めて2コース制となり、各コースの中で楽器等の専門分野が配置されている。

演奏・創作に直結した個人レッスン形式の実技科目である「専攻実技Ⅰ～Ⅷ」の他に、音楽の理論・歴史・美学(哲学)に関連した講義科目を設置し、音楽芸術の教養を高め、多角的な視点が持てる人材を育成するための科目を組み入れている。

専門科目を構成する主な科目は次のとおりである。全ての学生に必修の「専攻実技Ⅰ～Ⅷ」の他、クラシックコースのピアノ分野には「ピアノ指導法 A・B」や「室内楽Ⅰ～Ⅳ（ピアノ）」等、管弦打楽器分野には「吹奏楽Ⅰ～Ⅳ」、「オーケストラⅠ～Ⅳ」等、作曲分野には「ハーモニーⅠ～Ⅳ」、「対位法Ⅰ・Ⅱ」、「オーケストレーションⅠ・Ⅱ」等が配置してある。また、ポップスコースには「ポップスアンサンブル A～D」、「ソングライティング A～D」、「プリプロダクション演習Ⅰ・Ⅱ」等が配置されている。

本学科の科目編成の中核は、音楽実技の個人レッスン「専攻実技Ⅰ～Ⅷ」であり、週に1回の授業で、1年次から4年次まで学生が所属するコースや専門分野ごとに設置している。これらの科目は、音楽技能を向上させる根幹となるものである。また、本学科は専門科目の中に、理論（「音楽基礎論」、「楽曲分析」、「コード進行法」等）、歴史（「西洋音楽史」、「ポピュラー音楽史」、「ジャズ史」等）、美学（哲学）（「音楽美学」等）といった科目を設け、幅広い芸術的教養を修得し、音楽的感性を身につけさせるよう努めている。

【芸術情報学部音楽応用学科】

インターネットの広まり、ITの飛躍的な発達等により、「音楽」の世界にもさまざまな変化が見られるようになった。この傾向が今後ますます加速していくであろうことは論を俟たない。そこで、狭義の「音楽教育」ではカバーしきれない人材を育成すべく、平成27(2015)年度に開設したのが音楽応用学科である。

この学科は音楽表現学科の音楽メディア及び音楽ビジネスコースを分離独立したかたちで成立している。それぞれの分野の内容において、音楽産業の現場における最新の知識と技能をいっそう反映させたものとなるよう、努めている。

- ・音楽メディアコース：最新のデジタル技術を活用した音楽創作、更に映像等のメディアとのコラボレーションによる新しい芸術表現の可能性を追求し、狭い領域や分野にとらわれない自由な発想と感性、そして表現力を育む授業科目を備えている。
- ・音楽ビジネスコース：電子書籍を含む出版、4K、8K時代が到来する放送、新次元に入ったライブ、ゲーム、インターネット等多くのメディアに関わり、国際化・多様化が著しい音楽ビジネス業界の中で音楽マネジメントを通して社会と文化に貢献しうる人材の育成を目指す授業科目を備えている。

【芸術情報学部舞台表現学科】

本学科は、本学が長年にわたり音楽を軸として展開してきた芸術教育の領域を、演劇、ダンス、ミュージカル・オペラに拡張し、いっそう多様な人材の育成を目的とする学科である。個々のジャンルの伝統的なメソッドにとどまらず、最新の理論と実践法、そしてITを駆使した発信の在り方を視野に入れつつ、教育運営にあたっている。

- ・演劇コース：演劇実習の他、演劇史や舞台芸術批評論などの理論分野、舞台美術、衣装、装置、音響などスタッフ分野、更に演出や戯曲などの創作分野等、卒業後の進路を見据えた、広い意味での演劇人の育成を目指した授業科目を備えている。
- ・ダンスコース：身体表現の理論と実習はもちろん、舞踊史、舞台図面制作、舞台照明を含めた、総合的なカリキュラムのもとで人材育成にあたる授業科目を備えている。
- ・ミュージカル・オペラコース：歌唱、身体表現など、ミュージカル俳優、オペラ歌手

に求められる知識と技能を軸に、ミュージカル史、プロデュース、演出など、広範囲の領域にまたがる授業科目を備えている。

演劇、ダンス、ミュージカル・オペラの3分野は、カリキュラム上「コース」として設定されており、それぞれの専門性に特化した教育が行われている。核となるのは以下の科目である。

- ・演劇コース：「演劇表現基礎演習Ⅰ～Ⅳ」「演劇表現演習Ⅰ・Ⅱ」
- ・ダンスコース：「舞踊表現基礎演習Ⅰ～Ⅳ」「舞踊表現演習Ⅰ・Ⅱ」
- ・ミュージカル・オペラコース：「歌唱表現基礎演習Ⅰ～Ⅳ」「ミュージカル表現演習Ⅰ・Ⅱ」

これら3コースのカリキュラムには、それぞれの分野の歴史（「演劇史」「舞踊史」「ミュージカル史」「声楽史」）も含まれる。

・学生が幅広い素養を身につけられるように、三つのコース共通の科目も設けられている。「芸術概論」「身体表現論」「劇場文化論」「人間科学論」等の「基礎科目」群、あるいは「舞台表現演習」「舞台応用芸術論」「舞台芸術教育論」「舞台芸術批評論」「舞台知的財産権概論」「プロデュース研究」「プロデュース演習」といった「展開科目」群、そして「舞台美術研究」「舞台照明研究」「舞台音響効果研究」「舞台衣装研究」をはじめとする、舞台の現場に直結する「舞台運営」科目群がそれである。こうした科目群を配置し、卒業後の多様な進路に対応できる幅広さを担保している。

こうした科目群は学生の卒業後の進路開拓とも関わっており、「インターンシップⅡ」と併せて、社会人としての自覚をもたせる意味合いも担っている。

【総合政策学部総合政策学科】

本学科は、「公共・社会貢献コース」「経営プランニングコース」「ビジネス・プロフェッショナルコース」の3コースを設定している。コースの課程については、学生の将来像と直結するものであるため、それぞれに対応した科目を多く履修させる必要がある。このため、総合政策学科においては、コースごとに指定された主（メイン）分野の科目について24単位以上、副（サブ）分野の科目から16単位以上を選択必修とし、卒業要件として課している。

- ・公共・社会貢献コース：社会の枠組みに関する分野（法律・政治）をメインに、社会のあり方やコミュニケーションに関連する分野（社会・コミュニケーション）をサブとして学び、行政や警察・消防、教育・福祉などの分野で活躍できる素養を身につける。公務員試験を視野にいれた科目も設置している。
- ・経営プランニングコース：経済活動や金融・会計など、マーケットや経営に関する分野（経済・経営）をメインに、これを規定する、社会の枠組みに関する分野（法律・政治）をサブとして学び、起業や経営、事業構想に求められる知識やセンスを習得する。
- ・ビジネス・プロフェッショナルコースは、ビジネスやサービスに対するニーズを生み出す社会のあり方や、コミュニケーションに関する分野（社会・コミュニケーション）をメインに、市場や経営に関する分野（経済・経営）をサブとして学び、ハイレベルな顧客サービスを提供できるビジネスパーソンの資質を高める。

専門科目は、基本科目（1年次～）と展開科目（3・4年次）に分類される。基本科目は、基本的な知識を修得することができるように設置したものであり、4年間の基礎となる「基礎科目」の他、各コースに対応するように「法律・政治」「経済・経営」「社会・コミュニケーション」の諸分野の科目群に分かれている。展開科目は、専門性を高める発展的な学修のために設置した科目群である。学科基本科目と同様、各コースに対応した科目群をもっている他、卒業後の進路対策となるキャリア科目や、卒業研究につなげるゼミナール等の諸科目を設置している。

なお、令和7(2025)年度においては、令和8(2026)年度入学生から適用する新カリキュラムの策定が学部教授会での審議を経て承認された。新カリキュラムは、現行の3コース制（公共・社会貢献コース／経営プランニングコース／ビジネス・プロフェッショナルコース）を改め、「公共・社会貢献コース」と「現代ビジネスコース」の2コース・マルチフィールド制へと移行するものである。

新制度では、「法律・政治」「経済・経営」「心理・メディア・コミュニケーション」の3主要フィールドをコースの学問的基盤として位置づけるとともに、「地域社会・歴史」「アート・スポーツ」の2フィールドを設置し、学生が幅広い教養と多角的な視点を身につけられる体系的なカリキュラム編成を実現する。また、公共・社会貢献コースにはインターンシップを伴う「公共・社会貢献実習」を、現代ビジネスコースには「現代ビジネス実習」をそれぞれ必修科目として配置し、早期からの進路意識の醸成とキャリア形成につなげる構成となっている。

令和7(2025)年度は上記新カリキュラムへの移行準備年度として、新ディプロマ・ポリシーに基づいたシラバス改定・カリキュラム・マップの整備を進めるとともに、教員間での科目編成の調整・共有を図っている。

【スポーツマネジメント学部スポーツマネジメント学科】

本学科では、1・2年次にマネジメントの土台作りを目的とした「基礎科目」と「スポーツマネジメント基本科目」を履修し、3・4年次に「スポーツマネジメント展開科目」を履修することによって、学生が将来を見据えた目的意識を持ち、主体的に学びを推し進められるようにカリキュラムを整備している。スポーツマネジメントに特化した科目群は「ビジネス・産業」及び「健康・科学」の領域に分け、基本から展開へと段階的な学びを進めることができる。また3・4年次に配当する科目には演習・実習を多く取り入れ、1・2年次で学んだ基本的理論を発展させ、実学としてのスポーツマネジメントを学べる体制にしている。

「ビジネス・産業」の領域では、「スポーツマネジメント論」「スポーツビジネス論」「マーケティング論」等の基本科目から、「スポーツマーケティング論」「スポーツツーリズム」「スポーツ産業論」等の展開科目の学修を通じてビジネスやマネジメントの専門性を高めるとともに、スポーツとエンタテインメントの融合によるスポーツのイベント化に対応するため、芸術情報学部との連携により関係する演習科目を配置し、スポーツを多角的に学ぶことができる体制を整えている。

「健康・科学」の領域では、スポーツ指導者の基本となるスキルを身につける必要から「スポーツ方法・体づくり」や各種目をカバーする実技・実習科目を揃えている他、「トレ

ーニング論」「コーチング論」「スポーツ生理学」等の理論系基本科目によりスポーツ科学・健康科学に関する確かな知識を身につけ、「スポーツデータ解析」等の応用科学により知識・理論の深化、指導スキルの向上を図り、指導者としての専門性を高めていく。これらの体系的な学びをとおして、適切で効果的な指導方法を学ぶことができる体制を整えている。

【大学院 芸術情報研究科情報表現専攻】

本専攻では映像・音響、CG・美術、ゲーム・ソーシャルネットワークといった三つの研究分野を展開している。これらの研究分野には1年次と2年次にそれぞれ担当した専門科目群を擁する。本専攻に進学した大学院生は分野毎に定めた選択必修科目を履修することによりその分野に必須となる知識を習得するとともに、各研究分野を横断的にその他の科目を履修することにより、コンテンツ分野の高度な専門知識の幅広い修得が可能となるようカリキュラムを構成している。

具体的には、映像・音響、CG・美術、ゲーム・ソーシャルネットワークの三つの研究分野によって専門教育を行っている。専門科目群の中の映像・音響の研究分野では、映像表現、音響制作、音声信号処理をテーマとして「映像制作技術応用研究」、「音響制作技術応用研究」、「サウンドエンジニア特論」を開講している。CG・美術の分野では、CGによる映像表現におけるデジタル機器やコンピュータ応用と、CG以外にも全ての研究分野に共通する美術に関する知識の修得とテーマとして、「CG・デジタルビデオ論」、「コンピュータアニメーション特論」、「コンピュータアート特論」、「美術理論特論」、「日本美術史」を設置している。ゲーム・ソーシャルネットワークの分野では、ゲームやSNSを用いたメディアコミュニケーションをテーマとして、「知的インターフェース論」、「メディアコミュニケーション論」、「データサイエンス論」、「ビジュアルコミュニケーション応用研究」を設置している。

更に、より幅広い分野の授業科目を履修できるようにするため、総合政策研究科開講科目を最大4単位まで修了単位として認定できることとし、同時に、本専攻開講5科目を総合政策研究科に対して開放している。

また、学生がより弾力的に修士研究・科目履修を行うことができるよう、9月に課程を修了することを可能とした。

【大学院 芸術情報研究科音楽表現専攻】

本専攻は、ピアノ、管弦打楽器、声楽、ジャズ&コンテンポラリー、音楽創作、アート・マネジメント、音楽教育の各分野からなる。専門性を更に充実させるために、専門関連科目と音楽理論系の共通科目から構成され、いずれも少人数の個人指導による密度の高い教育を行っている。学生は専攻分野の研究を、修士演奏や修士論文に反映させるために、必要と思われる選択必修科目と選択科目を履修するとともに、音楽専攻共通科目から、横断的に他の分野の科目も履修する。専門性の追求を軸に、幅広い学習が可能なカリキュラムとなっている。

実技系科目と理論系科目にそれぞれ科目群を配置している。具体的には、ピアノ、管弦打、声楽、ジャズ&コンテンポラリー、音楽創作、アート・マネジメント、音楽教育の7専

攻で、それぞれの専門性の核となる科目として、「ピアノ実習」、「声楽実習」、「管弦打楽器実習」、「ジャズ&コンテンポラリー実習」、「音楽創作実習」、「音楽プロデュース実習」、「音楽教育特論演習」が置かれている。これらの科目を取り囲み、演習科目として「鍵盤音楽作品研究」、「管弦打作品研究」、「アンサンブル演習」、「オーケストラ演習」、「身体表現特殊演習」、「舞台表現特殊研究」、理論系科目として「ジャズ理論」、「音楽作品分析研究」、「音楽理論特殊研究」、「音楽作品研究」、「音楽ジャーナリズム史」、「音楽教育特論」、「音楽教育フィールド研究」等が構成され、高度な専門性と専門領域への細分化を特徴とし、専門性の拠点となる中心的な科目と、社会に直結する演習的かつ実学的な科目を組み合わせて履修することが可能である。

これにより、音楽的な力を備え、社会に貢献できる高度な専門性と社会に開かれた視点を有する学生の輩出を目指しており、これらの教育の成果の集大成として修士課程修了時に研究成果としての修士論文（アートマネジメント、音楽教育）、または修士副論文（実技系）提出とリサイタル形式による修士演奏を行っている。

【大学院 総合政策研究科政策行政専攻】

本専攻は、高度専門的職業人の養成を目標に、公共団体、企業等で活躍できる高度な能力を習得するためのカリキュラムを編成し、二つのコースを設置している。

- ・政治・公共政策コース：民主主義社会・少子高齢化社会の諸問題の解決や緩和を図る研究に取り組む。
- ・経済・経営コース：企業だけでなく、地球環境や人の生き方にまで影響を与えるマネジメントの問題を研究する。

授業科目は、法学・政治学分野及び社会調査・競争戦略等、基幹的な領域をカバーする「基本科目」と、政治・行政・経済・経営諸分野に係る諸問題の領域に関する「関連科目」及び専門性を深めて修士論文の作成に取り組む「総合政策特殊研究」に分かれている。要望があれば、社会人向けの夜間・土曜等の開講やリカレントにも配慮している。

4-2-④ 教養教育の実施

ア 教養科目について

教養科目は、豊かな教養と広い識見を養うとともに、専門教育やキャリア教育との関係に重点を置いた総合的なカリキュラムである。1・2年次において所定の単位履修を推奨しているが、4年間にわたって広く学び、学生の可能性を最大限に引き出せる体制となっている。本学の教養科目は、全学の学部・学科を対象とする「現代社会の教養」（17科目）、「スポーツ」（6科目）、「教養芸術」（6科目）、「情報技術力」（6科目）、「キャリア」（7科目）、「異文化理解力」（23科目）の科目群に分かれる。その全ての科目群において、学生自らが選択し履修することで、バランスのとれた教養を身につけることができる。これは、教養教育に関する中央教育審議会答申等での指摘に応えるものであると同時に、生涯学習の基礎ともなる。

- ・現代社会の教養：多様化した現代社会の事象に関する洞察力・解析力を養うとともに、多様な文化と人間の関りを学ぶ。
- ・スポーツ：生涯スポーツの理解、健康増進、スポーツ実技を通じたコミュニケー

ション能力の向上及び豊かな人間性を育むことに取り組む。

- ・教養芸術：伝統的な音楽・美術を学び感性を養うとともに、現代の芸術やエンターテインメントについて広く理解を深める。
- ・情報技術力：IT 時代及び高度な情報技術社会に生活していくためのコンピュータの基本操作法、プログラミング、メディアリテラシー等を学び、情報科学について知識を深める。
- ・キャリア：現代社会を生きる「人間力」を養うとともに、社会人として身につけるべきコミュニケーション能力や将来設計について学ぶ。
- ・異文化理解力：国際社会を生き抜くため、国際的共通言語としての英語の修得及びコミュニケーション能力の向上及びアジア・欧米の文化を学ぶ。

教養科目は、総合的、学際的、実践的内容を取り入れつつ、体験的に学べるように構成している。編成上の工夫としては以下の項目が挙げられる。

- ・教養・専門・キャリア教育を三位一体としてとらえる。
- ・語学教育は各学科において履修方法を定める。
- ・必修の単位を最小限にとどめ、選択、選択必修を多くする。
- ・キャリア科目を1年次から開設し、進路と職業人としての意識や能力を高める。

令和6(2024)年度には、昨今の社会情勢を意識した狙いに基づくカリキュラム改革を実施した。その内容は次のとおりである。

- ・異文化理解力分野では、国際的共通言語としての英語を修得しコミュニケーション能力を向上させるために外国語教育を英語に一本化した。その上で、①基礎力向上のためにeラーニングを活用する、②各学科の教育の特性及び学生の関心の向きに応じ内容の教育を行う、③より高いレベルの英語力を身につけることを希望する学生の需要に応えるために一部科目を改編する、以上三点の改革を行った。
- ・情報技術力分野では、誰もが手軽に動画配信をすることができ、多様で幅広い表現活動が可能になった現在の「ネット社会」におけるリテラシー能力を高める新規科目を設置した。
- ・スポーツ分野では、一部の講義科目がやや専門的な内容に傾いていたことからこれをスポーツマネジメント学部専門科目に移し、これに代えてより一般性の高い内容の新規科目を設置した。

イ データ・情報・メディア総合教育プログラム

令和3(2021)年度は、情報技術力分野で取り組んでいる「データ・情報・メディア総合教育プログラム」に対して、文部科学省の「数理・データサイエンス・AI教育プログラム(リテラシーレベル)」の認定を受けることができた。また、令和7年(2025)年度3月には、令和8～10(2026～2028)年度分が再認定された。このプログラムは、「メディアリテラシー」(一般的な教養を学ぶ)・「データサイエンス」(データ操作技術を学ぶ)・「情報システム概論」(専門的な教養を学ぶ)によって構成され、IoT時代の到来とSNSの普及が芸術・エンターテインメント・スポーツ・社会科学の各領域にどのような変化を与えているかを学ぶものである。SNS上のデータから社会現象を読み解くとともに、投稿されるメッセージ等をデータとして分析することにより社会動向を読み取り、履修者がIoTやSNS

の社会的重要性を理解することを目的としている。

本プログラムは、音楽表現・舞台表現・総合政策・スポーツマネジメント各学科学生にとっては、一般的なコンピュータ操作技術を学ぶ「情報リテラシー」と合わせ学ぶことでデータ・情報・メディア分野の教養を深めることができる。また情報表現・音楽応用両学科学生にとっては、より高度なコンピュータ操作技術に繋がる「プログラミング基礎」と合わせ学ぶことでコンピュータサイエンスへと展開する学びを深める上での基礎固めにもできる。

本プログラムを構成する科目の単位を取得した学生にはプログラムの修了証（文部科学省が定める認定エンブレム付）を発行し、就職活動やキャリア形成の支援に資することになっている。

ウ 教養教育の所管

教養科目に関する問題は全学共通の問題でもあるため、教務委員会がカリキュラム検討を含む運営に当たっている。令和6(2024)年度に実施した異文化理解分野及び情報技術力分野を主対象とする改革に関係する問題も教務委員会で審議した。

4-2-⑤ 教授方法の工夫と効果的な実施

各学部を構成する学科及び大学院研究科を構成する各専攻で行っている教授方法の工夫・開発と効果的な実施は次のとおりである。

【芸術情報学部情報表現学科】

1年次にはコンピュータ基礎を必修科目とし、全ての学生に必ず基礎として情報（コンピュータサイエンス分野）系の素養を身につけさせ、加えて実習系の授業（「Python プログラミング」等）において自ら体験することで実体的な知力をつけさせている。また、「クロスオーバー学習」（必修の少人数演習授業）により、履修学生が直接目指すコース以外の経験も積み学際的知見を得るとともに、進む先の全貌を俯瞰できるようにした。体験し、未知の壁に突き当たることにより、先人の組み上げた概念、体系の理解が必要であると気づかせている。

2年次の演習では学期別に異なるプレゼミナールを経験させて専門分野に対する視野を広げ、3年次必修の「ゼミナール」と4年次必修の「卒業研究」といった卒業に近い年次に配置した必修の少人数の専門的演習科目を系統的に学ばせて、各コースの基礎の修得からゼミナール・卒業研究における高い専門性へと収斂する学修の流れに乗せている。ゼミナールと一貫してそれに続く卒業研究は、学修の集大成として自らテーマを選び研究・制作することで自ら考え問題設定するという高度な知的活動が要求される。一般的なカリキュラムに見られるコース制とは考え方が異なるクロスオーバー学習制であることを活かし、共存する他のコースの学生と共同で制作、研究を可能にし、六つのコース分野を横断する大作を共同制作するなどの教育効果を上げている。

【芸術情報学部音楽表現学科】

本学科は、令和3(2021)年度から「クラシックコース」と「ポップスコース」の2コー

ス制を設け、クラシック音楽から現代音楽、ポピュラー音楽やジャズに至る幅広いジャンルと音楽に関わる周辺領域をカバーする教育を行っている。

理論、歴史、美学に関連した科目の講義内容は、クラシック音楽を根幹に据えながらも現在の音楽的価値観の多様性に鑑み、ジャズやポピュラー音楽に関連する科目も多く扱っている。

専門科目の中核である「専攻実技Ⅰ～Ⅷ」の教育方法は、演奏・創作の技能を伸ばす個人レッスンの形式をとっている。全てのコース・分野ごとに1・2年次の「基礎演習」、3年次の「総合演習」を実施し、それらは、いわばクラスミーティングの機能も併せ持ち少人数クラスによるきめ細かい指導体制により円滑に機能し運営している。また、専門科目の中にはキャリアに関連する科目も設け、卒業後の進路に意識をもたせるよう配慮している。

実技科目や演習系科目の多くは、学生自らが主体的・能動的に課題に取り組み、教員と共に専門的な演奏技術や音楽性の追求を行うものであり、各科目においては授業内で成果発表や意見交換等の場を積極的に取り入れるように工夫している。

【芸術情報学部音楽応用学科】

学科としての専門科目は、二つのコースに共通する「基礎科目」及び「関連科目」を置き、そのうえで「音楽メディア」、「音楽ビジネス」それぞれに特化した科目に大別される。

「基礎科目」は、「音響リテラシー」、「映像リテラシー」、「著作権概論」、「知的財産権入門」、「メディア論」、「モバイルメディア研究」といった、基礎的かつ音楽産業の現場に直結した科目群である。また、「関連科目」では、「楽器音響論」、「音楽環境論」、「音響と心理」、「映像音響論」等、音楽産業人としての知識をより深めることを目的として備えられている。

「音楽メディア」科目は、「専攻実技」、すなわち広義の音楽制作実習を軸に、「音楽制作基礎」、「コンピュータ音楽」、「音楽メディア演習」、「ハーモニック・セオリー」、「メディア作品演習」、「DAW 活用研究」等、基礎力と応用力の両方をバランスよく育ていけるよう、設置されている。

「音楽ビジネス」科目においては、音楽マネジメントの基礎を実践的に学ぶ「音楽ビジネス」の他、「サブカルチャー研究」、「出版編集ソフト演習」、「ソーシャルメディアと音楽」等、やはり音楽産業の最前線を見据えたカリキュラム構築がなされている。

二つのコースの専門性は、少人数で行われる「ゼミナール」、すなわち「基礎演習 A～D」、「総合演習 A・B」において深められる。そして個々の学生にとって学びの総仕上げとなるのが「卒業研究」である。また、卒業後の進路を切り拓いていけるよう、「インターシップ」が設けられている。

【芸術情報学部舞台表現学科】

本学科では、芸術教育の「思考力」、「コミュニケーション能力」育成の効果を重視し、プロの舞台人養成と就職活動に繋がる社会人基礎能力の獲得の双方の指導を織り込んでいく。2年次の上演科目はどのコースでも参加が可能な形態を取り、歌・演技・ダンスを横断的に学べる体制にある。3年次の上演科目と卒業研究では、パフォーマー参加の他に企

画プロデュースや技術スタッフとしての役割での参加を可能としており、総合的な学習の機会を設けている。また、これら実技・演習系の授業科目においては、学生が主体的かつ協調性をもって課題に取り組んでいけるように成果発表や意見交換の場を大切にしている。

更に、舞台のオーディション参加希望者や指導者志望の学生に対してはアドバイザー制度を用いて個々人の能力を冷静に判断し、丁寧に対応している。

【総合政策学部総合政策学科】

総合政策学部総合政策学科では、4年間年次進行していく少人数制のゼミナール―1年次「基礎演習」、2年次「コース演習」、3年次「総合演習」、4年次「卒業研究」―が中核をなす。

1年次の「基礎演習」は、本学部における4年間の学修の基礎になる「アカデミック・スキル」及び「キャンパスライフ・スキル」の双方を養う場として設定し、これらスキルを修得することで、学生が、学修のみならず交流の場としての大学という場を有効かつ快適に活用できるように工夫を凝らしている。その目的に基づいて、教員間における授業内容のばらつきを避けるため、特に春学期においては、「実施基本計画」を策定し、これに基づいて各教員は授業を運営している。複数のクラスが共同で企画した共通授業により学生間の交流を促すこともしている。担当者は定期的に会合をもち、より効果的な授業運営方針を策定すべく、研究を行っている。また、キャンパスライフ・スキル形成のバックアップを図る目的の下に、学内カウンセリングルームと連携した体験授業を実施している。

2年次の「コース演習」は、各コースの概要を学び学修の基盤を形成し、コースでの学修に展望を持たせるものと位置づけている。とりわけ、3年次からは「総合演習」が始まることから、この段階において学生は、将来的な自分の進路を方向付けていくことになる。

「コース演習」は、複数の教員が担当しており、授業内容と方法は担当者間で調整・共有している。「総合演習」に入る前に、多くの教員の専門分野に触れることで、将来の選択肢を広げようとする意図もある。春学期と秋学期にコースごとに外部講師をゲストスピーカーとして呼び、キャリア形成の意識づけも行っている。

3・4年次の「総合演習」と「卒業研究」は専門教育の仕上げの場と位置づけられ、少人数で参加者が発表や討論等を行いながら、2年間の学習・研究の成果を成果物（論文・制作等）にまとめていく。総合政策学部の教育の分野横断的・多角的性格に鑑み、ゼミを選択して履修する範囲は学科・コース単位に限定することなく、幅広い領域の教員の指導を求めることができる。

少人数制で体験的・実践的な指導をする科目はゼミナールに限らない。各学科・各コースには、分野ごとの演習・実技・ワークショップ科目が設置されており、選択の幅を広く与えている。

令和7(2025)年度より、総合政策学部総合政策学科では、PBLを積極的に導入している。具体的には、1年次必修科目である「基礎演習」において、学内の課題をテーマとしたPBLを実施しており、学生が主体的に課題を発見・分析し、解決策を提案するプロセスを通じて、社会人として必要な実践的思考力及びコミュニケーション能力の涵養を図っている。本取り組みは、学部が掲げる「立派な社会人を育てるカリキュラムの確立」という方針に基づくものであり、大学全体として推進するアクティブ・ラーニングの一環として

位置づけられている。今後は、地域連携を活用した PBL への展開も視野に入れ、より実社会に直結した学修機会の提供を目指している。

【スポーツマネジメント学部スポーツマネジメント学科】

本学科では、座学によって学修の基礎となる確かな理論・知識を身につけさせる講義科目と講義科目から身につけた能力を実際に発揮する場として、演習科目と実習科目から、スポーツマネジメントに関して教育を実践していく。学生一人ひとりに対して、十分な教育ができるように、講義形式による理論・知識系の授業科目においては、50～100 人程度の学生数を基本として授業を展開する。また、演習科目による講義と実習を組み合わせた授業においては、20～40 人程度の学生数を基本として授業を行う。なお、実習形式の授業科目については、内容に応じ適宜学生数の設定を行う。

各科目における配当年次については、基礎から応用、発展へと段階的に学べる履修モデルに配慮しつつ、講義と演習・実習の割合や組合せを考慮している。また、ゼミナールでの卒業研究や就職までの一連の流れを考えた配当としている。特にキャリア科目については1年次より開始し、社会人としての常識や基礎的なマナーを身につけさせるとともに、卒業後の進路についても早くから考えさせる時間を多く設けることなどで、支援する。

【大学院 芸術情報研究科情報表現専攻】

本専攻では、コンテンツ制作からパッケージング・配信に至る各領域をカバーするために企業等の実社会で制作、研究、実用化の実績を積んだ教員を多く配することで、コンテンツ分野の高度な専門知識を幅広く指導している。各分野に配置した「論文・制作特別演習」において、少人数制の個人指導による高度な専門性の獲得と各分野の第一線で通用する専門家の育成を目指した修士制作及び修士論文の指導を行っている。修士制作及び修士論文の作成にあたっては、学会や展覧会、コンテスト等学外における1回以上の発表を行うようにしている。

【大学院 芸術情報研究科音楽表現専攻】

本専攻では、演奏や創作に関わる領域を担うピアノ、管弦打、声楽、ジャズ、創作分野では専門性を究める実技系科目を重視し、アート・マネジメント、教育分野では理論系を重視していると同時に、実技系においても理論や歴史、美学を考慮し、また講義系においても実技的な要素を取り入れた指導を行い、幅広い素養を持った人材の育成を目指している。

また、パストラルホールにおいて発表の機会を設けて、学生の勉学意欲を向上させる演奏や企画を実施しているほか、専門分野の著名人・研究者を招聘し「特別講座」を実施している。

【大学院 総合政策研究科政策行政専攻】

本専攻では、総合政策が対象とする個別の専門的学問に加え、専門領域を横断的に捉えた問題解決のアプローチを重視している。研究の成果をまとめる論文作成のための個別的な指導はもとより、研究対象のレポートについてのプレゼンテーションを実施し、共通のテーマについてディスカッションを行い、修士論文の中間報告等を重ねることで発表・表

現能力を高めるとともに、第三者からの評価・批判を受けながら研究の精度を増すための教育環境を形成している。「学問とは何かを考えてほしい、実社会を動かしている人たちの意見を聞いてほしい、そしてそれらを自分たちの学んでいることに関連付けて考えてほしい」という動機から平成 20(2008)年度よりゲストを招きシンポジウムを随時開催するなど、工夫を行っている。これまでに、企業役員、人事部長、医師、弁護士、他大学哲学教授、他大学労働法学教授、経営コンサルタント等が来校された。これまでの企画を踏まえ、また経済・経営系の学生の増加傾向に鑑み、関連科目の開講や1年次生全員が対象の「総合政策特殊研究」における個別研究指導の充実を図っている。社会人学生から都心で授業を受けたいという要望があった場合には、一部の授業については都心で授業開講をできるよう配慮している。

4-3. 学修成果の把握・評価

①三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

②教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

(1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

芸術情報・総合政策・スポーツマネジメント各学部における三つのポリシーは、豊かな人間性と実践力に富んだ専門性を身につけさせることにかけて根幹で通じている。このポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価は、アセスメント・ポリシー及びアセスメント・プランに則り、機関レベル（大学全体）、学位レベル（学部・学科）、授業科目レベル（授業・科目）の各レベルにおいて、多面的に測定・評価している。

また、学生が本学において「何を学び、何を身につけることができたのか」（＝学修成果）を可視化し、学生が自身の成長について理解を深めていくこと等を目的に、学修ポートフォリオシステムの導入に向けて教職協働の組織である学修ポートフォリオシステム導入検討プロジェクトチームを設置し、令和 7(2025)年度においては、システム業者の選定と、令和 9(2027)年度から同システムを全学科で導入することを決定した。

さらに、令和 7(2025)年度においては、令和 8(2026)年度以降の新しいディプロマ・ポリシーと各授業科目との対応関係を明確に示すカリキュラム・マップを学科別に策定した。ディプロマ・ポリシーと各授業科目の関連付けができたことにより、令和 9(2027)年度に導入を予定している学修ポートフォリオシステムにおいて、成績評価に基づき、ディプロマ・ポリシーに示される各能力の達成状況が可視化できるようになる。加えて、4-2-④で述べた「データ・情報・メディア総合教育プログラム」（文部科学省「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム（リテラシーレベル）」の認定を受けている）においては、プログラムを構成する科目の単位を取得した学生に対する修了証（文部科学省が定める認定エンブレム付）の発行を通じて成果を把握するとともに、授業アンケートに基づく自己点検・自己評価を大学ホームページで公開している。

[機関レベル（大学全体）]

ア 学位授与率

修業年限期間内に卒業する学生の輩出割合（正規卒業率）を算出し、これを経年変化によって測定し、学士課程4年間、修士課程2年間を通じて、本学が求める資質、能力を計画的に伸ばし、学位の取得まで到達させているかという検証を行っている。

イ 就職率

就職率は、大学が学生に適切な学修支援体制をとって社会に送り出しているかという状況を確認する指標であるが、これにアの指標（正規卒業率、退学・除籍率、留年率）を組み合わせ、卒業後の進路を俯瞰的に考えている。

ウ 卒業時アンケート

卒業・修了を目前に控えた学生に学生生活を振り返らせ、教育活動に対する満足度や在学中の学びを通じた知識・能力の修得状況、幅広い意見を聴取することで、学修成果を把握するとともに、教育内容の改善に繋がるエビデンスとして活用している。

エ 卒業後アンケート

本学を卒業後2年以上経過した本学卒業生を対象に、本学での学びが社会でどのように活かされているのか、反対に在学中に学んでおけばよかったことは何か等を調査し、学修成果の評価に資するデータを得ることを目的として実施した。

オ 就職先企業等へのアンケート

本学の卒業生及び修了生が、教育活動や在学中の学びを通じて得た知識、能力が実社会で発揮できているかなどについて、就職先企業から客観的な意見を聴取している。アンケートは、「ニーズへの対応状況」、「採用時の重視能力と望む能力」、「在学中に取得が望ましい資格」について選択方式による回答を求め、令和4（2022）年3月～令和6（2024）年3月に卒業した学生が就職する企業等を対象とすることで、教育内容等の改善に繋がる情報が収集でき、必要に応じてワーキンググループを立ち上げて議論するなどの対応を行った。

[学位レベル（学部・学科）]

ア 取得単位と GPA の概況

学修への取組みを量的に把握する指標として修得単位数（累計）を、質的に把握するための指標として GPA（累計）を学期ごとに学科・学年別に整理し、主にそれぞれの平均値の到達度をみることで、学修成果を把握している。イ 学修成果、学修時間・学修行動に関するアンケート

学部1～4年次の在学学生を対象に、本学での学修の状況や学修を通じて学びを通じた知識・能力の修得状況、幅広い意見を聴取することで、学修成果を把握するとともに、教育内容の改善に繋がるエビデンスとして活用している。

イ 学修成果、学修時間・学修行動に関するアンケート

学部1～4年次の在学学生を対象に、本学での学修の状況や学修を通じて学びを通

じた知識・能力の修得状況、幅広い意見を聴取することで、学修成果を把握するとともに、教育内容の改善に繋がるエビデンスとして活用している。

[授業科目レベル（授業・科目）]

ア 授業アンケート

全学で実施している学生による授業アンケートは、受講した「授業内容の評価」とそれに対する「学生自身の取り組み（出席状況及び学修時間等）」を問うもののほか、自由記述欄が設けてあり、学生の意見や要望まで幅広く収集してきた。学生は指定された期間内に、記名式（学籍番号）を用いたオンライン回答方式で、各学期末に実施している。

4-3-② 教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

学修成果の把握・評価は、教育内容・方法の見直し及び学修指導・改善のため、各学部教授会、自己点検・評価委員会をはじめ各種会議体に報告された後、IR 情報としてホームページに公表している。

授業アンケートについては、当該授業の検証に加え、学生自身が自らの学修状況を振り返るよりどころである。また、授業評価期間終了後、集計結果は当該教員にフィードバックされ、当該教員自身が授業評価結果と確認を行い、コメントを書くことになっている。教員自ら学生の視点に立った授業改善を行い、教授方法の工夫・研究に必要なエビデンスとして活用している。なお、授業アンケートの科目別実施結果の把握・評価は、自己点検・評価委員会で行われており、改善が必要となる科目については、教育組織の長から適切な対応がとられている。

[基準 4 の自己評価]

(1) 成果が出ている取り組み、特色ある取り組み

各学科のディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーを結びつけ、カリキュラムマップや科目ナンバリングも整備して公表して各学科の特色ある学びを周知するとともに、個々の学生が一層効果的に学修に取り組めるようにした。

総合政策学科では、広い教養と多角的な視点を身につけ、早期からの進路意識の醸成とキャリア形成を促す教育体制を強化するカリキュラム改革を行った。これに合わせて PBL を導入し、学生が主体的に課題を発見・分析し、解決策を提案するプロセスを通じて、社会人として必要な実践的思考力及びコミュニケーション能力の涵養を図っている。

教養教育の情報技術力分野で取り組んでいる「データ・情報・メディア総合教育プログラム」に対して、文部科学省の「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム（リテラシーレベル）」の再認定を受けた。本プログラムは、広く一般の学生に対してはコンピュータ操作技術を学ぶ「情報リテラシー」と合わせ学ぶことでデータ・情報・メディア分野の教養を深めさせるとともに、関係分野を専門とする領域の学生にとってはより高度なコンピュータ操作技術に繋がる「プログラミング基礎」と合わせ学ぶことでコンピュータサイエンスへと展開する学びを深める上での基礎固めになる。

令和 6 (2024) 年度から導入した卒業時アンケートを、教育内容の改善のためのエビデンスとして教育改革にかかるさまざまな取り組みの中で活用することを始めている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

・各学科において、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの関係性を周知し、カリキュラムマップや科目ナンバリングを適切に運用して効果的な履修に繋げることが課題である。また、総合政策学科のカリキュラム改革において、PBL の定着や早期の進路意識の醸成とキャリア形成促進が課題である。モデルケースとなる、実践的な取り組みを率先して推進する必要がある。

及び

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取り組み予定

・令和 8 (2026) 年度春学期の各学科オリエンテーションにおける履修指導の内容を教務委員会で検討し、秋学期に向けた改善を図る。また、総合政策学科では、2 年次対象の「コース演習」及び 3・4 年次対象の「総合演習」「卒業研究」の一部クラスに学外と連携する PBL 授業を導入する。また、学生の進路意識・キャリア形成に関しては、令和 8 (2026) 年度に「公務員試験対策委員会」を発足させて公共・社会貢献コースの学修を担当する教員が組織的に受験対策を通じた学修支援を強化する。

基準 5. 教員・職員

5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性

①学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

②権限の適切な分散と責任の明確化

③職員の配置と役割の明確化

(1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-①学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

学長については、「尚美学園大学 学長選任規程」第 2 条において、「人格高潔で学識がすぐれ、学校法人尚美学園の建学の精神「智と愛」及び本学の開学の指針「勇気・創造」を理解し、かつ大学の運営に識見を有する者でなければならない」と規定されている。学長は、理事会、大学経営会議の構成員として経営上の責務を果たすだけでなく、大学の学事を統督するとともに、教学の意思決定と業務執行における主要な会議体である教育研究評議会、自己点検・評価委員会等の議長としてリーダーシップを発揮している。また、大学経営会議、教育研究評議会、自己点検・評価委員会等には、学部長が構成員として出席しており、教学における学長のサポート体制も整備されている。なお、各種委員会は全学的な委員会として位置づけられ、学長の諮問事項に対し、組織的に審議を行う体制となっている。

また、中期計画の策定を主導するとともに、令和 8 (2026) 年度の芸術表現学科開設等の

重要な組織改編の判断、年度ごとの事業計画の策定、自己点検・評価の推進等において、教育研究評議会及び大学経営会議の議論を踏まえて適切に意思決定を行っており、教学と経営の両面で学長としてのリーダーシップを発揮している。

5-1-②権限の適切な分散と責任の明確化

本学の権限及び責任については、「尚美学園大学 学則」第8条において、学長、学部長、研究科長の配置及び各職務の適切な分散と責任を明確にしている。

教育研究に関わる学内意思決定は、「学則」第12条に基づき「教育研究評議会」を設置し、大学の教育・研究に関わる重要事項並びに具体的な教育運営業務の執行について審議し、学長が決定している。

「学則」第13条に基づき、学部に「教授会」を設置している。学長が決定を行うに当たり意見を述べる事項は、「尚美学園大学 教授会規程」第4条において、「(1) 学生の入学、卒業及び学位の授与に関する事項 (2) その他当該学部に係る教育又は研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が別に定めるもの」と規定している。

また、教授会の意見を聴くことが必要な事項は、学長裁定において、「(1) 教育課程の編成に関する事項 (2) 教員及び教員候補者の教育研究業績の審査に関する事項 (3) 学生の退学、転学、留学、休学、復学に関する事項 (4) 学生の懲戒に関する事項」と定めている。教授会は、学長及び学部長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、また、学長等の求めに応じて意見を述べる機関として位置づけられている。

5-1-③職員の配置と役割の明確化

本学の事務組織、職制及び職務分掌等は「学校法人尚美学園 事務組織規程」に基づき、職務の権限を明確にしている。

事務局は、事務局長のもと、課長が中心となり所管業務及び職務分掌を明確にして業務を遂行するなど、権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編成を推進している。また、毎月定例的に事務局次長を議長として「課長会議」を開催し、業務に関する連絡や部署間の調整を行い、業務執行体制を管理している。

令和7(2025)年4月に大学担当の法人本部組織を見直し、大学事務局の一部として総務課を設置した。総務課には経理室を設置しているほか、地方都市に所在する大学として深く地域に根差し、地域社会から信頼される大学として存在感を示していくため地域連携室を設置した。

さらに、教学の各委員会には、職員が委員または書記として出席し、全学的な事項について職員としての意見を述べている。

また、毎年4月には、すべての専任教職員を対象とした「専任教職員連絡会議」を開催し、理事長、法人本部長、学長、事務局長より、年度の教育及び運営目標、事業計画、予算執行、組織人事、学事スケジュール等について説明を行っており、教職員間の意思疎通、コミュニケーションを円滑にするだけでなく、教職員の役割及び責任を明確にしている。

5-2. 教員の配置

①教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

(1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-①教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

教員の採用及び昇任については、「尚美学園大学 教員任用委員会規程」及び「尚美学園大学 教員資格審査基準」に基づき、また、理事長裁定として定められた「尚美学園大学 教員の採用に係る審査方針」及び「尚美学園大学 教員の昇任に係る審査方針」に基づき、適切に運用している。

手続きについては、学長または学部長による発議の後、大学経営会議において任用枠について承認を得たうえで、教員任用委員会において審議される。専任教員の採用・昇任については、その後、大学経営会議及び理事会の承認を経て、理事長が決定する。非常勤講師の採用については、教員任用委員会及び大学経営会議の承認を経て、理事長が決定する。

採用にあたっては、原則として、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）が運営する「JREC-IN Portal（研究者人材データベース）」を活用するとともに、本学公式ホームページの採用情報ページからもアクセスできるようにして、学外に向けて広く公募を行っている。ただし、特殊性の高い専門分野においては、学内外から広く推薦を募る形で採用を行う場合もある。

令和 4（2022）年度に「尚美学園大学 教育専任教授に関する規程」を制定し、専任教員の定年の特例として、「教育専任教授」制度を設け、教育の質の確保及び向上を図った。

大学設置基準に基づく本学の必要最低教員数は、学部の種類、規模に応じて定められる専任教員数と、大学全体の収容定員に応じて定める専任教員数を合計し、86 人である。

令和 7（2025）年 5 月 1 日現在、大学設置基準に定める教員数に対し 2 人不足している状況にある。これは、退職教員の後任補充の遅れによるものであり、速やかに必要教員数を確保するための対応を進めている。

また、令和 5（2023）年に「尚美学園大学 専任教員の業績評価に関する規程」を制定し、専任教員の教育、研究、組織運営及び社会貢献等の業績を、教育領域、研究領域、組織運営領域、社会貢献領域の 4 領域から多面的に評価する仕組みを導入した。評価結果は夏季賞与に反映するとともに、教員の職務遂行に対する意欲の高揚及び教育研究その他の活動の活性化・質の向上に資するものとしている。

令和 4（2022）年の大学設置基準改正に伴い、令和 7（2025）年に「尚美学園大学 基幹教員に関する規程」を制定・施行し、基幹教員制度の運用を開始した。これにより、複数の学部における主要授業科目の担当を含む柔軟な教員配置が可能となり、教育研究の質的向上を図る体制を整えた。

5-3. 教員・職員の研修・職能開発

①FDをはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

②SDをはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

(1) 5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① FDをはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

本学においては教員の授業内容・方法の改善・向上及び教員の資質開発等を目的として、毎年度、全専任教員を対象に FD 研修を実施している。

令和 7 (2025) 年度の FD 研修は、8 月及び翌年 2 月の計 2 回実施し、8 月開催分については全専任教員 84 人が参加した。また、翌年 2 月開催分については 61 人が参加し、全専任教員の 72.6%に相当する参加率となった。

8 月開催分の FD 研修については、「カリキュラム・マップから組み立てる授業の達成目標と授業への活用について」及び『尚美学園大学 中期計画』の概要について ― 今後 5 か年で本学が取り組むべき事項について ― という二つのテーマを設定して実施した。

「カリキュラム・マップから組み立てる授業の達成目標と授業への活用について」においては、令和 8 (2026) 年度からディプロマ・ポリシーが改定されることを踏まえ、カリキュラム・マップの活用方法や、ディプロマ・ポリシーと各授業科目との関連付け、シラバスにおけるディプロマ・ポリシーと各授業科目との間をつなぐ達成目標の設定の方法等について、大学戦略・IR 室室長が解説を行った。

『尚美学園大学 中期計画』の概要について ― 今後 5 か年で本学が取り組むべき事項について ― においては、令和 7 (2025) 年度策定の中期計画の概要について共有するとともに、少子化をはじめとする社会情勢の変化、国家的な高等教育政策及び大学機関別認証評価への対応等を踏まえ、今後 5 か年において本学が重点的に取り組むべき事項について、中期計画策定プロジェクトチームの座長である教員が解説を行った。

一方、翌年 2 月開催分の FD 研修については、「学修ポートフォリオシステムの導入に向けて」をテーマに実施した。

内容としては、令和 9 (2027) 年度に予定している学修ポートフォリオシステムの導入を見据え、学修成果の可視化や学生指導への活用等を通じた教育活動の改善効果について、また、教員にとっての利便性や教育効果等の観点におけるシステム導入の意義について、学修ポートフォリオシステム導入検討プロジェクトチームの座長である教員が解説を行った。さらに、システム導入を担当するベンダーであるハーモニープラス株式会社の担当者が、システムの主要な機能や活用イメージについて具体的な事例を交えた説明を行い、実際のシステム運用を見据えた専任教員のシステム導入に対する理解促進を図った。

FD 研修のほか、本学では、教育の質向上に向けた多面的な取り組みを行っている。具体的には、「尚美学園大学 授業評価に関する規程」に基づき、毎学期、全授業科目を対象とする学生による授業評価アンケートを実施し、その結果及び教員による分析所見を本学ホームページ上で公表するとともに、各授業の改善に活用している。また、「尚美学園大学 ベストティーチャー賞に関する規程」に基づき、授業評価結果に基づく顕著な教育実績をあげた教員を表彰する制度を導入し、教員の教育活動に対する意欲の高揚と教育の質の向上を図っている。

5-3-② SDをはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

職員の能力開発については、OJT、自己啓発を中心として行っている他、組織的な研修としてSD研修を行っている。令和7(2025)年度は、オンデマンド形式によるハラスメント研修並びに業務改善に関する研修を行った。また、職員を対象とした階層別エンゲージメント向上研修を対面形式で行い、事務局組織における課題意識の共有を図った。さらに抽出された課題への対応として、管理職を対象に部下のキャリア支援を含むマネジメント研修、一般・主任を対象にキャリアデザイン研修を実施し、職員の資質・能力の向上を図った。

学外研修としては、日本私立大学協会、日本学生支援機構等が主催する研修会、文部科学省や日本私立学校振興・共済事業団等が主催する説明会等に参加し、知識・能力の向上及び業務の効率化に役立てている。さらに、報告書の回覧や会議体での報告を通じて知識や情報の共有を図っている。

職員はこれに加え、「尚美学園大学 職員の人事評価に関する規程」に基づき、業績評価(年2回)、能力評価(年1回)及び多面的評価(年1回)からなる人事評価制度を実施しており、評価結果を昇給、賞与に反映するとともに、自己啓発の促進にも活用している。また、各種委員会には、委員及び書記として職員が出席し、全学的な事項について職員として意見を述べることで、業務を通じた資質・能力の向上に努めている。

5-4. 研究支援

①研究環境の整備と適切な管理運営

②研究倫理の確立と厳正な運用

③研究活動への資源の配分

(1) 5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

(2) 5-4 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-4-① 研究環境の整備と適切な管理運営

本学では、専任教員の専門分野における研究活動を促進し、研究・教育の向上と発展を図るため、「尚美学園大学 個人研究費に関する規程」に基づき、教授、准教授、講師及び助教に対し、個人研究費を交付している。

個人研究費の使用状況については、年度内に「個人研究費使途報告書」及び次年度の「個人研究計画書」を学科長及び学部長に提出し、年度終了後1か月以内に「個人研究報告レポート」を提出するとともに経費精算を行っている。学科長及び学部長は個人研究費の適切な執行を指導するとともに、提出された各報告書を学長に提出し、適正な管理を図っている。

専任教員の個室研究室の使用については、「尚美学園大学 研究室使用規程」に基づき適切に運営している。教育研究のための教室、施設・設備については、予算配分に応じて計画的に整備を進めている。また、メディアセンター(図書館)には、学術図書、楽譜、視聴覚資料、データベース、電子ジャーナル等の資料を整備し、教員の研究活動を支援する体制を整えている。

また、個人研究のほか、「尚美学園大学 受託研究費に関する規程」及び「尚美学園大学 共同研究取扱規程」に基づき、外部の企業や団体等からの受託研究及び共同研究を受け入れる体制を整備している。

5-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

本学では研究倫理に関して、「尚美学園大学 研究活動の不正行為防止等に関する規程」、「尚美学園大学 機関経理経費及び公的研究費の不正使用防止に関する規程」、「尚美学園大学 人を対象とする研究に関する倫理規程」、「尚美学園大学 研究インテグリティの確保に関する規程」及び「学校法人尚美学園 利益相反マネジメント規程」等の規程を整備している。また、大学ホームページにおいて、「公的研究費における管理・責任体系について」「研究者行動規範」「公的研究費等の不正防止計画」を公表し、透明性の確保に努めている。

全専任教員には、日本学術振興会が提供する「研究倫理 e ラーニングコース (eL CoRE (e-Learning Course on Research Ethics))」の受講及び修了証の提出を義務付けており、研究倫理に対する理解の深化を図っている。

研究者として留意すべき事項については、毎年発行している教員ハンドブックにおいて、全教員に周知し、研究活動における不正行為及び研究費の不正使用の防止に努めている。また、研究活動の不正行為及び公的研究費の不正使用に関する相談・通報を受け付けるため、相談窓口（経理課）及び通報窓口（教務課）を設置し、その連絡先を大学ホームページ等で学内外に公表している。

5-4-③ 研究活動への資源の配分

専任の教授、准教授、講師及び助教に対しては 40 万円、教育専任教授に対しては 20 万円の個人研究費を毎年度交付している。研究費の使途は、研究用図書費、研究用備品費、研究用消耗品費、研究用旅費、研究報告書等作成費、その他研究に必要な経費としている。また毎年度、各学科の予算配分に基づき、教育研究のための教室機材や施設・設備の整備を計画的に実施している。

また、本学では、教員による外部研究資金（科学研究費補助金等）の獲得を支援するため、申請に関する情報提供や相談対応等を行っている。獲得した公的研究費に係る間接経費については、「尚美学園大学における公的研究費の間接経費の使用に関する基本方針」に基づき、研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要な経費に充当している。

【基準 5 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

<FD>

学修ポートフォリオシステム導入に向けた研修を実施し、研修後アンケートでは参加した専任教員の 93.4%が今後の教育実践に活用したいと回答しており、令和 9 (2027) 年度の導入を見据えた理解醸成と活用意識の向上につながった。

<SD>

職員の階層別エンゲージメント向上研修を対面形式で実施し、課題意識の共有や部署横

断的なコミュニケーションの促進を通じて、事務局組織の連携強化と活性化に成果を上げている。

＜研究倫理＞

研究倫理及び公的研究費の適正管理に関する諸規程の整備、関係事項の公表、研究倫理eラーニング（eL CoRE）の受講徹底により、研究活動の適正性と透明性の確保を図っており、専任教員の受講率は100%となっている。

（2）自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

＜FD＞

研修後アンケート等を通じて教育改善に資する意見の把握に努めている。アンケートを通じて、学修ポートフォリオシステムの導入・運用に関しては、学生による継続的な入力の定着、授業内での入力支援、入力項目や運用方法の簡素化、教員の入力・管理業務に伴う負担軽減、情報共有の範囲や運用ルールの明確化などが課題として確認された。

＜SD＞

中期計画策定が課題であり、職員の能力向上のための体系的な実施計画を要する。

＜研究倫理＞

eラーニング修了後の効果検証に関し、修了者が内容を十分に理解しているかを定期的に把握・確認する仕組みの構築が課題である。

（3）課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

＜FD＞

研修後アンケートで寄せられた回答を踏まえ、令和8（2026）年度には、学修ポートフォリオシステムの具体的な運用方法等を検討する教職協働組織として、「学修ポートフォリオシステム運用検討プロジェクトチーム」を設置した。当該プロジェクトチームでは、学修成果の可視化や学生指導への活用など、システムの教育的効果を活かしながら、学生の主体的利用を促す運用方法、教員の負担軽減策、既存システムや指導体制との連携、閲覧権限の整理、入力ルールの標準化等について検討を進める。また、専任教員の理解醸成と活用意識の向上に向け、FD研修等を通じた継続的な情報共有と研修機会の充実を図り、令和9（2027）年度の円滑な導入と効果的な運用につなげていく予定である。

＜SD＞

中長期的な視点から職員一人ひとりの成長を支援し、次世代リーダー育成や管理職のマネジメント能力向上を重点課題として、組織的かつ継続的な研修を進めていく。具体的には、令和8（2026）年度中にSD実施計画を策定し、人事評価制度と連動した職員のキャリア形成支援を体系化する。

＜研究倫理＞

効果検証の在り方について引き続き不断の見直しの中で検討を進め、教育内容と運用のさらなる改善を図るとともに、研究倫理に関する規程・マニュアルについても継続的に見直しを行い、一層分かりやすく実効性の高い運用となるよう改善を図る。

基準 6. 経営・管理と財務

6-1. 経営の規律と誠実性

①経営の規律と誠実性の維持

②環境保全、人権、安全への配慮

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 経営の規律と誠実性の維持 総務課担当

本学園は、「学校法人尚美学園寄附行為」第3条において「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする。」と定めている。本学は、尚美学園大学学則第1条において、教育基本法及び学校教育法に基づき、「智と愛」を建学の精神として人材育成を行うことを目的としている。本学園及び本学は、教育基本法、学校教育法、大学設置基準、私立学校法その他の関係法令に基づき、寄附行為及び学則をはじめとする諸規程を整備し、私立学校としての自主性と教育機関に求められる公共性を踏まえ、適正な大学運営を行っている。

また、法令、寄附行為及び学内諸規程の遵守を基本として、組織倫理及びコンプライアンスの徹底を図り、経営の規律と誠実性の維持に努めている。情報の公表については、法令等及び文部科学省の教学マネジメント指針（令和2（2020）年1月22日 中央教育審議会大学分科会）に基づき、本学ウェブサイトを通じて大学基本情報、自己点検・評価報告書、教育情報の公表（学校教育法施行規則第172条の2に基づく）、財務情報の公表（私立学校法第63条の2に基づく）、ガバナンス・コード点検結果報告書（日本私立大学協会 私立大学ガバナンス・コード〈第2.0版〉）等を適切に公表し、学生、保護者、入学希望者及び社会に対する説明責任を果たしている。

さらに、法人業務の適正を確保するため、「学校法人尚美学園 内部統制システム整備の基本方針」を定め、理事会による意思決定及び監督、リスク管理、コンプライアンス、情報の保存・管理並びに監査体制の整備を進めている。

6-1-② 環境保全、人権、安全への配慮

環境保全の一環として、空調設備の中央監視による適正な温度設定やクールビズなどを積極的に取り入れており、照明のLED化、太陽光発電の導入、ペーパーレス化を順次進めているなど、省エネルギー・省資源の対策に取り組んでいる。

「尚美学園大学 校内管理規程」に基づき、土地及び施設における秩序の維持及び安全の保持に努めている。清掃及び警備は外部の会社に委託し、学内の清潔さと安全が保たれるよう体制を整備している。また、「尚美学園大学 安全衛生管理規程」及び「労働安全衛生法」に基づき、衛生委員会を毎月開催し、教職員の健康障害を防止するための基本となる対策について調査し、審議している。その他、キャンパス内の緑化・美化に努めており、リサイクルやエコキャップ運動、受動喫煙防止のための分煙措置などを実施している。

危機管理については、「尚美学園大学 防火・防災規程」及び「学校法人尚美学園 危機管

理規程」を定め、本学における火災・地震その他の災害の予防、消防法に基づく自衛消防組織の設置、防災避難訓練の実施、その他危機事象に対応するための体制を整備している。また、AEDを各所に設置し、学生及び教職員を対象に、その使用方法に関する講習を定期的に実施している。

ハラスメント防止については、「尚美学園大学 ハラスメント等の防止等に関する規程」及び「尚美学園大学 ハラスメント防止ガイドライン」により、ハラスメントの防止体制を定めており、相談窓口を広く周知している。また、専任教職員にはSD研修の一環として、オンデマンドによるハラスメント研修を実施し、未然防止に努めている。

研究活動の不正行為防止、研究費の不正使用防止については、「尚美学園大学 機関経理経費及び公的研究費の不正使用防止に関する規程」、「尚美学園大学 研究活動の不正行為防止等に関する規程」及び「学校法人尚美学園 利益相反マネジメント規程」を整備し、適正な管理体制を構築している。

内部通報者の保護、通報の方法及び通報への対処等については、「学校法人尚美学園 内部通報に関する規程」より体制を整備している。加えて、個人情報の取り扱いについては、「学校法人尚美学園 個人情報保護規程」及び「学校法人尚美学園 特定個人情報取扱規程」に基づき、適正な管理を行っている。

6-2. 理事会の機能

①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

②使命・目的の達成への継続的努力

(1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

本学園は、「学校法人尚美学園 寄附行為」第14条に基づき、すべての理事をもって組織する理事会を設置し、同第15条により、理事会は「この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」最高意思決定機関として位置付けられている。また、同第33条以下に基づき評議員会を設置し、第38条第2項所定の重要事項（重要な資産の処分、多額の借財、予算・事業計画及び中期計画の作成又は変更、報酬等の支給基準、寄附行為の変更等）について、理事会はあらかじめ評議員会の意見を聴くこととしている。さらに、同第38条第3項により、寄附行為の重要な変更、解散事由による決定、合併等については評議員会の決議を要する体制を整備している。加えて、同第51条に基づき会計監査人を選任し、計算書類等の適正性を担保している。

なお、令和7(2025)年4月施行の改正私立学校法を踏まえ、令和7(2025)年4月1日施行の寄附行為改正により、業務執行機関としての理事会と、監督・諮問・決議機能を担う評議員会との役割分担を明確化し、ガバナンス体制の一層の強化を図っている。

これらの会議体においては、予算・決算・財産の管理運営、人事、組織改編、諸規程の制定改廃等、経営上の重要事項について審議・決定している。

令和7(2025)年度においては、理事会を7回（5月、8月、9月、11月、1月、2月、

3月)、評議員会を年5回(5月、9月、1月、2月、3月)開催した。

同年度における役員体制は、理事8人、監事2人で構成されており、理事のうち1人を理事長として、理事総数の過半数の議決により選任している。理事の選任は、寄附行為第7条及び第9条において、第1号理事として学校長のうちから理事会において選任した者2人、第2号理事として理事会において選任した者5～7人、合計7～9人としている。

監事の選任は、寄附行為第24条第1項において、「監事は、評議員会の決議によって選任する。」とし、令和8(2026)年5月1日現在、非常勤2人を選任している。

6-2-② 使命・目的の達成への継続的努力

本学園は、使命・目的の継続的な実現のため、最高意思決定機関である理事会において、毎年度の事業計画及び中期計画の進捗状況を定期的に把握・審議し、必要な見直しを行っている。寄附行為第38条第2項に基づき、予算・事業計画及び中期計画の作成又は変更等の重要事項については、あらかじめ評議員会の意見を聴き、その結果を法人運営に適切に反映している。

大学においては、本学の経営に関する重要事項を協議する大学経営会議、及び教学に関する重要事項を審議する教育研究評議会を設置し、中期計画及び年度事業計画に沿った教育研究活動の遂行と進捗管理を継続的に行っている。これらの会議体における審議・協議の結果は、理事会及び評議員会に報告され、法人と大学的意思決定が一体的に機能するガバナンス体制を構築している。

以上の体制のもと、PDCAサイクルを通じて使命・目的の達成に向けた継続的な取組みを推進している。

6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能

①法人の意思決定の円滑化

②評議員会と監事のチェック機能

(1) 6-3の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

(2) 6-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

6-3-① 法人の意思決定の円滑化

理事長は法人を代表し、理事会及び大学経営会議に毎回議長として出席し、本学園の運営において的確なリーダーシップを発揮している。一方、学長は、教育研究評議会をはじめとする教学運営に関する重要な会議体に議長として出席し、適切なリーダーシップを執っている。

法人と大学の連携及び意思決定の円滑化については、理事会、評議員会、大学経営会議、教育研究評議会等、会議体により行われている。

大学経営会議は、理事会及び評議員会と、教育研究評議会・教授会・研究科委員会との調整を図り、もって尚美学園大学の具体的な教育運営業務の推進・実行を助けるとともに、理事会が統括する法人全体の教育運営の円滑化に資するものとして設置している。

本会議は、理事長、法人本部長、学長、学部長、事務局長で構成している。原則として

毎月1回開催し、大学における教育、研究及び人事に関する基本的事項及び大学運営に関する事項等を協議し、業務執行状況の確認や調整、理事会への報告、審議依頼等を行っている。

教育研究評議会は、大学の教育・研究に関わる重要事項並びに具体的な教育運営業務の執行について審議する機関として設置している。教育研究に関する事項等については、学長が教授会、研究科委員会から意見を聴き、教育研究評議会で審議し、大学経営会議、または理事会で承認する仕組みとなっている。

学長は、大学における教育研究の運営を総括する責任を担っており、学部長は、学部の教育研究の運営において学長を補佐するとともに管理運営を推進する責任を担っている。

教員からの提案については教授会、研究科委員会、各種委員会を通じて、職員からの提案については課長会議等を通じて、教育研究評議会、大学経営会議、理事会へと反映される体制を構築している。予算についても、各学科及び各課からの要望を取りまとめ、調整のうえで策定している。

さらに、学園の業務に関する重要事項について、寄附行為第38条第2項に基づき、理事会が決定するに当たり、あらかじめ評議員会が意見を述べなければならないとしている。加えて、寄附行為の変更の一部、学園の解散及び合併については、評議員会の決議事項としている。

理事会と評議員会の決議が異なる場合には、理事が評議員会に出席して必要な説明を行い、再度審議する手続を定めている。これらは、私立学校法の趣旨を踏まえ、理事会と評議員会がそれぞれの役割のもとで連携し、学校法人の意思決定の適切性を確保するための体制として整備している。

6-3-② 評議員会と監事のチェック機能

<評議員会>

評議員会は、寄附行為第7条第2項に定める定数（評議員8人以上12人以内）のもと、令和7（2025）年5月1日現在、評議員9人で構成されている。

評議員の選任は、寄附行為第33条において、第1号評議員として法人の職員で理事会が推薦した者のうちから評議員会において選任した者3人、第2号評議員として法人の設置する学校を卒業した者で年齢25歳以上の者のうちから評議員会において選任した者2人、第3号評議員として学識経験者のうちから評議員会において選任した者4～6人としている。

寄附行為第38条第1項により、評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の職務の執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

寄附行為第38条第2項により、理事会は、次の事項について決定をするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならないとしている。

- ・重要な資産の処分又は譲受け
- ・多額の借財
- ・予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成又は変更
- ・役員及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財

産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。)の支給の基準の策定又は変更

- ・収益事業に関する重要事項
- ・私立学校法第23条第1項第1号から第3号まで及び第5号から第15号までに定める事項を除く寄附行為の変更
- ・予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- ・寄附金品の募集に関する事項
- ・その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

さらに、同第38条第3項により、(1)私立学校法第23条第1項第1号から第3号まで及び第5号から第15号までにに関する寄附行為の変更、(2)解散事由による決定、(3)合併、については評議員会の決議事項として、評議員会が法人の重要事項に主体的に関与する体制を整備している。

これらの意見聴取・決議手続を通じて、評議員会のチェック機能を確保し、法人ガバナンスの適正な運営を担保している。

<監事>

監事は、寄附行為第7条第1項第2号に基づき2人を選任することとし、令和7(2025)年5月1日現在、いずれも非常勤の2人を選任している。監事を選任は、同第24条第1項により「監事は、評議員会の決議によって選任する」こととし、議案の内容については同第28条第1項に基づき、理事が監事の過半数の同意を得て評議員会に提出している。

監事は、寄附行為第30条に基づき、この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を監査し、毎会計年度終了後3か月以内に監査報告を作成して理事会及び評議員会に提出する職務を担っている。また、寄附行為第30条第1項第3号により、理事会及び評議員会に出席して意見を述べるものとされている。

加えて、寄附行為第31条に基づく調査権限を有し、いつでも理事及び職員に対して事業の報告を求め、又は法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。会計監査については、寄附行為第51条に基づき選任された会計監査人が計算書類等を監査し、その会計監査報告を監事に提出することとされており、監事はこれを踏まえて監査を実施している。

さらに、寄附行為第32条により、理事が法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該理事の行為によって法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる体制を整備している。

以上のとおり、評議員会及び監事による多層的なチェック機能と、会計監査人による会計監査により、法人運営の適正性・透明性を確保する体制を整備している。

6-4. 財務基盤と収支

①財務基盤の確立

②収支バランスの確保

③中期的な計画に基づく適切な財務運営

(1) 6-4の自己判定

「基準項目6-4を満たしている。」

(2) 6-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-4-① 財務基盤の確立

本学園では、埼玉県川越市の尚美学園大学キャンパス、東京都文京区の尚美ミュージックカレッジ専門学校及び法人本部が所在する本郷キャンパスの土地、建物を全て自己所有している。

また、令和 7 (2025) 年度末時点では借入金はなく、安定した財務基盤を維持している。将来的な大規模修繕への資金を確保しつつ、事業活動収支計算書における教育活動収支差額が黒字となるよう予算編成している。また、令和 7 (2025) 年度決算においても健全な財務状況を維持している。

6-4-② 収支バランスの確保

本学の主な収入は、事業活動収入の 85.7% を占める「学生生徒等納付金」である。安定した財務基盤の確立のため、学生生徒等納付金収入に加え、私立大学等経常費補助金をはじめとする補助金の獲得を目指し、取組みを強化している。

令和 7 (2025) 年度決算においては、学生生徒等納付金収入が予算を上回り、支出面では一部に計画外の執行が見られたものの、全体としては概ね予算に沿った執行がなされている。施設・設備においても同様であり、教室棟のトイレ改修や教室改修等、教育環境の維持を図った。

また、令和 8 (2026) 年に学校法人 100 周年を迎えるにあたり、100 周年記念事業に係る寄附金募集を令和 7 (2025) 年度においても継続実施し、結果として、租税特別措置法等に定める要件を満たしたため、税額控除対象法人認定を申請する。

6-4-③ 中期的な計画に基づく適切な財務運営

本学園では「学校法人尚美学園中期計画」に基づき、各年度事業計画書を作成し、計画に沿った予算編成としている。

財務運営については、学納金への依存度の高さや管理経費の見直しが課題とされてきたが、令和 7 (2025) 年度決算ではその他の収入の増額及び管理経費の削減を進めた。今後も引き続き、補助金・寄附金等の多様な財源確保と経費効率化の両面から改善に取り組む。

また、開学から 25 年を経て施設・設備の老朽化が進行していることを踏まえ、令和 7 (2025) 年度から第 2 号基本金の組入れを開始し、将来的な修繕・更新に備える体制を整備した。

6-5. 会計

①会計処理の適正な実施

②会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 6-5 の自己判定

「基準項目 6-5 を満たしている。」

(2) 6-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-5-① 会計処理の適正な実施

本学園の会計処理は、学校法人会計基準及び本学園の規程に基づき適切に実施している。年度予算は各年度開始までに編成し、評議員会の意見を聴いたうえで、理事会で決定している。

本学における予算決定に至る過程は、下記のとおりである。

- ア 理事長より次年度予算に対する学園の基本方針の提示（9月）
- イ 学部等各部門から予算案提出（11月）
- ウ 学長・法人本部長・事務局長・事務局次長及び経理室による各部署へのヒアリング（12月）
- エ 予算調整・協議を行った後、事業目標等との整合、必要に応じて積算根拠等の確認（1月中旬）
- オ 学長より大学予算案を理事長へ提出（1月下旬）
- カ 予算とりまとめ（2月中旬）
- キ 大学経営会議・評議員会での審議を経て、理事会において決定（2月下旬）
- ク 予算示達（3月上旬）

事業の進捗により、予算と著しく乖離がある場合、寄附行為第 58 条第 1 項に基づき補正予算を編成し、評議員会の意見を聴いたうえで、理事会の決議を得ている。年度末の決算処理は、学校法人会計基準に基づき計算書類を作成し、監事による業務監査及び会計監査人（監査法人）による会計監査を、私立学校法第 46 条等及び私立学校振興助成法第 14 条第 3 項に基づきそれぞれ実施しており、いずれからも「計算書類は経営状況を適正に表示している」旨の監査報告及び会計監査報告を受けている。

6-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本学園は、私立学校振興助成法第 14 条第 3 項に基づき、会計監査人として監査法人を選任し、表 6-5-1 のとおり会計監査を実施している。

また、監事による監査は、寄附行為第 30 条及び第 31 条に基づき、理事会・評議員会への出席による業務執行状況の把握、法人本部役職員からのヒアリングによる業務執行状況の確認、会計監査人との情報及び意見交換等により、表 6-5-2 のとおり実施している。会計監査人と監事との情報及び意見交換については、監査の実効性を確保するため、必要に応じて適宜実施している。

表 6-5-1 会計監査

令和 7 (2025) 年	
7 月 15 日	尚美学園の監査計画作成
10 月 7 日	内部統制の検証（学納金サイクル、人件費サイクル） 期中取引の検証（人件費、固定資産、教育研究経費、管理経費）
令和 8 (2026) 年	
1 月 15 日	期中取引の検証（学納金、人件費、後援会助成費、他支出）
3 月 25 日	期中取引の検証（補助金収入、人件費、固定資産、他支出）
4 月 1 日	実査（現金、通帳、証書等）
5 月 13 日	決算監査（寄付金収入、補助金収入、学納金、支出の検証）
5 月 14 日	決算監査（減価償却計算、退職給与引当金、基本金の検証）
5 月 18 日	決算監査（徴収不能引当金の検証、計算書類のチェック）

表 6-5-2 監事による監査

令和 7 (2025) 年	
8 月 29 日	監査計画
9 月 26 日	業務監査
11 月 28 日	令和 7 (2025) 年度期中取引先のチェック
令和 8 (2026) 年	
1 月 15 日	会計監査人と監事との情報及び意見交換
2 月 27 日	業務監査
3 月 19 日	業務監査
6 月 5 日	令和 7 (2025) 年度の計算書類、財産目録について監査

[基準 6 の自己評価]

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学園は、寄附行為、学則及び諸規程に基づき、理事会、評議員会、大学経営会議、教育研究評議会等を通じて、法人及び大学が連携した管理運営体制を整備している。これにより、経営上及び教学上の重要事項を適切に審議・調整する仕組みが機能し、管理運営の円滑化及びガバナンスの確保が図られている。

また、法令遵守を基本として、内部統制、危機管理、ハラスメント防止、研究不正防止、個人情報保護等に関する体制を整備し、経営の規律と誠実性の維持に努めている。あわせて、環境保全、人権、安全衛生、防火・防災についても継続的に取り組んでいる。

財務面では、土地・建物を自己所有し、借入金のない財務基盤を維持するとともに、令和 7 (2025) 年度決算において収支の均衡を確保している。また、中長期修繕計画を踏まえ、第 2 号基本金の組入れを開始するなど、中期的な計画に基づく財務運営を進めている。

さらに、尚美学園大学、尚美ミュージックカレッジ専門学校及び法人本部が別拠点に所在する中で、経理担当所属長が各拠点を定期的に訪問し、経理処理状況の相互確認及び情報共有を行っている。これにより、会計処理の適正性の確保に加え、各拠点に共通する課題の把握及び業務改善にもつなげている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

本学園の経営・管理及び財務に関する体制は適切に整備・運用されているが、今後も継続的に対応すべき事項がある。

ガバナンス面では、令和 7 (2025) 年 4 月の改正私立学校法施行に伴い、理事会・評議員会・監事・会計監査人の各機関の権限と役割が再構成されたことを踏まえ、令和 7 (2025) 年 4 月施行の寄附行為改正に基づくガバナンス体制の運用状況について、継続的に検証していく必要がある。特に、業務執行機関としての理事会と、諮問・監督・決議機能を担う評議員会との適切な役割分担及び連携の実効性確保が課題である。

財務面では、事業活動収入に占める学生生徒等納付金収入の比重が高いことから、安定的な財務基盤の維持に向けて、補助金、寄附金その他の外部資金の確保を一層進める必要がある。

施設設備面では、開学から四半世紀が経過し、老朽化が進行していることから、「尚美学園大学中長期修繕計画」に基づく計画的な更新・修繕を着実に実施していく必要がある。

会計処理面では、会計処理体制は適正に運用されているものの、業務効率の向上及び内部統制の更なる強化の観点から、会計システムの更新を検討する余地がある。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

ガバナンス面については、改正私立学校法の趣旨を踏まえ、令和 7 (2025) 年 4 月施行の寄附行為改正により、理事選任機関の設置、評議員会の決議事項の明確化、会計監査人の必置化等に対応した体制を整備した。今後は、理事会・評議員会・監事・会計監査人による相互牽制機能の実効性について、毎年度の自己点検・評価を通じて継続的に検証する。

財務面については、「学校法人尚美学園 中期計画」に基づき、各年度の事業計画及び予算編成を行い、令和 7 (2025) 年度決算では、事業活動収入の増加及び管理経費の削減を進めた。今後も、学生生徒等納付金収入だけに頼るのではなく、補助金、寄附金募集等の外部資金の獲得強化及び経費の見直し等を行い、財務基盤の安定化を図る。

特に寄附金については、財源の多様化及び財務基盤の充実を図る観点から、創立 100 周年を契機として卒業生等を中心とする個人寄附の拡充に取り組む。具体的には、税額控除対象法人としての認定（租税特別措置法第 41 条の 18 の 3 に基づく証明）の取得に向けた申請、オンライン寄附システムの整備、尚美学園大学尚友会等の同窓会組織と連携した募集活動、広報の強化等を通じて、継続的な寄附基盤の形成を図る。

施設・設備の老朽化への対応については、「尚美学園大学中長期修繕計画」を踏まえ、第 2 号基本金の計画的な組入れを進めつつ、必要な修繕・更新を着実に実施していく。

会計システムについては、令和 10 (2028) 年度のサーバーリプレイスまでに、会計情報の適切な管理及び会計処理の効率化に資するシステムへの更新を視野に入れた検討を進める。

Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域連携

A-1 地域連携・社会貢献に関する方針の明確性

A-1-① 地域連携・社会貢献に関する基本方針

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 地域連携・社会貢献に関する基本方針

建学の精神、教育理念及び教育方針等に基づき、地域連携・社会貢献活動を全学的かつ組織的に推進し、教育・研究成果の社会還元、情報発信、地域課題の解決及び地域社会の活性化に継続的に取り組む体制を整備するため、令和 7 (2025) 年度より地域連携室を設置した。その上で、地域連携・社会貢献活動の目的、連携事業の内容及び協定の締結に関する考え方を明確にするため、学長裁定として「地域連携・社会貢献に関する基本方針」を定めている。これにより、本学の地域連携・社会貢献活動は、組織的な推進体制と明確な方針のもとで実施する基盤が整備され、全学的に一貫した方向性をもって継続的に取り組むことが可能となっている。

A-2 地域社会への貢献

A-2-① 大学と自治体、企業、産官学の連携

A-2-② 大学と企業の連携

(1) A-2 の自己判定

基準項目 A-2 を満たしている。

(2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-2-① 大学と自治体、産官学の連携

地域連携・社会貢献に関する基本方針に基づき、地方公共団体との包括的な連携協定等を通じて、継続的かつ組織的な地域貢献活動を展開している。自治体、地域企業等との連携により、地域が抱える課題に対して多面的に対応するとともに、本学の特色を生かした取組みを実施している。これにより、地域社会に対しては課題解決や地域活性化への貢献を図ることができ、学生に対しては実社会と関わりながら学ぶ機会の充実につながっている。実績については、以下のとおりである。

- ・平成 19(2007)年度に川越市と市内 4 大学との連携に関する基本協定を締結。
- ・平成 30(2018)年度にふじみ野市との連携協力に関する包括協定を締結。
- ・令和 7 (2025)年度に北本市役所、地元企業 2 社と協働し、北本市にある子供公園内の授乳室のリニューアル事業を実施。

A-2-② 大学と企業の連携

各学部の教育目標と地域産業界のニーズとの接続を意識し、民間企業との戦略的な連携を推進している。こうした連携は、PBL や実習等を通じた学生の学修機会の充実に加え、地域振興に関わる協働事業を推進する基盤となるものである。大学と企業がそれぞれ有する資源を生かすことにより、地域社会の発展及び学生の教育振興に寄与している。実績については、以下のとおりである。

- ・令和 7 (2025) 年度に株式会社西武ライオンズと連携協力に関する基本協定を締結。

A-3 地域に密着した教育活動と人材育成を目的とした取組み

A-3-① PBL（課題解決型学習）の実施

A-3-② 2 音大クラシックコンサートの実施

A-3-③ その他の地域連携教育プログラム

(1) A-3 の自己判定

基準項目 A-3 を満たしている。

(2) A-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-3-① PBL（課題解決型学習）の実施

スポーツマネジメント学部にて川越市役所、川越地区消防局、県内企業 2 社と連携して PBL を実施した。地域や行政、企業が抱える課題に学生が主体的に向き合うことで、課題発見力、企画力、協働力、実践力の育成につながっている。こうした取組みは、地域課題を教育内容に取り込み、学修成果を地域社会へ還元する実践的教育である。

A-3-② 2 音大クラシックコンサートの実施

川越市にキャンパスを構える東邦音楽大学と連携し、2 音大クラシックコンサートを毎年開催している。本事業は、地元川越で音楽を学び研鑽を積んでいる学生達の演奏を発表する機会であるとともに、教員による指導の成果を示す場となっている。地域住民に質の高い音楽文化に触れる機会を提供すると同時に、学生にとっては実践的な発表機会となっており、地域に根ざした芸術教育活動として意義が大きい。

A-3-③ その他の地域連携教育プログラム

学生の学びの充実と地域社会への貢献を目的として、以下のとおり多様な地域連携教育プログラムを実施した。これらの取組みは、文化、スポーツ、多文化共生、子ども支援、キャリア形成等の多様な分野にわたり、地域のニーズに応じて展開されているものである。学生が地域社会の中で実践的に学ぶ機会を確保するとともに、本学の特色を生かして地域課題や地域活動に参画する体制が形成されており、地域に密着した教育活動と人材育成が幅広く推進されている。

＜令和 7 (2025) 年度に地域連携事業として実施した事業と協同団体等＞

事業名	協働先
ぶらり川越 GAME DIGG	ぶらり川越 GAME DIGG 実行委員会
ネオ昭和の街フェスティバル	川越青年会議所
外国人のための高校進学ガイダンス所沢 2025	ケリア日本語学習支援教室 等
日商 PC 検定対策セミナー	川越市産業観光部雇用支援課 等
大東地区子どもフェスティバル	大東地区子どもフェスティバルサポート委員会
外国人のための高校進学ガイダンス川越 2025	ケリア日本語学習支援教室 等
ふじみ野市報・20 周年記念動画制作	ふじみ野市総合政策部経営戦略室
川越市こども計画意見聴取	川越市こども未来部こども政策課
キャンパス見学・職業体験	川越市立大東東小学校、川越市立野田中学校、栃木県大田原中学校
小えど多文化共生まつり	小えど多文化共生まつり実行委員会
川越大学間連携講座	川越市文化スポーツ部文化芸術振興課
弁天大市運営サポート	弁天大市実行委員会
小江戸川越ハーフマラソン 2025	川越市文化スポーツ部スポーツ振興課
こどもの居場所づくり事業 自習室サポート	川越市こども育成課・埼玉りそな銀行
川越市二十歳のつどい運営サポーター	川越市文化スポーツ部文化芸術振興課
部活動地域展開実証事業（吹奏楽）	川越市文化スポーツ部文化芸術振興課

【基準 A の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

令和 7 (2025) 年度に地域連携室を設置し、「地域連携・社会貢献に関する基本方針」を定めることで、地域連携・社会貢献活動を全学的かつ組織的に推進する体制を整備した。

この体制のもと、自治体、企業、他大学、地域団体等との連携を通じて、地域課題の解決に資する取組みと学生の実践的な学びを結び付けた活動を推進している。

特に、スポーツマネジメント学部における PBL、東邦音楽大学との 2 音大クラシックコンサート、自治体等と連携した動画制作・デザイン制作、部活動の地域展開等は、本学の学部・学科の特色を生かした取組みである。これらの活動を通じて、学生が地域社会の中で学びを深める機会が継続的に確保されるとともに、本学の特色ある地域連携活動が着実に展開されている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

本学の地域連携活動は多様な分野に広がっているものの、外部からの大学イメージについては芸術系分野に特化した大学として受け止められる傾向がみられる。実際には 3 学部それぞれの学びの特色を生かした地域連携活動が行われているにもかかわらず、その全体像や多面的な取組みが十分に可視化されていないことが課題である。

また、地域連携の成果や教育的意義について、学内外に対する発信が必ずしも十分ではなく、各取組みが本学全体の特色として体系的に認識されるまでには至っていない。この

ため、地域連携活動の内容を広く周知し、本学の教育活動との関連性を明確に示していく必要がある。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

これらの課題に対し、地域連携室を中心として、地域連携・社会貢献活動に関する情報の集約及び発信の強化を進めていく。あわせて、3学部の学びの特色を生かした地域連携活動を継続的に推進し、その成果や教育的意義を大学ホームページ、SNS、その他の広報媒体を通じて積極的に可視化する。

今後は、個別の事業実績の紹介にとどまらず、各取組みが学生の学修成果の向上や地域社会への貢献にどのようにつながっているかを整理し、本学の地域連携の意義と特色がより明確に伝わるよう発信内容の充実を図る。地域社会に開かれた大学としての役割を一層明確にし、地域連携活動のさらなる発展につなげていく。

V. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	尚美学園大学学則第 1 条に目的を規定	1-1
第 83 条の 2	—	専門職大学ではないため該当なし	1-1
第 85 条	○	尚美学園大学学則第 1 条の 2 に 3 学部を規定	1-1
第 87 条	○	尚美学園大学学則第 19 条において修業年限を 4 年と規定	4-1
第 88 条	○	尚美学園大学学則第 38 条に入学前の既修得単位の認定について規定	4-1
第 88 条の 2	—	専門職大学ではないため該当なし	4-1
第 89 条	—	早期卒業は設けていないため対象外	4-1
第 90 条	○	尚美学園大学学則第 22 条に入学資格を規定	3-1
第 92 条	○	尚美学園大学学則第 8 条に職員組織を規定	4-2 5-1 5-2
第 93 条	○	尚美学園大学学則第 13 条に教授会を規定し、尚美学園大学教授会規程において詳細を規定	5-1
第 104 条	○	尚美学園大学学則第 53 条に学部を、第 74 条に大学院を規定	4-1
第 105 条	○	尚美学園大学学則第 77 条に科目等履修生、第 78 条に特別聴講学生を規定	4-1
第 108 条	—	短期大学は設置していないため対象外	3-1
第 109 条	○	尚美学園大学学則第 2 条に自己点検・評価を規定し、認証評価については、前回令和 4（2022）年度に受けており、令和 11（2029）年度に評価を受ける予定	2-2
第 113 条	○	尚美学園大学学則第 3 条に教育研究等の状況の公表を規定し、大学 HP において公表	4-2
第 114 条	○	尚美学園大学学則第 8 条に職員組織を規定し、学校法人尚美学園事務組織規程にて詳細を規定	5-1 5-3
第 122 条	○	尚美学園大学学則第 26 条第 1 項第 2 号に高等専門学校卒業生の編入学を規定	3-1
第 132 条	○	尚美学園大学学則第 26 条第 1 項第 6 号に専修学校の専門課程修了者の編入学を規定	3-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	第 1 項第 1 号 修業年限について、学部は尚美学園大学学則第 19	4-1

尚美学園大学

		条に4年と、大学院は同第60条に2年と規定し、学年について尚美学園大学学則第16条に4月1日に始まり3月31日に終わると規定し、学期について尚美学園大学学則第17条に春学期、秋学期を規定し、授業を行わない日について尚美学園大学学則第18条に規定 第1項第2号 学部は尚美学園大学学則第1条の2に、大学院は同第59条の2にそれぞれ規定 第1項第3号 尚美学園大学学則第28条に教育課程の編成、33条に授業期間について規定 第1項第4号 学部は尚美学園大学学則第41条及び第42条、大学院は同第73条及び第76条（第42条の準用）に規定 第1項第5号 収容定員について、学部は尚美学園大学学則第4条、大学院は同第5条に、職員組織については、同第8条に規定 第1項第6号 入学について、学部は尚美学園大学学則第21条～第26条に、大学院は第62条及び第63条に規定し、退学について、学部は同第49条に、大学院は同第76条に規定し、転学について、学部は同第47条に、大学院は同第76条に規定し、休学については、学部は同第44条及び第45条に、大学院は同第70条及び第76条（第44条の準用）に規定し、卒業については、学部は同第52条に、大学院は同第73条に規定 第1項第7号 授業料の金額について、学部は尚美学園大学学則第81条第1項に、大学院は同条第2項に規定し、授業料の納付やその他授業料に関することは同第82条から第88条に規定 第1項第8号 学部は尚美学園大学学則第55条及び第56条に、大学院は第76条に規定 第1項第9号 学部は尚美学園大学学則第57条に、大学院は同第76条に規定	4-2
第24条	○	学生の学習及び健康の状況について管理している。	4-2
第26条 第5項	○	尚美学園大学学則第56条に学部を、同第76条に大学院を規定	5-1
第28条	○	それぞれ備えており保存している。	4-2
第143条	○	各学部教授会規程を制定し、教授会の権限について定めている。	5-1
第146条	○	尚美学園大学学則第38条に入学前の既修得単位の認定について規定	4-1
第147条	—	早期卒業は設けていないため、該当なし	4-1
第148条	—	修業年限が4年を超える学部がないため、該当なし	4-1
第149条	—	早期卒業は設けていないため、該当なし	4-1
第150条	○	尚美学園大学学則第22条に入学資格について規定	3-1
第151条	—	高校からの飛び級入学制度がないため対象外	3-1

尚美学園大学

第 152 条	—	高校からの飛び級入学制度がないため対象外	3-1
第 153 条	—	高校からの飛び級入学制度がないため対象外	3-1
第 154 条	—	高校からの飛び級入学制度がないため対象外	3-1
第 161 条	○	尚美学園大学学則第 26 条第 1 項第 2 号及び同第 5 号に短期大学の卒業及び外国の短期大学の課程修了の編入学について規定	3-1
第 162 条	○	尚美学園大学学則第 26 条第 1 項第 10 号に外国の大学等の課程在学者の転入学について規定	3-1
第 163 条	○	尚美学園大学学則第 16 条に学年の始期及び終期を規定	4-2
第 163 条の 2	○	尚美学園大学履修規程第 27 条に証明書の発行について規定	4-1
第 164 条	○	尚美学園大学学則第 77 条に科目等履修生を、同第 78 条に特別聴講学生を規定	4-1
第 165 条の 2	○	尚美学園大学学則第 1 条に掲げている目的を達成するために、ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）、カリキュラム・ポリシー（教育課程編成の方針）及びアドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）を各学部学科及び大学院の専攻ごとに規定	1-1 2-3 3-1 4-1 4-2
第 166 条	○	尚美学園大学学則第 2 条に自己点検・評価について規定し、尚美学園大学自己点検・評価委員会規程を策定し体制を整えている。	2-2
第 172 条の 2	○	尚美学園大学学則第 3 条に教育研究等の状況の公表を規定しており、尚美学園大学基本情報として、ホームページにおいて公表	1-1 3-1 4-1 4-2 6-1
第 173 条	○	学部は尚美学園大学学則第 53 条及び同履修規程第 26 条に、大学院は同学則第 74 条及び同大学院学位規程第 8 条に規定	4-1
第 178 条	○	尚美学園大学学則第 26 条第 1 項第 2 号及び同条第 2 項に高等専門学校の編入学について規定	3-1
第 186 条	○	尚美学園大学学則第 26 条第 1 項第 6 号及び同条第 2 項に専修学校の専門課程修了者の編入学について規定	3-1
第 186 条の 4	○	尚美学園大学学則第 26 条第 1 項第 6 号及び同条第 2 項に専修学校の専門課程修了者の編入学について規定	3-1

大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	学校教育法及び大学設置基準を遵守	2-2 2-3
第 2 条	○	尚美学園大学学則第 1 条の 2 に学部、学科ごとに人材養成及び教育研究上の目的を規定	1-1

尚美学園大学

第 2 条の 2	○	尚美学園大学学則第 24 条に入学者の選考を規定し、尚美学園大学 入学者選抜規程に基づき適切に行っている。	3-1
第 3 条	○	尚美学園大学学則第 1 条の 2 に学部を規定し、教員組織について は尚美学園大学基本情報にて公表	1-1
第 4 条	○	尚美学園大学学則第 1 条の 2 に学科を規定	1-1
第 5 条	—	課程は設けていないため対象外	1-1
第 6 条	○	尚美学園大学学則第 6 条にセンターを置くことができると規定 し、尚美学園大学地域連携センターを設置（尚美学園大学地域連携 センター規程）	1-1 4-2 5-2
第 7 条	○	尚美学園大学 部長及びセンター長に関する規程第 1 条に目的と して、教育組織の運営推進及び事務局との調整のため部長及びセ ンター長を置くとしており、部長及びセンター長は専任教員が就 いている。また、各種委員会規程においてその構成に事務職員が入 ることと規定しており、協働して連携を図っている。 尚美学園大学学則第 8 条に職員組織を規定	3-2 3-3 3-4 4-2 5-1 5-2 5-3
第 8 条	○	尚美学園大学学則第 29 条の 3 に授業科目の担当について規定し、 尚美学園大学基幹教員に関する規程に詳細を規定	4-2 5-2
第 9 条	○	学長及び一部教員については、研究及び運営に専念するため、授業 を担当していない。	4-2 5-2
第 10 条 (旧第 13 条)	○	設置基準上の教員数を配置	4-2 5-2
第 11 条	○	尚美学園大学学則第 35 条に教育内容の改善のための研修を規定 毎年度全教職員へ能力・資質向上のため FD・SD 研修を実施	4-2 4-3 5-3
第 12 条	○	尚美学園大学学長選任規程第 2 条に学長の資格を規定	5-1
第 13 条	○	尚美学園大学教員資格審査基準第 3 条第 1 項に教授の資格基準を 規定	4-2 5-2
第 14 条	○	尚美学園大学教員資格審査基準第 3 条第 2 項に准教授の資格基準 を規定	4-2 5-2
第 15 条	○	尚美学園大学教員資格審査基準第 3 条第 3 項に専任講師の資格基 準を規定	4-2 5-2
第 16 条	○	尚美学園大学教員資格審査基準第 3 条第 4 項に助教の資格基準を 規定	4-2 5-2
第 17 条	○	尚美学園大学教員資格審査基準第 3 条第 5 項に助手の資格基準を 規定	4-2 5-2
第 18 条	○	尚美学園大学学則第 4 条に学科の収容定員を規定	3-1
第 19 条	○	尚美学園大学学則第 28 条に教育課程の編成を規定	4-2
第 19 条の 2	—	連携開設科目を開設しておらず、該当なし	4-2

尚美学園大学

第 20 条	○	尚美学園大学学則第 29 条に授業科目を規定	4-2
第 21 条	○	尚美学園大学学則第 31 条に単位計算方法を規定	4-1
第 22 条	○	尚美学園大学学則第 33 条第 1 項に 1 年間の授業期間を規定	4-2
第 23 条	○	尚美学園大学学則第 33 条第 2 項に授業科目の授業期間を規定	4-2
第 24 条	○	授業担当教員において適切な人数としている。	4-2
第 25 条	○	尚美学園大学学則第 30 条に授業の方法を規定	3-2 4-2
第 25 条の 2	○	尚美学園大学学則第 34 条第 1 項に授業の方法及び内容並びに 1 年間の授業の計画を、第 2 項に成績評価基準の明示を規定	4-1
第 26 条	—	昼夜開講制はとっていないため、該当なし	4-2
第 27 条	○	尚美学園大学学則第 32 条に単位の授与を規定	4-1
第 27 条の 2	○	尚美学園大学学則第 29 条第 2 項から第 4 項に授業科目の登録の上限を規定	4-2
第 27 条の 3	—	昼夜開講制はとっていないため、該当なし	4-1
第 28 条	○	尚美学園大学学則第 36 条に他の大学等の授業科目の履修を規定	4-1
第 29 条	○	尚美学園大学学則第 37 条に大学以外の教育施設における学修を規定	4-1
第 30 条	○	尚美学園大学学則第 38 条に入学前の既修得単位の認定を規定	4-1
第 30 条の 2	—	長期履修制度は設けていないため、該当なし	4-2
第 31 条	○	尚美学園大学学則第 77 条に科目等履修生を規定	4-1 4-2
第 32 条	○	尚美学園大学学則第 52 条に卒業要件を規定	4-1
第 33 条	—	医学、歯学学科に関する設置してないため該当なし	4-1
第 34 条	○	尚美学園大学基本情報におけるキャンパス紹介を参照	3-5
第 35 条	○	尚美学園大学基本情報におけるキャンパス紹介を参照	3-5
第 36 条	○	尚美学園大学基本情報におけるキャンパス紹介を参照	3-5
第 37 条	○	校地面積 118,799 m ²	3-5
第 37 条の 2	○	校舎面積 35,554 m ²	3-5
第 38 条	○	尚美学園大学メディアセンター規程第 1 条にメディアセンターの設置目的として、研究及び教育に必要な図書又は情報を収集、管理等するためと規定	3-5
第 39 条	○	体育に関する学部、学科に必要な施設として体育館を置く。	3-5
第 39 条の 2	—	薬学に関する学部学科の設置はないため、該当なし	3-5
第 40 条	○	情報系機器、楽器、体育設備等を整備	3-5
第 40 条の 2	—	1 キャンパスのため、該当なし	3-5
第 40 条の 3	○	学生納付金、補助金等の収入確保により、教育研究環境の整備を行っている。	3-5 5-4
第 40 条の 4	○	学校法人尚美学園寄附行為第 3 条に法人の目的を、第 4 条に目的を達成するための学部、学科を規定	1-1

尚美学園大学

		また、尚美学園大学学則第1条の2に学部及び学科の目的を規定	
第41条	—	学部等連携課程を設置しておらず、該当なし	4-2
第42条	—	専門職学科を設置しておらず、該当なし	1-1
第42条の2	—	専門職学科を設置しておらず、該当なし	3-1
第42条の3	—	専門職学科を設置しておらず、該当なし	5-2
第42条の4	—	専門職学科を設置しておらず、該当なし	4-2
第42条の5	—	専門職学科を設置しておらず、該当なし	4-2 5-1
第42条の6	—	専門職学科を設置しておらず、該当なし	4-2
第42条の7	—	専門職学科を設置しておらず、該当なし	4-2
第42条の8	—	専門職学科を設置しておらず、該当なし	4-1
第42条の9	—	専門職学科を設置しておらず、該当なし	4-1
第42条の10	—	専門職学科を設置しておらず、該当なし	3-5
第43条	—	共同教育課程を実施していないため、該当なし	4-2
第44条	—	共同教育課程を実施していないため、該当なし	4-1
第45条	—	共同教育課程を実施していないため、該当なし	4-1
第46条	—	共同教育課程を実施していないため、該当なし	4-2 5-2
第47条	—	共同教育課程を実施していないため、該当なし	3-5
第48条	—	共同教育課程を実施していないため、該当なし	3-5
第49条	—	共同教育課程を実施していないため、該当なし	3-5
第49条の2	—	工学に関する学科を設置しておらず、該当なし	4-2
第49条の3	—	工学に関する学科を設置しておらず、該当なし	5-2
第49条の4	—	工学に関する学科を設置しておらず、該当なし	5-2
第59条	—	外国に学部等を設置しておらず、該当なし	1-1
第60条	—	学部を置かない大学院大学ではないため、該当なし	3-5
第62条	—	新たな大学等の設置予定はなく、薬学に関する学部学科の設置もないため、該当なし	3-5 4-2 5-2

専門職大学設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
--	----------	---------	------------

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第2条	○	尚美学園大学学則第53条に学位授与を規定	4-1
第2条の3	—	専門職学科を設置しておらず、該当なし	4-1

尚美学園大学

第 10 条	○	学部は尚美学園大学学則第 53 条、大学院は同第 74 条に学位授与を規定	4-1
第 10 条の 2	—	共同教育課程を設置しておらず、該当なし	4-1
第 13 条	○	尚美学園大学学則第 52 条に学部の卒業要件を、第 73 条に大学院の課程修了の要件及び認定を規定	4-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 20 条	○	学校法人尚美学園内部統制システム整備の基本方針を定め、学校法人尚美学園コンプライアンス規程を制定する等、コンプライアンス体制を整備している。	6-1
第 27 条	○	学校法人尚美学園寄附行為第 70 条第 2 項に寄附行為を事務所に備え置き、請求があった際は閲覧に供す旨を規定	6-1
第 29 条	○	学校法人尚美学園寄附行為第 8 条に理事選任機関を規定	6-2
第 30 条	○	寄附行為第 9 条に「理事の選任」を定めており、また、第 8 条「理事選任機関」に、理事選任時にはあらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならないことを規定	6-2
第 31 条	○	学校法人尚美学園寄附行為第 10 条に理事の資格及び構成を規定	6-2
第 36 条	○	学校法人尚美学園寄附行為第 14 条、第 15 条、第 38 条、理事会運営規則第 2 条、第 3 条、第 4 条に規定	2-1 2-3 6-1 6-2
第 37 条	○	学校法人尚美学園寄附行為第 16 条に理事の職務を規定	6-1 6-2
第 39 条	○	学校法人尚美学園寄附行為第 18 条及び第 49 条に規定	6-1 6-2 6-3
第 43 条	○	学校法人尚美学園寄附行為第 23 条及び学校法人尚美学園理事会運営規則第 18 条に規定	6-2
第 45 条	○	学校法人尚美学園寄附行為第 24 条に監事の選任を規定	6-3
第 46 条	○	学校法人尚美学園寄附行為第 25 条に監事の資格を規定	6-3
第 52 条	○	学校法人尚美学園寄附行為第 30 条に監事の職務を規定	6-3
第 54 条	○	学校法人尚美学園寄附行為第 31 条に監事の調査権限等を規定	6-3
第 55 条	○	学校法人尚美学園寄附行為第 30 条に監事の職務を、第 49 条に役員の出席等を規定	6-3
第 56 条	○	学校法人尚美学園寄附行為第 30 条に監事の職務を規定	6-3
第 61 条	○	学校法人尚美学園寄附行為第 33 条に評議員の選任を規定	6-3
第 62 条	○	寄附行為第 34 条の評議員の資格に、評議員の選任に当たっては、	6-3

尚美学園大学

		私立学校法第 62 条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守することを規定	
第 66 条	○	学校法人尚美学園寄附行為第 38 条に評議員会の職務等を規定	6-3
第 78 条	○	学校法人尚美学園寄附行為第 48 条及び学校法人尚美学園評議員会運営規則第 24 条に規定	6-3
第 80 条	○	学校法人尚美学園寄附行為第 51 条に会計監査人の選任を規定	6-3 6-5
第 86 条	○	学校法人尚美学園寄附行為第 56 条に会計監査人の職務等を規定	6-5
第 99 条	○	学校法人尚美学園寄附行為第 58 条に会計監査人の職務等を規定	1-1 2-3 6-4
第 100 条	○	学校法人尚美学園寄附行為第 58 条に予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画について規定	6-2 6-3
第 103 条	○	学校法人尚美学園寄附行為第 69 条において、毎会計年度終了後、計算書類等を作成し、定時評議員会に報告することとしており、また、寄附行為第 41 条において、定時評議員会は毎会計年度終了後 3 月以内に開催することを規定	6-1 6-2 6-3 6-4 6-5
第 104 条	○	学校法人尚美学園寄附行為第 69 条に、監事及び会計監査人の監査並びに監査報告を踏まえ理事会で決議することを規定	6-2 6-5
第 105 条	○	学校法人尚美学園寄附行為第 69 条第 2 項に決算及び事業実績の報告を規定	6-3
第 106 条 第 107 条	○	学校法人尚美学園寄附行為第 70 条に財産目録等の備付け及び閲覧を規定	6-1
第 108 条	○	学校法人尚美学園寄附行為第 72 条に寄附行為の変更について規定	6-1
第 144 条	○	学校法人尚美学園寄附行為第 72 条に会計監査人の選任について規定	6-5
第 145 条	—	常勤監事設置対象法人でないため、該当なし	6-3
第 146 条	○	学校法人尚美学園寄附行為第 9 条、第 10 条及び第 18 条に理事の選任、資格及び構成、報告義務について規定	6-2
第 148 条	○	理事長裁定「学校法人尚美学園 内部統制システムの整備の基本方針」において、経営に関する管理体制、リスク管理に関する体制、コンプライアンスに関する管理体制、監査環境の整備を定めるとともに、学校法人尚美学園寄附行為第 58 条に基づき、事業計画及び中期経営計画を策定している。	1-1 2-1 2-3 6-1 6-4
第 151 条	○	学校法人尚美学園寄附行為第 76 条において、情報の公表について規定	6-1

尚美学園大学

学校教育法（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条	○	尚美学園大学学則第 59 条に修士課程を規定	1-1
第 100 条	○	尚美学園大学学則第 59 条の 2 に研究科及び専攻を規定	1-1
第 102 条	○	尚美学園大学学則第 62 条に大学院の入学資格を規定	3-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条	○	尚美学園大学学則第 62 条に大学院の入学資格を規定	3-1
第 156 条	○	尚美学園大学学則第 62 条に大学院の入学資格を規定	3-1
第 157 条	—	大学からの飛び入学制度がないため、該当なし	3-1
第 158 条	—	大学からの飛び入学制度がないため、該当なし	3-1
第 159 条	—	大学からの飛び入学制度がないため、該当なし	3-1
第 160 条	—	大学からの飛び入学制度がないため、該当なし	3-1

大学院設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	学校教育法及び大学院設置基準を遵守	2-2 2-3
第 1 条の 2	○	尚美学園大学学則第 59 条の 2 に研究科及び専攻の目的を規定	1-1
第 1 条の 3	○	尚美学園大学入学者選抜規程第 2 条に入学者選抜の体制を、第 3 条に選抜の方法を規定	3-1
第 2 条	○	尚美学園大学学則第 59 条で修士課程を規定	1-1
第 2 条の 2	—	専ら夜間において教育を行う大学院の課程を置いていないため該当なし	1-1
第 3 条	○	尚美学園大学学則第 59 条に修士課程の目的を、第 60 条に修業年限を規定	1-1
第 4 条	—	博士課程をおいていないため該当なし	1-1
第 5 条	○	尚美学園大学学則第 59 条の 2 に研究科の目的を規定	1-1
第 6 条	○	尚美学園大学学則第 59 条の 2 に専攻を規定	1-1
第 7 条	○	学校法人尚美学園寄附行為第 4 条に学部及び研究科の組織を、尚美学園大学学則第 59 条の 2 に研究科の組織を規定	1-1
第 7 条の 2	—	共同教育課程を実施していないため、該当なし	1-1 4-2 5-2
第 7 条の 3	—	研究科を設置しているため、該当なし	1-1

尚美学園大学

			4-2 5-2
第 8 条	○	本学大学院の教員組織は、学部教員がこれを兼ねており、研究科及び専攻の規模、学位の種類等に応じて適切に配置されている。	3-2 3-3 3-4 4-2 5-1 5-2 5-3
第 9 条	○	尚美学園大学学則第 8 条第 5 項から第 8 項に、教授、准教授、講師及び助教の職務を規定するとともに、尚美学園大学教員資格審査基準第 3 条に、教授、准教授、講師、助教及び助手の資格基準を定め、教員の資格を適切に審査し、必要な大学院教員数を配置している。	4-2 5-2
第 9 条の 3	○	尚美学園大学学則第 35 条に教育内容の改善のための研修を規定 尚美学園大学 FD 及び SD に関する基本方針を定め、毎年度全教職員へ能力・資質向上のため FD・SD 研修を実施	4-2 4-3 5-3
第 10 条	○	尚美学園大学学則第 5 条に研究科、専攻、収容定員を規定	3-1
第 11 条	○	尚美学園大学学則第 64 条に大学院の授業科目及び単位数を、同第 65 条に履修方法を、同第 73 条に課程修了の要件及び認定を規定	4-2
第 12 条	○	尚美学園大学学則第 64 条及び尚美学園大学 大学院履修規程において規定	3-2 4-2
第 13 条	○	尚美学園大学学則第 69 条において、他大学の大学院等における研究指導を規定	3-2 4-2
第 14 条	—	夜間等に研究指導等を行う教育方法の特例を実施していないため、該当なし	4-2
第 14 条の 2	○	尚美学園大学大学院履修規程第 4 条に履修計画を、同第 5 条に履修の認定を、尚美学園大学学則第 73 条に課程修了の要件及び認定を、第 76 条に 1 年間の授業計画の準用（同第 33 条）を規定	4-1
第 15 条	○	尚美学園大学学則第 65 条に履修方法（単位）を、同 76 条の準用（同第 33 条）において 1 年間の授業期間、授業科目の授業期間を、同第 73 条に課程修了の要件及び認定を、同第 66 条に他大学の大学院における授業科目の履修を、同第 67 条に入学前の既修得単位の認定を、同第 78 条に特別聴講学生を規定	3-2 3-5 4-1 4-2
第 16 条	○	尚美学園大学学則第 60 条に修業年限を、同第 73 条に課程修了の要件及び認定を規定	4-1
第 17 条	—	博士課程を設置していないため、該当なし	4-1
第 19 条	○	尚美学園大学基本情報においてキャンパス紹介として講義室等を掲載	3-5

尚美学園大学

第 20 条	○	情報系機器、楽器、体育設備等を整備	3-5
第 21 条	○	尚美学園大学メディアセンター規程第 1 条にメディアセンターの設置目的として、研究及び教育に必要な図書又は情報を収集、管理等するためと規定	3-5
第 22 条	○	大学院、学部双方において効率的に施設、設備の共用を図っている	3-5
第 22 条の 2	—	1 キャンパスのため、該当なし	3-5
第 22 条の 3	○	学生納付金、補助金等により安定的な収入を確保しており、教育研究の環境の整備を行っている。	3-5 5-4
第 22 条の 4	○	尚美学園大学学則第 59 条の 2 に研究科及び専攻を規定	1-1
第 23 条	—	学部をおいているため、該当なし	1-1
第 24 条	—	学部をおいているため、該当なし	3-5
第 25 条	—	通信教育課程を置いていないため、該当なし	4-2
第 26 条	—	通信教育課程を置いていないため、該当なし	4-2
第 27 条	—	通信教育課程を置いていないため、該当なし	4-2 5-2
第 28 条	—	通信教育課程を置いていないため、該当なし	3-2 4-1 4-2
第 29 条	—	通信教育課程を置いていないため、該当なし	3-5
第 30 条	—	通信教育課程を置いていないため、該当なし	3-2 4-2
第 30 条の 2	—	研究科等連携課程を置いていないため、該当なし	4-2
第 31 条	—	1 つの大学院のため、該当なし	4-2
第 32 条	—	共同教育課程をとっていないため、該当なし	4-1
第 33 条	—	共同教育課程をとっていないため、該当なし	4-1
第 34 条	—	共同教育課程をとっていないため、該当なし	3-5
第 34 条の 2	—	工学を専攻する研究科を置いていないため、該当なし	4-2
第 34 条の 3	—	工学を専攻する研究科を置いていないため、該当なし	5-2
第 43 条	—	博士課程を設置しておらず、該当なし	3-3
第 44 条	○	尚美学園大学基本情報において奨学金、授業料減免について公表	3-4
第 46 条	—	外国に大学院を設置していないため、該当なし	1-1
第 47 条	—	新たに大学院設置していないため、該当なし	3-5 5-2

専門職大学院設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
--	----------	---------	------------

尚美学園大学

学位規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条	○	尚美学園大学学則第 73 条に課程修了の要件及び認定を、同第 74 条に学位の授与を規定	4-1
第 4 条	—	博士課程を設置していないため、該当なし	4-1
第 5 条	○	尚美学園大学大学院学位規程第 3 条及び第 6 条において学位論文の審査体制を定めており、学位規則の趣旨に則した運用を行っている。	4-1
第 5 条の 3	—	専門職大学院を設置していないため、該当なし	4-1
第 12 条	—	博士課程を設置していないため、該当なし	4-1

大学通信教育設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
--	----------	---------	------------

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「-」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。